

平成26年
第1回

沖縄県議会（臨時会）会議録

平成26年1月9日 開会

平成26年1月10日 閉会

} 2日間

沖縄県議会

1. 会期日程	3
1. 開会日に応招した議員	5

○第1号（1月9日）

1. 開会年月日時	7
1. 議事日程	7
1. 本日の会議に付した事件	7
1. 出席議員	7
1. 欠 員	8
1. 説明のため出席した者の職、氏名	8
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	8
1. 開 会	8
1. 諸般の報告	8
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
1. 日程第2 会期の決定	9
1. 日程第3 特別委員選任の件	9
1. 日程第4 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋め立て承認申請の審査結果について （報告）	9
1. 知事（仲井眞弘多君）の報告	9
1. 日程追加 緊急質問の件	10
1. 緊急質問	10
照屋 守之君	10
仲村 未央さん	17
玉城 義和君	26
金城 勉君	36
渡久地 修君	42
呉屋 宏君	49
比嘉 京子さん	55
1. 日程第5 議員提出議案第1号 米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める 意見書	62
1. 仲宗根 悟君の提案理由説明	62
1. 委員会付託	63
1. 日程追加 議員提出議案第2号 米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める 意見書	63
1. 座喜味一幸君の提案理由説明	63
1. 委員会付託	63
1. 散 会	63

○第2号（1月10日）

1. 開議年月日時	65
1. 議事日程	65

1. 本日の会議に付した事件	65
1. 出席議員	65
1. 欠 員	65
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	66
1. 開 議	66
1. 一括議題	66
{ 日程第1 議員提出議案第1号 米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書 日程第2 議員提出議案第2号 米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書 } 	66
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	66
1. 討 論	67
玉城ノブ子さん	67
座喜味一幸君	68
山内 末子さん	68
新田 宜明君	69
比嘉 京子さん	70
1. 採 決	70
1. 仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議の動議の提出	71
1. 日程追加 議員提出議案第3号 仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議	71
1. 仲村 未央さんの提案理由説明	71
1. 討 論	72
上原 章君	72
奥平 一夫君	73
座喜味一幸君	73
照屋 大河君	74
桑江朝千夫君	75
西銘 純恵さん	76
又吉 清義君	77
島袋 大君	78
照屋 守之君	79
1. 採 決	81
1. 閉 会	81

○巻末掲載文書

1. 議員提出議案	83
1. 諸般の報告	87
1. 委員会審査報告書	89
1. 議案処理一覧表	91

平成26年第 1 回沖縄県議会（臨時会）会期日程

会期 2 日間
 自 平成26年 1 月 9 日
 至 平成26年 1 月10日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	1 月 9 日	木	本 会 議 （会議録署名議員の指名） （会期の決定） （特別委員の選任の件） （知事からの行政報告） （議員提出議案の説明、質疑）	委員会付託
2	10日	金	委員会 （議案審査） 本会議 （委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

喜 納 昌 春 君
浦 崎 唯 昭 君
上 原 章 君
砂 川 利 勝 君
具志堅 透 君
又 吉 清 義 君
儀 間 光 秀 君
新 田 宜 明 君
仲 村 未 央 さん
玉 城 満 君
西 銘 純 恵 さん
比 嘉 京 子 さん
吉 田 勝 廣 君
島 袋 大 君
中 川 京 貴 君
桑 江 朝千夫 君
座喜味 一 幸 君
呉 屋 宏 君
仲宗根 悟 君
崎 山 嗣 幸 君
山 内 末 子 さん
瑞慶覧 功 君
渡久地 修 君

大 城 一 馬 君
嶺 井 光 君
前 島 明 男 君
照 屋 守 之 君
新 垣 良 俊 君
仲 田 弘 毅 君
新 垣 安 弘 君
當 間 盛 夫 君
照 屋 大 河 君
狩 俣 信 子 さん
赤 嶺 昇 君
新 垣 清 涼 君
金 城 勉 君
糸 洲 朝 則 君
翁 長 政 俊 君
新 垣 哲 司 君
具 志 孝 助 君
新 里 米 吉 君
高 嶺 善 伸 君
奥 平 一 夫 君
玉 城 義 和 君
玉 城 ノブ子 さん
嘉 陽 宗 儀 君

平成26年 1 月 9 日

平成 26 年
第 1 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

（第 1 号）

平成26年
第 1 回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第 1 号）

平成26年 1 月 9 日（木曜日）午前10時 3 分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成26年 1 月 9 日（木曜日）

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 特別委員の選任の件
- 第 4 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋め立て承認申請の審査結果について（報告）
- 第 5 米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書

仲宗根	悟 君	新 田	宜 明 君	
仲 村	未 央 さん	崎 山	嗣 幸 君	
照 屋	大 河 君	狩 俣	信 子 さん	
新 里	米 吉 君	高 嶺	善 伸 君	
奥 平	一 夫 君	玉 城	満 君	
山 内	末 子 さん	瑞慶覧	功 君	提出 議員提出議案第 1 号
赤 嶺	昇 君	新 垣	清 涼 君	
玉 城	義 和 君	渡久地	修 君	
西 銘	純 恵 さん	玉 城	ノブ子 さん	
嘉 陽	宗 儀 君	大 城	一 馬 君	
比 嘉	京 子 さん			

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 特別委員の選任の件
- 日程第 4 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋め立て承認申請の審査結果について（報告）
- 日程追加 緊急質問の件
- 日程第 5 米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書
- 日程追加 米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書

出 席 議 員（46名）

議 長	喜 納 昌 春 君	9 番	玉 城 満 君
副議長	浦 崎 唯 昭 君	10 番	西 銘 純 恵 さん
1 番	上 原 章 君	11 番	比 嘉 京 子 さん
2 番	砂 川 利 勝 君	12 番	吉 田 勝 廣 君
3 番	具志堅 透 君	13 番	島 袋 大 君
4 番	又 吉 清 義 君	14 番	中 川 京 貴 君
6 番	儀 間 光 秀 君	15 番	桑 江 朝千夫 君
7 番	新 田 宜 明 君	16 番	座喜味 一 幸 君
8 番	仲 村 未 央 さん	17 番	吳 屋 宏 君

18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 山 内 末 子 さん
 21 番 瑞慶覧 功 君
 22 番 渡久地 修 君
 23 番 大 城 一 馬 君
 24 番 嶺 井 光 君
 25 番 前 島 明 男 君
 26 番 照 屋 守 之 君
 27 番 新 垣 良 俊 君
 28 番 仲 田 弘 毅 君
 29 番 新 垣 安 弘 君
 30 番 當 間 盛 夫 君
 31 番 照 屋 大 河 君

32 番 狩 俣 信 子 さん
 33 番 赤 嶺 昇 君
 34 番 新 垣 清 涼 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 41 番 新 垣 哲 司 君
 42 番 具 志 孝 助 君
 43 番 新 里 米 吉 君
 44 番 高 嶺 善 伸 君
 45 番 奥 平 一 夫 君
 46 番 玉 城 義 和 君
 47 番 玉 城 ノブ子 さん
 48 番 嘉 陽 宗 儀 君

欠 員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	農林水産部長	山 城 毅 君
副 知 事	高 良 倉 吉 君	土木建築部長	當 銘 健一郎 君
副 知 事	川 上 好 久 君	知事公室秘書	久 貝 富 一 君
知事公室長	又 吉 進 君	広報交流統括監	
総 務 部 長	小橋川 健 二 君	総 務 部	田 端 一 雄 君
企 画 部 長	謝 花 喜一郎 君	財 政 統 括 監	
環境生活部長	當 間 秀 史 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君	主 幹	佐久田 隆 君
次 長	知 念 正 治 君	主 査	嘉 陽 孝 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君		
副 参 事 兼 課 長 補 佐	勝 連 盛 博 君		

○議長（喜納昌春君） ただいまより平成26年第1
 回沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に
 より御了承願います。

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開き
 ます。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

日程に入ります前に報告いたします。

本日、仲宗根悟君外20人から、議員提出議案第1号
 「米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を
 求める意見書」及び座喜味一幸君外13人から、議員提
 出議案第2号「米軍普天間飛行場の一日も早い返還と
 危険性の除去を求める意見書」の提出がありました。

次に、本日、知事から、お手元に配付いたしました
 報告書の提出がありました。

○議長（喜納昌春君） 日程第1 会議録署名議員
 の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条
 の規定により

25番 前 島 明 男 君 及び

33番 赤 嶺 昇 君

を指名いたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、1月9日及び10日の2日間といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、1月9日及び10日の2日間と決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第3 特別委員の選任の件を議題といたします。

本件については、議員の辞職に伴い、米軍基地関係特別委員に欠員が生じていることから、委員を選任する必要があります。

お諮りいたします。

委員会条例第5条第1項の規定により米軍基地関係特別委員に桑江朝千夫君を指名いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、米軍基地関係特別委員に桑江朝千夫君を選任することに決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第4 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請の審査結果について（報告）を議題といたします。

知事からの報告を求めます。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請の審査結果について、御説明いたします。

平成25年3月22日に提出された普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請については、公有水面埋立法等にとり手続及び審査を行ってまいりました。

同年6月28日に告示を行い7月18日までの3週間縦覧するとともに、3500件以上の利害関係者の意見を受け付けました。

また、8月1日には名護市長、第11管区海上保安本部中城海上保安部、県環境生活部、県農林水産部など関係行政機関への意見照会、同13日には埋立予定地の現況を把握するため現地確認を行いました。

このような手続等の実施とあわせて、法に定められている承認基準やその他の基準への適合状況について審査を行ってまいりましたが、申請書の内容をより詳細に把握するため10月4日に事業者である沖縄防衛局に対して最初の質問を送付いたしました。

その後、名護市長意見や県環境生活部意見に対する事業者見解を求めるなど、4回の質疑応答を行い、事業計画及び環境保全措置等の内容の把握に努め、12月下旬に審査を終了いたしました。

その結果、事業者は工事中の騒音などの環境保全措置、ジュゴンなど海生生物に対する環境保全措置、また、供用後の航空機騒音対策などを実施する計画であり、現段階でとり得ると考えられる対策が講じられているものと判断いたしました。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願ひます。静粛に願ひます。

○知事（仲井真弘多君） したがって、法に定められた承認基準等に適合していると判断せざるを得ず、名護市長や利害関係者から反対の意見が提出されていることを勘案したとしても、総合的に本申請を承認せざるを得ないものと判断し、留意事項を付した上で承認したところであります。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願ひます。静粛に願ひます。

○知事（仲井真弘多君） この際、沖縄の基地問題及び振興に関する私の所信について申し述べます。

私は、沖縄県知事として7年間、基地問題の解決と経済振興を中心とした沖縄振興に取り組んでまいりました。

基地問題については、これまでの要請事項の中で代表的な4項目を選び、私から改めて安倍総理へ直接要求したところであります。

第1に、普天間飛行場の5年以内の運用停止、早期返還、第2に、キャンプ・キンザーの7年以内全面返還、第3に、日米地位協定の条項の追加等、改定、第4に、オスプレイ12機程度を県外の拠点に配備。

安倍総理はこれら4項目の要望を全て受けとめ、米国との交渉をまとめていくという強い姿勢を示されました。

特に普天間飛行場について、安倍総理は、辺野古移設計画が9.5年またはそれ以上の期間を要することから、その間の危険性除去が極めて重要な課題との認識を私と共有しており、政府として5年以内運用停止の実現に全力で取り組むことを表明されました。

キャンプ・キンザーにつきましては、返還までの期間を最大限短縮するとのことであり、日米地位協定については、沖縄からの要請を踏まえて、環境関連の新たな補足協定の作成について交渉を開始することで米側と合意がなされているとの説明がありました。

オスプレイについては、まず12機程度の訓練の分散からスタートし、拠点の分散、そして普天間飛行場の運用停止に伴い全機を県外に出すことも視野に入れています。

今回の埋立承認によって政府は辺野古移設に取り組むこととなり、久辺三区を初め名護市の皆様、北部の皆様には御苦勞をおかけすることになりますが、御理解と御協力を賜りたいと思います。一方で……（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○知事（仲井眞弘多君） 一方で、北部や離島、過疎地の振興なくして沖縄の振興・発展なしとの私の政治公約に基づき、名護市、北部の皆様とともに北部地域の活力活性化に全力で取り組んでまいります。

沖縄振興については、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けて、振興計画期間内の予算3000億円台の確保、北部振興事業における毎年少なくとも50億円の事業継続とあわせて那覇空港第2滑走路の2019年末までの完成について、安倍政権として決定していただいております。

今後、これらの有効活用により、沖縄が飛躍的に発展していくことを確信しております。

一方で、国際情勢は県民の意思にかかわらず緊張していると認識しており、沖縄も日本全体の中で一定の役割を担う必要があると認識しております。

しかしながら、過重な……（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君） 基地負担は不公平であり、全国の問題として軽減されるべきものと考えております。いずれも……（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

○知事（仲井眞弘多君） いずれも重要な政策課題であり、今回の安倍政権の対応は、その意味でバランスがとれており、かつてない内容と申し上げました。

普天間飛行場移設問題を初めとする沖縄の基地問題は、国民的な課題として取り組むことが必要であることから、政府のリーダーシップが不可欠であります。

政府は、安倍総理の強いリーダーシップにより、米国との交渉及び全国的な課題としての取り組みを進め、普天間飛行場の5年以内運用停止を初め沖縄の課題解決に向けて最大限に取り組む必要があることを申し上げ、私の説明といたします。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事の報告は終わりました。

○議長（喜納昌春君） 傍聴人に申し上げます。

傍聴人は騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、改めて申し上げておきます。

○議長（喜納昌春君） この際、申し上げます。

7日の議会運営委員会において、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請の審査結果について（報告）」に関して緊急質問を行うことに意見の一致を見ております。

また、同報告に関して照屋守之君、仲村未央さん、玉城義和君、金城勉君、渡久地修君、呉屋宏君及び比嘉京子さんから緊急質問の通告があります。

よって、お諮りいたします。

緊急質問の件を日程に追加するとともに、照屋守之君、仲村未央さん、玉城義和君、金城勉君、渡久地修君、呉屋宏君及び比嘉京子さんの緊急質問に同意し、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、緊急質問の件を日程に追加するとともに、照屋守之君、仲村未央さん、玉城義和君、金城勉君、渡久地修君、呉屋宏君及び比嘉京子さんの緊急質問に同意し、発言を許すことは可決されました。

なお、緊急質問につきましては、議会運営委員会において決定された緊急質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（喜納昌春君） これより順次発言を許します。

照屋守之君。

○照屋 守之君 おはようございます。

先ほど仲井眞弘多県知事から、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請の審査の過程について御説明をいただきました。

私は、何点か通告をしてありますから、それに従って質問をさせていただきます。

まず1点目ですね。この法律上の基準に適合している申請について不承認とすることができるかという、これは県民も非常に大きな関心があることですから、そのことについてまず御説明お願いできますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基準に適合している申請を不承認とすることができるかという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

公有水面埋立法第4条第1項各号の要件に全て適合する埋め立てでも、第4条第3項の免許禁止基準に適合しないときなど他の合理的な理由があるときは、免許拒否ができるものと解説されております。

なお、今回の申請につきましては、第4条3項の免許禁止基準等に適合しており、不承認とする合理的な理由はないものと認識しております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 今、御説明ありましたように、法律上基準に適合している場合については、この埋立法は不承認とすることはできないという、そういうふうなことの判断だと思います。

さらに、この問題につきましては、政治的なさまざまな理由とかあるいは地域の意見もございます。そしてまた、県民の長年のさまざまな思い、そういうものもございます。さらにまた、知事の公約等々も含めて、その法律以外のいろんな理由があります。ですから、そういうふうな部分でこの埋め立ての承認申請を不承認とすることができるのか。そのことについても伺いたいします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 政治的理由などで不承認とすることができるかという御趣旨の御質問だと思いますので、そういう方向で答弁させていただきます。

法律上、基準に適合している申請について、政治的理由、地域の意見、県民の思い、公約等で不承認とすることは、その裁量の範囲を逸脱している可能性もあると思料されることから、これらを理由に不承認とすることは困難ではないかと考えております。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

静粛に願います。

○照屋 守之君 我が国は法治国家であり、そうい

う法律のもとに沖縄県の行政、あるいは国政の行政も市町村の行政も成り立っているというふうなことからすると、やっぱり公有水面埋立法という法律のもとの判断ということがよく理解できました。

この法律に基づく行政手続の判断というのは、やっぱり法的な部分からいたしますとそれほどシビアなもので、行政というのは、その法にのっとった仕事をするという観点からすると、その法律的手続、その基準というものは相当シビアなものになっているわけですね。その御説明もお願いできますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 一般的に、公有水面埋立法に基づく承認申請につきましては、法令にのっとり手続及び審査を行うべきものと考えております。

今回の申請につきましても、適切に手続及び審査が行われたものと認識しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 そういたしますと、仲井眞知事は行政のトップとしてその法律に基づいて仕事をしていくという、その責任者という、これは法律に基づいた行政のトップですね。もう一方は、選挙で選ばれた、その政治的なリーダーという、この両方の側面がありますね。

ですから、そういたしますと、今、県民のその非常にシビアな問題について、法律に基づく判断と知事が掲げたお約束、公約に掲げた部分の判断と、この両方の2つの判断基準があって非常に厳しい判断になったと思うんですね。その法律に基づく判断と、その公約とあるいは県民の感情とか思いとかというふうな部分のその判断、この分についてはどういう形で調整されたというかクリアされたというかですね。よろしくお願いします。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問は、法律に基づく判断と公約等の判断についての御趣旨の御質問だったと思います。答弁いたします。

今回の申請につきましては、公有水面埋立法など関

係法令にのっとり手続及び審査を行った結果、現段階でとり得ると考えられる対策等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところであります。

なお、選挙公約は県民との約束であり、全力でその実現に向けて取り組んでいるところであります。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、これは県民が仲井眞知事が埋立承認をした後に、引き続き県外を求めていくというそういうふうな発表・表明しておりますけれども、今、この説明で十分理解できましたよ。やっぱり行政の長としては、法律に基づく埋め立ての承認、これは法律ですからね。法律に基づくその判断と、あるいはまたお約束をした、県民に対して約束をした部分の判断、このどっちが重いかどっちが軽いかというレベルではないわけですね。やっぱり行政のトップとしては、法律はそれは守らないといけないという、そういうふうなことになるわけですから、埋立承認は法律的手続をやった上で、あるいはまた県民感情とかそういうふうな思いも込めて県外を求めていくということは、これはやっぱり今改めて理解をするわけですけれども。

さらに続きまして、公有水面埋立法第4条第1項の6項目をクリアしなければ承認できないとの議会答弁もございました。そのことについての御説明をお願いしますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋立申請の承認基準は、公有水面埋立法第4条第1項で定められております。

具体的に申し上げますと、第1号「国土利用上適正且合理的ナルコト」、第2号「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」、第3号「埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体(港務局ヲ含ム)ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト」、第4号「埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト」、第5号「第2条第3項第4号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト」、第6号「出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト」、これらの6つの基準が定められておりまして、これら各号に適合しなければ承認できないものと理解をしております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、今回、埋め立ての

承認がされたということは、それをクリアしているという、そういう理解でいいんですね。

○土木建築部長（當銘健一郎君） はい、そのとおりです。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 次に、仲井眞知事は、基地の負担軽減について4項目要望しておりますね。その政府の取り組む姿勢について伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 政府の取り組み姿勢ということですが、安倍総理は去る12月25日、知事との面談の中で、沖縄県からの要望につきまして、さまざまな困難も予想されるが、「日本政府としてできることはすべて行う。そういうのが安倍政権の基本姿勢であります」と明言されております。

このことは、沖縄の4項目の全てを受けとめ、米国と交渉をまとめていくという強い姿勢が示されたものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この件について、安倍総理が力強く決意を表明されて、今、県民には口約束にすぎないというそういうふうな批判もあります。我々自民党県連としても、総理があれだけ強い決意を表明して、この基地負担軽減について取り組むと。まさにこれはもう政治的な判断ですから、やっぱりああいうふうな取り組むときはそういう最高責任者、トップリーダーがそういう形で取り組むという形でまず表明をして、それを具体的にはそれぞれの省庁で取り組んでいくというのが行政あるいはまた政治的な動きだと私は理解していて、まず総理の口からそういう決意が表明をされたというものについては非常に重く受けとめているわけですが、知事はどのようにお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 5年以内の運用停止など実現に向け、政府のこの対応についてという趣旨の御質問だと思うんですが、答弁いたします。

安倍総理からは、移設までの間の危険性除去が極めて重要な課題との認識を私と共有していると表明がありました。また、本土における沖縄の基地負担軽減に向けた努力を十二分に行うべきとの考えも示され、作業チームを設置して具体化に取り組むとの説明がありました。引き続き、政府における取り組み状況などの説明とその実現を強く求めてまいり所存でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 客観的に見てもやっぱり政府は、

安倍総理も含めて政府を挙げてこれまでにない取り組み、あるいはまたこの問題解決、沖縄の基地負担軽減について取り組みをしているなどというふうなことを私も今感じているわけですが、ぜひその実現方をお願いしたいわけですね。

この普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題、その取り組みについて伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員が御指摘のように、普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要でございます。このことから、昨年末の沖縄政策協議会において、普天間飛行場の5年以内運用停止、早期返還を要請いたしました。

これに対し、安倍総理はその後の面談の際に、普天間飛行場の危険性除去が極めて重要な課題であるという認識を示すとともに、本土における沖縄の基地負担の軽減に向けた努力を十二分に行うべきであるとし、具体化に向けて取り組む旨の発言がございました。

県としましては、今後、引き続き、政府における取り組み状況などの説明とその実現を強く求めてまいります。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 安倍総理を含めて、私、政府は今回非常に強い決意で、あるいはこれまでにないような手法で沖縄県の基地負担軽減について取り組みをしていると思っているんですね。そのことと知事の埋立申請というのはリンクするのでしょうか、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 基地負担の軽減につきましては、埋立承認申請とは別に以前から政府に対して要請してきたものでございます。

今回の埋立承認申請につきましては、公有水面埋立法等にのっとり審査し、承認するとの結論に至ったものでございます。

このようなことから、今回政府から示された基地負担軽減策と埋立承認申請の判断については、リンクするものではございません。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 次に、総理がキャンプ・キンザーの7年以内の全面返還で、防衛省に返還計画促進のためのチームを設置したというふうにございます。県は、政府に対してこれを具体的にどのような形で求めていますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県といたしましては、返還計画の推進に当たり、政府に対し返還に際して移設される施設内容の具体的な説明、跡利用計画の円滑な実施のための情報提供や立入調査の実施、文化財調査専門員の確保、施設を受け入れる地元市町村の意向への配慮などを強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 議長、ちょっと10番飛ばしているようです。済みません、戻ります。

先ほど県知事が要請で掲げた基地負担軽減の4項目ですね。これも埋立申請のための条件かということの確認をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 基地負担軽減はこの埋立承認の条件かという御趣旨の質問ですが、基地負担の軽減につきましては、これまでも繰り返し政府に要請してきたところでございます。

12月17日の沖縄政策協議会におきましては、県民への影響が特に大きく、かつ喫緊に解決する必要がある4項目に絞りまして、政府に対して要請を行ったところでございます。したがって、これまでの要請の趣旨に沿ったものでありまして、承認のための条件ではございません。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 政府は、キャンプ・キンザー倉庫地区は「返還までの期間を最大限短縮することを目指す」という表明をしております。7年以内の全面返還のこのことも含めて、その可能性について伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 防衛省は去る1月6日、その省内に「沖縄基地負担軽減推進のための特別検討作業チーム」を設置し、「沖縄における米軍施設・区域の早期返還及び訓練移転を含む負担軽減策について、特に推進すべき検討課題を特定し、当該課題に対する具体的な取組の方策等を検討する」、このようにっております。

県といたしましては、当該チームにおいて跡地利用の円滑な推進に配慮しつつ、県の要望いたしております方向で、キャンプ・キンザーの全面返還の確実な実施に向け取り組んでいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 次に、キャンプ・キンザーの7年以内の全面返還という負担軽減策に対する地元浦添市の見解について伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 去る12月25日の政府の発表につきまして、浦添市はこれまでキャンプ・キンザーの一括全面返還を求めてきており、今後、跡地利用推進に向け取り組みたいと考えているという、そのような姿勢を示しております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 あわせて、この普天間飛行場を抱える宜野湾市、今回承認とかあるいはまた政府の対応について、宜野湾市はどういうふうに考えていますか。

○知事公室長（又吉 進君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 宜野湾市は今回の知事の決定を重く受けとめ、一日も早い普天間飛行場の危険性除去に取り組んでいただきたいという旨の姿勢を示しておられます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私も宜野湾市長からは今回の知事の判断について非常に高く評価をして、やっぱり長年にわたる宜野湾市民の皆様方のあの厳しい状況を一日も早く解除してもらいたいと、そういう強い思いがあって評価をしているということは承っております。

さらに今回の負担軽減策について、問題はアメリカ側。私どもも日本政府の強い決意、これはもう総理大臣も含めてわかっております。アメリカ側の対応が気になります。そのことについて伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員から御質問のとおり、県におきましてもいわゆる基地を実際に使用しているアメリカの反応とあるいは姿勢というものは大変注意をすべきであると考えております。

安倍総理は去る12月25日の面談の中で、沖縄県からの要望について、事柄によっては相手もあることから実現にはさまざまな困難も予想されるとしながらも、「日本政府としてできることはすべて行う。」、「そういうのが安倍政権の基本姿勢であります。」と明言されました。このような姿勢は初めてのことだと考えております。

このことは、沖縄の4項目の全てを受けとめ、米国と交渉をまとめていくという強い姿勢を示したものでありまして、政府は、安倍総理の強いリーダーシップ

により、米国との交渉及び全国的な課題としての取り組みを進め、基地負担の軽減に向けて取り組んでいただきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 アメリカ側も今回の埋立承認について非常に関心を当然寄せているわけでありすけれども、そういうふうな事実関係も含めて、これまでなかなか日本政府と交渉をするということが厳しいということもあったようでありすけれども、客観的に見ていろんな情報を確認してみると、アメリカ側もかなり日本政府と一緒に沖縄県民の負担軽減、この問題解決に向けて取り組む姿勢があるということを感じているわけでありす。せんだって、小野寺防衛大臣とアメリカの国防長官が電話対談をしてその日本政府の意向を伝えて、アメリカの国防長官もそのことについては、県民の基地負担軽減については一緒に取り組んでいくという、そういうふうな趣旨の報道もございました。そのことも含めてこれまでなかなか厳しい状況のことがアメリカも本気になって、県民の負担軽減をしていくとか、あるいは今抱えている問題解決に向けて積極的に取り組んでいくんだなという、そういうふうなことを感じているわけでありすけれども、今回のその小野寺防衛大臣やあるいはまた米国の国防長官のこの問題解決に対する対談については、どのように捉えておりますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど来答弁いたしましたように、かつてなかったような決意を安倍総理が示されたということを変換県は重く受けとめております。

さらにこれを受けまして、この小野寺防衛大臣がアメリカと話し合いを始めたということを変換注意深く私どもも見ておりまして、ぜひ沖縄県の要望する方向で進めていただきたい。今後また強く強く求めていくという姿勢でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 岩国市長が沖縄に参りまして、KC130空中給油機の受け入れについて直接知事とも会談をし、その後に受け入れを表明しております。この間、日本全国に対して沖縄県の基地負担を分かち合っほしい、軽減してほしいという知事の訴え、あるいはまたさまざまな県民の訴えが、私は日本全国に伝わっていると思っております。私どもも岩国市議会の議員といろいろな情報交換をさせていただきましたけれども、ひとしく我が沖縄県民は、日本国全体で私どもに基地を押しつけているというそういうふうなニュア

ンスがございますけれども、日本全国各地の方々がこの沖縄の現状、普天間飛行場の現状、基地の現状について非常に憂えているということがあって、そこは今、この普天間飛行場の問題で全国にいろんな情報が発信されている中で、岩国のようにそういう形で何とか沖縄の負担を自分たちも背負って軽くしてあげようという、そういう動きが出てきていると思っております。全国民も含めて何とか県民の負担を軽くしてあげよう、長年にわたって沖縄県に日本の安全保障を任せてきた。そのことはまた別の意味で日本国民が沖縄県を支援をしているという現状はありますけれども、この本質的な沖縄県の歴史や、あるいはまた基地負担を何とかしてあげようという動きが私はいよいよ高まってきていると思っているんですね。ですから、その象徴がKC130の岩国移転だと思っているんですよ。この移転については普天間飛行場にどのような影響を与えていると考えているか、お願いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） KC130の移転につきましては、日米合意が既になされておりまして、その実現が大変おくれたというところでございます。

これは県の要望であったわけですが、昨年末に福田岩国市長が——山口県内、岩国市内には異論があったようですが——昨年末に容認する考えを政府に伝えまして、これが一歩進んだということでございます。

KC130の移転はこれはもちろん現在の普天間飛行場の危険性の除去、騒音の低減に貢献するわけですが、さらに知事が説明で申し上げましたように、やはり一歩一歩でございますけれども、全国に沖縄の基地問題を考えるという、その第一歩になったのではないかとこのように考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 日米地位協定、まさにこのことは長年にわたって県民が何とかならんかという部分で、非常に大きな課題であります。これは事件・事故の対応等々も含めて、やっぱり県民からすると我が沖縄県が兵隊とかそういう軍人・軍属そういう形で守られているという、そういうふうなことも含めて非常に懸念がございまして、これはもう県も県議会もあるいはまたそれぞれの市町村議会も挙げて日米地位協定を何とかしてほしい、改正してほしいという訴えをしてまいりましたけれども、なかなか政府は運用改善という、そういうようなことでとり合ってもらえなかったというのが実態だろうと思っております。

今回、私どもはこの日米地位協定、知事は環境条項

も含めてこれまでの改定ではなかなか厳しいということ、それを何らかの形でその県民の思いを結実してこの日米地位協定に風穴をあけたい。それはやっぱり環境条項という部分で、その部分をしっかり捉えてそのことについてはアメリカも同意はできるだろうというふうなことのもとに今環境条項も含めた日米協定を補足する、新たな政府機関の協定というふうなことが問題提起されておりますけれども、そのことについていかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 昨年12月25日に、日米両政府は、「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組み」に関する共同発表を行い、同枠組みの作成に向けた2国間の協議を開始するとしております。このことは2つの意味がございます。

1つは、地位協定はこれまで運用の改善が最も適切であるという形で、条文を一切さわってなかったわけでございますけれども、一つこれは補足協定という形、そういった協定そのもので一歩前進させる可能性があるということでございます。

もう一つは、この環境でございますけれども、政府においては、事故発生後の速やかな立ち入り、資料採集などの環境調査を可能とすることや、返還予定施設の跡地利用計画が円滑に推進されるよう、環境や文化財に対し土壌の掘削を行う調査を可能とすることなど、これは県が求めていることでございます。このことについてしっかり取り組んでいただきたいと、これを受けとめていただきたいということで、この2つの意味がまだまだ未確定な部分もございますけれども、一定の前進が図られつつあるというふうに承知しております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この日米地位協定の部分で新たな政府間協定が始まる。これは恐らく日米地位協定が制定をされて初めてのことじゃないですか。多分、補足協定も含めて協議をしていくという、この日米地位協定の部分について恐らくアメリカが日本政府とそういう形で真剣に取り組んでいく。これまではいろいろそういう申し入れをするにしても、それぞれの運用改善というふうなことでしか日本政府は受け取れなくて、それが沖縄県に来ているわけですね。ですから、私はこの日米地位協定、これは何十年にわたってつくられて運用をされてきたこの部分が、もうアメリカがこれは何としてもそのまま改正する必要がなく運用改善でいってやってきたことが、こういうふうな形で、政府間でその協議をしていきたいと思いますというふうな部

分ができてきて、それに何らかの形で補足協定であれ、どういうふうな形であれ、そういうふうな協議が進められていくというのは、もうこれはすごいことじゃないかなと思っているんですよ。ですから、これはこの日米地位協定がつくられてこれまでに具体的にそういうふうな動きがあったのかどうか。それと今後の期待といいますか、そのことも含めてもう一度お願いできますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員が御指摘になったように、日米地位協定につきましてはこれまで運用の改善といったことが最大の動かし方であったわけですが、今般の政府の発表は一定の前進であるというふうに受けとめております。

また、県は11項目といった項目を並べております。しかしそれ以前にこの地位協定の枠組み、そういったものが全くさわられていなかったことを要望していたわけですが、それに対して政府が応えたという形は議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 我々県議会もそうです。沖縄県もそうですけれども、この基地問題とかそういうふうな部分について私どもは要求はしていく、いろいろ批判もしていく、これもやります。最終的に、その物事が動くというのは、日本政府とアメリカ政府がしっかりその要望を受けて取り組んでいくという、具体的なこういうふうなものがなければ、幾ら周りで反対とかあるいはこれやれあれやれと言ったって、幾ら議会で議論をしてもなかなかできんわけですね。私どもは、県民大会も何回もいろんな形を打って対応してきました。そういうふうなことがあるにもかかわらず、なかなか日米のそういうふうなものを突き動かすことができなかった。今回はそういうことからすると、この日米両政府でテーブルにのっけてそういうふうなことができるということをつくり上げてきたというのは非常に評価できて期待できるものじゃないかなと思ってるんですね。我々もいつもジレンマがございました。一生懸命頑張ったって、結局は我々がどういうふうなことをやったって日本政府とアメリカ政府がテーブルにのっけて具体的にそういうふうなものを取り上げることができなければ、この厳しい課題は一步たりとも解決に向かって進んでいかんわけですよ。それからすると、今回のこういう安倍総理を初めとする日本政府の対応というのは、私は期待できるんじゃないかなという思いがしておりますけれども、もう一度いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 安倍総理そして今、内閣の体制が非常に強力なものだという印象を約1年たつて私も思います。

そういうことで、これまで私も7年間知事を務め、総理大臣が7人、外務・防衛大臣に至っては何人だったか知りませんが、1年ごとにトップが変わるという状態ではなくなりそうだという期待感が日米双方にやっぱりあるんだろうと思うんですね。そういうことを背景にして難しい問題に今度は取り組める——これは私の推測ですよ——というベースがきちっと整い出したのではないかというのが私の考えですが、そういう中でこういう難しい地位協定によりやく手がついたというのは大変な進歩だと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、これは日本の歴代の自民党政権で、民主党政権もございました。今、自民党・公明党連立政権です。これはいずれの政権にしても対アメリカとの関係を含めて、これはやっぱりなかなか厳しい状況があると思ってるんですよ、こういう問題についてはですね。だから、これはどの政権であれ、やっぱり民主党政権でもアメリカとはきちっと信頼関係をつくって築いていきたいと思います、ということでした。ですから、これは我々は今自民党政権の中で改めてまたそれを突きつけられているわけがありますけれども、そういうふうな中で恐らくこの日本の政治状況が360度ひっくり返らん限りは、私はこの対アメリカとの関係でこの日米安全保障条約、あるいは日本が自分の国は自分が守っていくとか本当にそういう仕組みができなければなかなか改善は難しいだろうと思っております。ですから、今の日本政府の取り組みによってアメリカ政府にそういうふうな動きが出てきているというのは、歴代の政権からも含めて非常に評価していいんじゃないかなという思いがあって期待をするものです。

次に、オスプレイの訓練等の約半分を県外で行うという取り組みが示されております。県の見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイの県外訓練につきましては、昨年10月16日、滋賀県で日米共同訓練が実施されております。また、本年2月下旬から

3月中旬に新潟県及び群馬県における日米共同訓練への参加について検討されているとのことでございます。

県としては、訓練の実施規模や期間など県民が実感できる負担軽減が図られるよう、政府が最大限に努力し、実効性ある取り組みを着実に進めていただきたい、現時点ではそのような考えでございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 オスプレイの12機程度の県外配備がございますね。その件についてもお願いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイにつきましては、まず12機程度の訓練の分散からスタートし、拠点の分散、そして普天間飛行場の運用停止に伴い全機を県外に出すことも視野に入れ、知事から安倍総理へ要望したところでございます。

普天間飛行場の危険性除去が極めて重要な課題であるとの認識は、政府と共有しており、安倍総理からは、防衛省にチームをつくり取り組む旨の発言がございました。去る1月6日に沖縄基地負担軽減推進のための特別検討作業チームが設置されております。政府において、5年以内に普天間飛行場の機能の移転などを着実に進め、運用停止となることがオスプレイの配備計画の見直しや配置分散の実施につながるものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 普天間飛行場が5年以内に運用停止された場合の、その効果や影響をお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場は市街地の中心部に位置しておりまして、周辺には学校や住宅、病院等が集中する極めて危険な状況にあり、一日も早い移設・返還の実現が必要でございます。

普天間飛行場が5年以内に運用停止された場合、危険性が早期に除去されるとともに、同飛行場由来の騒音が消滅し、周辺住民の生活環境の向上につながります。そういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 沖縄をめぐる国際情勢等に関する我が国の安全保障の現状、これは私も危惧をしておりますけれども、尖閣の問題等々も含めて周辺のその海域、空域、さまざまな今動きがございます。そのことも含めて県の見解について伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 防衛白書では、我が国を取り巻く安全保障環境につきまして、北朝鮮によ

る「人工衛星」と称するミサイル発射や、中国による各種動向などが見られ、国際的な安全保障環境は依然として不透明で不確実な要素が残されており、一層厳しさを増しているとしております。

このようなこともありまして、沖縄を取り巻く国際情勢は県民の意思にかかわりなく緊張しているものと認識しております。

県といたしましては、今後とも中国の防空識別圏設定に係る影響等、東アジアの安全保障をめぐる各国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 どうもありがとうございました。

知事の埋立承認申請については、これはもう国の法律の手續にのっとって対応したという、法律事項ですね。それとあわせて知事は県民の思い、あるいはまたみずからの約束事も含めて県外移設を求めていくということがよく理解ができました。このような形で説明すれば、県民もやっぱり知事の立場を理解できるものと思っております。

どうもありがとうございました。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは、知事にお尋ねをいたします。

普天間問題に係る知事の公約というのは何でしょうか。改めてお尋ねをいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 一日も早い普天間の危険性の除去、そして日米共同声明の見直しに頑張りたいと、こういうのが公約の趣旨でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今、知事は公約として一日も早い普天間基地の危険性除去、それから日米共同声明を見直すということをおっしゃいました。普天間基地は県外移設へというのは公約ですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 一日も早い危険性を除去し、返還し県外へ移設と、こういうことを書いてあり

ます。

○仲村 未央さん ところで、本日は、知事は行政報告として審査を追加し、付議してきたわけですね。この行政報告書に、その報告書のタイトルは「埋立承認申請の審査結果について」。先ほど知事が述べていた振興策等がその審査結果の報告の中に入ってくるというのは、どうかかわりがあるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 先ほどの説明の中で、審査結果について説明をいたしました。そういう中で、大きな課題でもある沖縄の振興についても私の所信を、私の考えを述べさせていただいたと、こういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 答弁になっておりません。私が聞いているのは、その公有水面埋立承認申請の審査結果に関する行政報告の中に、振興策の説明が入っているのはどのような関係ですかとお聞きしているんです。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問の意味も少しわかりかねるところがあるんですが、（発言する者多し） 基地負担の……（傍聴席騒然）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君） 基地負担の軽減という……（発言する者多し） 私のあれ聞こえますか。

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君） 基地負担の軽減ということと、振興ということは私の取り組んできた、知事として取り組んできた大きな政策の2つの流れです。そういう中で、基地負担の軽減を先ほどの報告をやらせていただいた中で、私の考えを振興についても申し上げたと、こういうことに尽きるわけです。（傍聴席にて発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ということは、審査結果につい

ての報告に対して振興策が入ってくるということは、まさにその審査結果にこの振興策が関連しているということで報告があったと受けとめてよろしいわけですね。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは考え方のすれ違いになっていますが、審査結果は審査結果として御報告をし、振興については私の考えをあわせて述べたと、こういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そのように受けとめざるを得ないような報告の仕方です。

それでお尋ねいたしますが、知事は年末、与党へのその審査結果の説明の際に、承認しなければどうなるのか、不承認なら展望は開けないというような説明をされたということが報道、与党のコメントの中に見られます。不承認ならどうなると考え、どのように展望が開けないと思われたのかお尋ねをいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは与党ではありますが、自由民主党、公明党さんへの説明のあれを又聞きをされたということだと思いますが、ちょっと公式の場でお答えしにくいことだと思えます。ですが、公式……、何といいますか、政府との関係というのは好むと好まざるとにかかわらず、我々の政府ですから、意見が合おうが合うまいがよく意見交換すると、そういう中で私が持った印象でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 不承認なら展望が開けないというのは、何の展望が開けないんでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君） ですからこれは非公式な、あなたがお聞きになられたことだと思えますから、本来なら答弁するのでもいいかなものかと思うところですが、与党のどなたからお聞きになったか確認もしていないまま答弁することはやっぱり失礼になるかと思えますから、これは答弁を控えさせていただきます。（傍聴席にて発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは、今回知事はその総理との会談において、「驚くべき立派な内容」だというような表現をされました。何に対して、その「驚くべき」という表現を使って、その内容を絶賛されているのかお尋ねをいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 何に対してという御質問ですが、基本的に我々が申し入れた4つの基地問題について、第1に5年以内の普天間の運用停止、第2にキャンプ・キンザーを7年で返してもらいたい、3番目に地位協定の改定、4番目にオスプレイの県外へ分散、そして拠点の分散、これらの4つについてきちっと受けとめて取り組んでいくということ、及び振興策といえますか、予算、税制それらについて見事な内容になっていることを、絶賛というのは皆さんの受けとめ方ですが、私は「立派な内容」だというふうに申し上げたつもりでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ところで、その知事が確約を受けたとおっしゃる5年以内の閉鎖、普天間のその閉鎖、運用停止というのは、辺野古の移設があつて初めてその普天間の閉鎖、5年閉鎖は約束されるという理解ですか。辺野古移設が前提になって普天間は5年以内に運用停止をするということは、辺野古移設を前提にした約束なんでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと待ってください、休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問で、辺野古については先ほどから申し上げておりますように、埋立法上から来る承認でございます。そしてまた、県外移設については、特に普天間の一日も早い危険性の除去という点で、辺野古は恐らくかなり長くかかるだろうというのは、私は今でもそう思っております。ですから、そういう意味でこれを前提にしようがしまいが、一日も早い危険性の除去というためにはやっぱり県外を求めていく必要があると、そういうふうに考えているわけです。（傍聴席にて発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 質問について答えていないんですね。私がお尋ねしているのは、総理が約束をしたと知事がおっしゃる普天間の5年の閉鎖というのは、辺野古が約束されて初めて5年の閉鎖なのか、行き先が辺野古でなくても5年の閉鎖というのは約束されたのか、どのような約束だったのかと聞いているわけです。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 総理は5年以内の運用停止ということ、一日も早い危険性の除去ということに取り組んでまいると、こういうことを言っております。ですから、それに尽きるわけでございます。

○仲村 未央 移設先について、政府は辺野古が唯一の解決策だということをさんざん言っております。そして、辺野古なければ固定化だということを国会の答弁等々でも明言をしております。そういう中で、知事は普天間の5年の閉鎖、運用停止ということと、その県外という公約が今、相両立するというふうに言っていられちゃるわけですね。ということは、この5年の閉鎖、5年以内に普天間の運用機能が全て県外に移転をされた後、知事の計算によると9.5年かけて辺野古が建設をされる。5年かけてその運用停止状態になって県外移設になったものが、9.5年後にはまた辺野古に戻されるということを許容されているということですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今議員がおっしゃったように、いろんな機能を外へ出していく、そういうことで運用を停止するという停止状態に5年以内に持っていこうということです。そして、じゃ、この辺野古が仮に9.5年で完成したらそこへ戻ってくるのか。これはそのときの約10年先の話ですから、どこまで戻すか、どの機能が戻ってくるか、これはまだ定かではありません。ですが原理的にはそういうものに相なるこ

とは、ベースになることは確かだろうと思いますよ。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん つまり、5年かけて、5年以内にまさにその運用停止が起こったときに、その普天間の機能は全体として県外に行ってしまう。ところが9.5年後の基地の建設を今承認されているわけですから、その承認によって建設をされる基地の建設も同じようにこの間進んでいくわけです。そういう中において、完成後またここに普天間の機能が舞い戻ってくることを知事は拒否をしないということですね。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） おおよそそういうことではありますが、一旦外に機能その他を持って行って、そして9.5年して全てが戻ってくるかどうかという点はこれからの詰めであろうかと思えます。そして……（傍聴席にて発言する者多し） そういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 全てが戻ってくるどころか、今つくられようとしている辺野古の基地は、現在の普天間の基地の機能をはるかに上回る滑走路と、それから軍港機能を有している。つまり、県外に一旦行ったものに加えてさらに強化する可能性を大いにはらむ規模の基地建設をあなたは承認したわけですから、おっしゃっている県外移設の公約は期間限定付きの暫定的な県外移設ということに変わっているんですよ。これが今県民から指摘のされる公約の偽装なんです。あなたが選挙で約束した県外公約というのは、期間限定付きの県外移設なんですか。そこをはっきりしてください。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 偽装と言われても、ちょっと答えに困るんですが、正真正銘私は県外へというのが早いですよ。だから私は辺野古について、辺野古を否定したことはあなたとのやりとりでもありませんよね。時間がかかりますよと言って。ですから、県外のほうが早いですよと言ったわけでして、今あなたがおっしゃった港であるとか、何であるとかというのはこれから全てが詰められていくことです。そして一番大事なことは、普天間という町の真ん中に

あるものを町の外に出そうと、危険性をぐっと下げようと。そういうことですから、辺野古であっても町から離れている、ほとんどが海で出たり入ったりするものというのは危険性はぐんと落ちるでしょう。そういうものはある程度は我々は認めざるを得ないんじゃないでしょうかというのが私の考えです。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今、知事は明確に辺野古であっても認めざるを得ないということをおっしゃいました。これはもはや、移設先が県外であれ県内であれ構わない、普天間の運用停止がなされれば移設先は辺野古であっても構わないということを今おっしゃったんですよ。これは県外移設公約とは全く、全く矛盾しています。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 何度も申し上げますが、辺野古を否定したことはありません。私は前からそうでしょう、仲村議員との間で。時間がかかりますよと私は申し上げているわけです。ですから、一日も早い普天間の危険性の除去、町から出す。これは県外にしかできないじゃありませんか、一日も早くというのは。それをやろうと、そして普天間というのは、あなたは暫定、そうすると県外は暫定的かという御質問されましたが、暫定の場合もあるし、分散の場合もあるしということですよ。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 暫定の場合もあるし、分散の場合もあるし、いずれにしてもその県外に行ったものが戻ってくることを含めて普天間の機能停止が果たされればそれでいいという立場であるということを今重ねて知事は発言されているわけです。ということは、移設先は県外でなくてもいいわけですから、県外移設という公約は今取り下げたということで理解をいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 県外移設を取り下げたとは一言も言っておりませんし、そういう趣旨で申し上げておりません。現実には県外へ持っていくしかないですから。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん みずから先ほど知事がおっしゃったこと、まさに戻ってくるかもしれない、県外

に行くのは暫定かもしれない。それはそうですよ。県外の皆さんは、辺野古ができることを想定する期間だったら受け入れていいですよという受け入れ方をするでしょう、恐らく。いずれにしても9.5年後、10年後、辺野古ができる間は面倒見てもいいですよというような受け入れ方ですよ。ということは、辺野古ができれば当然にその機能がそこにまた集約をされ戻ってくることも承認のその判断は含んでいるということなんです。当然です。そして、知事は常々、実現可能性の問題だというふうにおっしゃいますね。その実現可能性はもはや不可能、不可能という言葉を知事は使ってきた。ところが、今回その実現可能性をあなた自身の承認の判断によってうんと高める方向にかじを切ったわけです。知事が承認をしなければ、知事のおっしゃる実現可能性というのは低い、むしろ不可能、辺野古はつくられないという見通しのほうが強かった。ところが、あなた自身が承認の判断をしたことによって、ゼロだった可能性が今非常に高くなっている。そして、さらにはあなたが今名護市で応援している候補者は、まさにその承認の判断を非常に歓迎し、理解し、そして知事と一緒に辺野古の移設の推進を進めていくんだという立場をとっているその人の当選を知事は応援しているわけですから、そうなれば実現可能性ゼロのところから5割、6割、8割、9割、非常に知事はその承認、辺野古の移設の実現性を高める方向に今向かって歩いているわけです。そうですね。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今議員の御質問の中には3点ぐらいあろうかと思うんですが、先ほどから申し上げていますように、埋立法上の行政手続、あれを審査した結果出てきた判断であるということは再三申し上げているとおりでございます。そして最後の、辺野古を言っておられる名護市の候補者をというのは、これは与党の先生で、お互いに助け合うというのは当たり前のことじゃありませんか。いろんな政策があるんでして、そういうことで私が応援するというのは当然のことだと思っております。

それともう一点、実現可能性が高まったとおっしゃいますが、これは議員の予測だと僕は思うんです。あ

そこが難しかろうというのは当然私は今でも難しいと思ってますよ。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん みずから承認をしながら難しかろうというのは、どこにその本人のスタンスがあるのか、全く不明なんですね。それで、先ほど来、法律法律ということで、あたかもそれが法律上、承認しかないんだというような言いぶりですけれども、お尋ねをいたします。

ハンドブックの235ページ並びに262ページ、免許の拒否についての解釈を読み上げてください。よろしく願いいたします。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 「埋立ての免許基準の性格について」というところを読み上げます。

「法第4条第1項各号の基準は、これらの基準に適合しないと免許することができない最小限度のものであり、これらの基準のすべてに適合している場合であつても免許の拒否はあり得るので、埋立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審査を行うこと。」、このようにあります。

○仲村 未央さん 262ページ。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 262ページは、「公有水面埋め立て免許について（免許の拒否）」についての照会文書でございます。

照会文としては、「埋め立ての免許は、申請者に対して権利を与える行為であり、その処分は、本来免許権者の自由裁量に属するものであつて、公有水面埋立法第4条第1項に該当する場合においても、免許権者は、公益上の立場から免許を拒否することができる」と解してよいか。」「そして「免許権者の裁量は、申請者の事業遂行の適格性、事業の内容等を総合的に考慮して行うべきものと考えてよいか。」。両方とも「お

見込みのとおり。」という回答です。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん まさにそうなんです。免許権者は、全ての基準に適合する場合においても権者の自由裁量に属するものであって公益上の立場から免許を拒否することができるんですよ。その考慮をなさいましたか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほどの免許権者という項目での読み上げをいたしましたけれども、国に対しては都道府県知事は免許権者にはなっておりません。公有水面はもともと国が支配をしている部分でありますので、これは内閣法制局の見解によりますと、そもそも国は埋め立てをする権能を有している。都道府県知事は公有水面の管理上問題があるかないかというものを審査するのであって、免許を与えるという性格のものではないので、ちょっと該当するのは難しいかなというふうには考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それにおいても、235ページが指摘するような総合的判断というのは当然求められます。それで皆さんは、名護市長を地元と特定してその意見を伺ったはずですよ。その意見はどのように考慮をされましたか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 一般的にその関係市町村長の意見につきましては、免許権者を直ちに拘束するものではございませんけれども、実際にそういった市町村長の反対があると埋立工事等について問題があるというようなことも事実でございます。今回審査をするに当たって、名護市長やそれから利害関係者から反対の意見が提出されているということは承知しております。そういったようなことを勘案したとしても、総合的に本申請を承認せざるを得ないというふうに判断したところでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今の土建部長の解釈ですね、これはハンドブックの36ページに明快にこのように載っております。「文字通り意見に過ぎず、免許権者を直ちに拘束するものではないが、関係市町村長ではなく、地元市町村長と限定した以上、その合意なくして出願についてそのまま免許することには問題が生じるであろう」、これがハンドブックの予測です。地元と特定して聞いたわけですよ。押しなべて県民に広く御意見を聞いたわけではない。県みずから名護市を特定して地元と、地元と特定して限定して聞いた以上、そ

の判断、その合意なくして出願の後に来る問題が生じるであろうということが、ハンドブック、手引には明解に記されています。

そこで知事、どのような問題が生じると思われますか。名護市長とどのような調整を図りましたか。その意見をどのようにしんしゃくし、その総合的判断として適合基準の上でこれを考慮するということをされましたか。お尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 名護市長からの意見は二十数ページにわたる、非常にたくさんいただきました。そのことについて、申請者である沖縄防衛局に見解を求め、その求めた見解について私どもは審査をしてきたということでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 名護市長の意見をどのようにその承認の判断に反映をさせたかということをやまず聞いております。そしてその結果、名護市の自治体としての意見、団体としての意見を全く考慮しないような今の判断に至った以上、どのような問題が生じますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 名護市長の意見については、大まかに3つに分類されるかと思っております。名護市長さんの、陸にも海にも基地はつくらせないという政治的なお立場での意見と、それからあと公有水面埋立法に基づいて、4条第1項各号についてのいろいろな御意見がございました。それからまたさらには、名護市がアンケート調査を行っておりまして、反対する意見、そして賛成する意見を掲載していたと、こういうことでございます。

その中で、まず名護市長さんのその政治的なお立場のお話ですけども、これは先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたけれども、法律上、承認するかどうかというようなことにつきましては、全くの自由裁量があるものではないという弁護士の見解があります。その法の趣旨、目的、まず不承認とするのであれば不承認とできる場合については、法で定められていることなどから、その裁量の幅にはおのずから制限があるというふうに解されております。その意味で、政治的な理由のみによって不承認とすることは困難ではないかなというふうに考えているところでございます。

それから2番目の、4条第1項各号に関する御意見につきましては、それぞれ沖縄防衛局から見解をもらい、私どものほうで……

○仲村 未央さん 議長、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

簡潔に答弁してください。

○土木建築部長（當銘健一郎君） どこまでしゃべったかあれですけども……、防衛局に対して見解を求めて、その見解も踏まえて私どもは慎重に審査をし、その審査をした結果というのは当然にして反映されてはおりますけれども、名護市長さんのそういった反対の見解というようなこともありますけれども、総合的に判断すると承認という結論になったということでございます。

○仲村 未央さん その結果、どんな問題が生じると想定されますかと聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 事業実施に当たって、名護市長の反対もしくは協力が得られない場合には、埋立工事において何らかの障害がある可能性はございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん その結果、何らかの障害があるというこの問題に直面するに当たって、知事はその問題をどのように解決されていくということなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 事業実施に当たりましては、これは事業者である沖縄防衛局のほうで解決すべき問題というふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん みずからの承認の判断ということが、全くその地元の意見を無視した結果、これから知事は地元とその地域の皆さんにその対立や混乱を生む、今まさにその対立を生ませる側に知事は承認として結果を導いたわけですよ。これについて傍観者でいるんですか。みずから導いたその結論によって、地元の声を全く踏まえないような結論によって導いた今の状態を、これは事業者がやることですよということで高みの見物ということになるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基本的にこういう事業について、私どもが埋立申請に対して承認する承認しないということは、我々は法律に基づいて判断をしていくわけでございます。そしてこの工事及びこの事業を実施するのはこれは防衛局、防衛省ですから、まず基本的には防衛局、防衛省がみずからの計画をきちっと実現するように、そして地域との関係も含めてきちっとやっていくというのはまず防衛省のこれは仕事ですよ。そして知事は承認した以上、あなたはどうかと、この対立、混乱を生んだのはあなたの責任ですよと言われても、これは防衛省の計画を防衛省がやるということですから、まずそれをしっかりと踏まえてやっていただきたい。見解の違いです。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは知事、23日の時点で知事にこのような報告がなされたということで、きのう資料が届いております。（資料を掲示） その中に、承認、不承認の判断基準に該当する4条1項2号、これは承認すべきかどうか、マルあるいは三角、2つの答えがまだ決着を見ていない段階の資料です。そして今、私がお尋ねする名護市の権限にかかわる第10条の部分、これも三角。つまり、4条1項に示す適合基準に該当しているとは言えない状況の判断資料が知事に見せられたはずですよ。これについて知事は、これを見てどのような考えを持ち、そしてどのような指示をされたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、この12月23日の資料についての御説明をいたします。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 今の発言者、再三の注意で聞きませんので退席を求めます。

先ほど来、再三注意しているにもかかわらず議長の命令に従わないので、地方自治法第130条第1項の規定により、傍聴人の退席を求めます。（傍聴席にて発言する者多く、議場・傍聴席騒然）（傍聴人退場）出してください。今発言した方、退席を求めます。赤い色のジャンパーを着た男性の方ですね。（傍聴席にて発言する者あり） あなたも退場させますよ。（傍聴席にて発言する者あり） 放言じゃないでしょう。答弁でしょう。退席を求めます。（傍聴席にて発言する者あり） 今の発言の方、退席を求めます。（傍聴席にて発言する者あり） 今発言した方も、再三注意しているにもかかわらず、地方自治法第130条第1項

の規定により退席を求めます。（拍手） 退席を求めます。（傍聴席にて発言する者あり）（拍手） 退場を求めます。どうぞ即刻退場してください。（傍聴人退場）

やじにも良識が求められます。県民代表で傍聴しているはずですから、しっかり見届けてください。冷静に見届けてください。みっともない話ですから。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 昨年の12月23日に東京で知事、副知事に説明した資料に関する御質問の中で、まず6の審査結果の4条1項第2号について、マルと（三角）というのがございます。これは、まずマルのほうはこれまでに審査した結果には不適合の部分はなかったということでマルにしております。

（三角）部分につきましては、環境に関する部分でまだ審査が終了していない部分がありましたので、そこは判断できないということで（三角）というふうにしてございます。そしてその表の一番下のほう、法第10条工事の施工区域等に設置された施設等の設置者の同意ということでございます。これは作業ヤード部分の防波堤あるいは傾斜式の護岸が該当いたします。これは直接承認の基準ではございませんけれども、承認した後、事業者がこの施設の設置者と協議をして代替施設もしくは補償するというような内容が10条にございますので、それについてあらかじめ同意をとっているかということを確認したところ、まだ取られていないということで三角にしております。そして、全般的にもう審査も終盤を迎えておりましたので、やがて審査は全て終了しますというふうに知事に申し上げたところ、年内には承認、不承認を判断したいというような話がありました。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 環境生活部長にお尋ねしたほうがよろしいですか。11月に環境生活部長の意見が出た後、その後に防衛局が追加した環境保全策というのはありましたか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後0時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 平成24年の3月の評価書に、評価書といいましょうか知事意見に対して追加されたものですが、これは工事にかかわる環境保全措置などで23件、それから所在共用に係る環境保全措置で14件、工事に係る環境保全措置で18

件、その他2件と、こういうような状況になっております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 部長ごまかせないでください。聞いているのは、25年の11月に環境生活部長の意見が出ましたね。その意見の後に追加をされた環境保全策はありましたかと聞いてるんです。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 25年の11月で指摘したものにつきましては、新たな環境保全措置というのはなかったというふうに承知しております。

○仲村 未央 その際の環境生活部長のその意見というのはどのようなものでしたでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 当部におきましては、11月29日に免許権者のほうから意見照会があった環境保全措置についての懸念が払拭できないと意見をした後については、免許権者である土木建築部からの意見照会はございませんので、特に回答はしていません。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それ以外の追加の措置がないということの中で環境生活部の意見として示されたのは、「自然環境の保全についての懸念が払拭できない。」という意見でした。それで知事、23日にこの資料を見て、その上で最終的に承認の決定をしたのは何日ですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後0時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 昨年の12月26日の三役会議後でしたか、午前中だったと記憶しております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん となれば、23日の時点で三角、そしてそれ以降の追加の措置がないという中で環境生活部長の意見は懸念が払拭できない。そして、その23日から26日のこの3日間でこれが適合というふうに変わった。その判断はどのように、同じものを見て適合になったのかお尋ねをいたします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほど23日の時点では、環境関係のまだ審査が終了していない部分があったというふうに申し上げました。25日の午前中に全て事務的な審査を終了いたしましたので、その日の

朝に知事に報告をしております。全ての審査が終了したということで報告をしたところですよ。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ですから、環境保全に対する懸念が払拭できないから、それが適合というふうに変わった。懸念が払拭できないというのは不明の状態で、これは適合とは言わないわけです。ですので、その懸念が払拭されないという状況は何か変化がありましたかという、それ以降の追加措置はなされていないわけですよ。示されていない。同じものを見て判断したときに、一方は懸念が払拭できない。ところが3日たったら適合している。この判断の基準でどのような変化があったのか、あるいはなければどのような見方が変わったからここは適合になったのかということを知っているんです。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと待って……。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 懸念が払拭できないという環境生活部の意見につきましては、環境生活部の意見の中の前文のところで総括的に述べられた見解だったと記憶しております。私も23日の時点で、そのまだ審査が了していないと申し上げましたのは、環境生活部から48問のそういった意見が出されておまして、その中である一部分についてまだ審査が了してなかったのもそういうふうになっております。その件につきましては先ほども申し上げましたように、沖縄防衛局からの見解も求めておまして、ある程度の回答はいただいているところです。そしてまたさらには、留意事項として工事中であれば、環境監視委員会——仮称ではございますけれども——そういったものを組織して、専門家による御意見あるいは御指導を得ながら保全対策措置をやっていけば適合するであろうということを知事には報告したところでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん この埋立法の4条1項が求めているのは、するであろうとか、ある程度の回答が寄せられたからとか、今とられている現段階でとり得る措置が考えられる対策を講じられているから適合とは言えないんですよ。その措置を講じた結果、環境保全が十分に果たされるということを確認する場合が適合なん

ですよ。ところが、皆さんはこの間、一貫して懸念が払拭できないということで説明してきた、議会に対して、県民に対して。ましてや知事のその前段の評価の意見は、環境保全を図ることは不可能であると断定したわけですよ。ですから、このとり得る措置がとられていけばいいんだという解釈は成り立ちませんよ。とり得る措置をとった結果、皆さんはそれは不可能だ、あるいは懸念が払拭されないと答えてきたんですよ。同じものを見て、なぜ3日たったらそれがマルになるのか。知事、そこを教えてください。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） これまでの公有水面の埋め立ての実績でもそうなんですけれども、やはり工事中とかそういうときに予期せぬいろいろな環境上の問題が生じます。そういうふうなものにつきましては、これまでもこの環境監視委員会というものでお諮りをして、専門家の意見を聞きながらやってきたという経緯がございます。したがって、この埋立工事に着手する前に予測できないような状況もございますので、それについてはやはりそういった環境監視の仕組みをつくることによって、しっかりした対応ができるのであろうというふうに判断したところでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 予測ができない状況というのは、適合すると認めるに値しない状況なんです。予測が十分になされ、そしてその予測に基づいてその環境の措置がとられ、それが量的にも十分確保できて、そのことが環境保全に十分配慮というのを満たす条件なんです。皆さんは予測も十分ではない、知見も十分ではないとみずから指摘しながら、これが適合基準に適合するはずがないでしょう。ないことをあるとしたことはどうしてですかということを知事に聞いているんです。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 環境保全措置あるいはこういった災害防止というようなものにつきましては、主にこれは技術的な審査でございますので、私も土木建築部のほうでやっているわけなんですけれども、これまでの公有水面埋め立ての実績から考えましても、一定のとり得るべき措置が講じられていると。さらに留意事項の中で環境監視委員会——仮称ではございますけれども——そういった専門家から成る仕組みをつくっていると。特にこの環境の場合に非常に専門性の高い部分がございますので、そういった仕組みをつくることによって十分環境保全には対応できると

考えたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事、もう一度聞きます。同じ質問を何回もしておりますが、知事に聞いております。

現時点でとり得る策が全てとられているから適合、承認に値するという事ではないんです。現時点でとり得る策をとった結果、それが環境保全上、十分にその保全の確保ができるということを判断するのが承認基準なんです。その点について、同じものを見て一方では不可能、一方では懸念が払拭できないとやってきた皆さんの意見が、同じものに対して数日でこれが適合しているというふうに変わったその理由、その判断のもとは何ですか。承認ありきですか。マルありきで諮った結果、理屈づけを土木建築部が行ったんでしょうか。（議場・傍聴席にて発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後0時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん 結局は土木建築部長が答えることに尽きるということは、現時点でとり得る策が、考えられる対策が講じられているというだけなんです。講じられていることをもってそれが環境保全に十分対策として適合基準を満たしているという判断はないんですよ。そこがない中で皆さんは承認をした。懸念されるということそのままで残しておいて承認をした。

川上副知事、あなたは11月定例会の私への答弁で、不明の場合、懸念を残した場合、それ以上先に進めないと言いましたね。どのように進んだんですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） お答えします。

私が申し上げたのは、埋立法上の第4条第1項第1号から第6号に適合しなければ承認はできない、前には進めないと、そういうふうな答えを申し上げました。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ですから、適合したその内容を示してくださいと先ほど来5回も6回も聞いているんです。適合した内容を示せないのに適合したという判断が、先に結論があるんですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） これにつきましては、ただいま土木建築部長が申し上げたとおりでございます。

（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは、申し上げたとおりということの答弁であれば、まさに先ほど部長がおっしゃった予測不可能、不十分、知見も得られない。このような環境生活部が示したその意見から一步も進んでない中で皆さんは適合させた、それが土木建築部長の答弁ですよ。そのように受けとめます。そうなればですね知事、今の承認基準に適合している内容すら答弁できないということの中で、まさに自分のおっしゃるその県外移設の公約もなし崩しにして、移設先が県内であれどこであれ構わない、普天間の5年閉鎖がなし遂げられるのであれば辺野古も排除しないというふうに、あなたは自分の公約も今まさに破綻をさせているんです。そして今まで実現可能性が低いと見られていたものを、あなたの承認をもって実現可能性をうんとゼロから上げた。その上で名護市長選挙の結果いかんによっては、これがもっと上がるかもしれない、その結果を導くかもしれないことをあなたは今応援している。

こういう中であれば、私はあえて申し上げますが、知事はみずからの公約のまさにその撤回、破綻の責を認めて速やかに信を問う、その決意をなされたらどうかということを申し上げて質問を終わります。（拍手）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

場内での拍手は禁止です。

休憩いたします。

午後0時25分休憩

午後1時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き緊急質問を行います。

玉城義和君。

○玉城 義和君 かなり午前中の質問で出たところもありまして、その辺を省きながらと思っております。

知事、正月はいかがでございましたか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） プライベートなことにお答えするのはちょっと気が引けるんですが、第1番目の御質問ですので。

いい天気も続いた、それなりにいい正月だったと思いますが、特に年の初めは「一年の計は元旦にあり」で、これからのことを沖縄の行く末などなどを思いめぐらした正月休みでありました。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 一方、県民は知事のそういう思いに対して、県民の苦悩を枕にされて、知事はいいお正月だったというふうに思いますが、今度の一連の知事のこの御決定は、県民の誇りを傷つける、尊厳を傷つけることになったというふうに私は思っておりますし、非常に県民は憂いの多い年明けを迎えたのではないかとこのように思っております。

特に東京の官邸での記者団に対する知事の御発言は、県民の平均的な思いとは極めて乖離をしたことだったのではないかと。ハブ・ア・ナイス・ホリデーと言ったり、あるいはいい正月を迎えられると言ったり、そういう非常にハイな、俗に言えばちょっとはしゃぎ過ぎているような印象を受けました。何かそういうことにつながるものがあつたのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうもどの点を指しておられるか定かじゃありませんけれども、25日という日はメリークリスマスと、ア・ハッピー・ニュー・イヤーというのは、我々ずっと子供のころから言ってきたでしょう。それを申し上げているだけでございます。当然のこれは礼儀でしょう。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 いつもの知事から見れば、私から見れば、非常に特異に映るわけで、私は知事がいつもア・ハッピー・ニュー・イヤーとかハブ・ア・ナイス・ホリデーなんて言ったことは余り感じません。特にこういう事態を迎えて、非常に県民が知事の動向に注目をし、緊張し、そしてその不承認を期待をしているときにあのはしゃぎぶりは県民にとっては極めて違和感が強い。そういうことを皆さん感じているわけですね。同時に、帰ってこられての記者会見の、あの高飛車で権力的な開き直りの態度は、私はあの放送が全国に流れているということを考えて、県民は非常に残念に思うし、これは沖縄県知事としては非常にまずいのではないかとこのように思いをしているわけです。したがって、これを考えてみると、東京での総理との1対1の、最高権力者との関係も含めて高揚感を持って沖縄に来られて、そして沖縄ではどうだと、何だと、こういう感じを非常に強く受けて、私は、県民は非常に強い違和感と知事に対して一県の沖縄県知事としていかなものだろうかとこのように感じたのではないかと。これは私が地域回りながら、そういうことをたくさん聞くということでありまして、一応申し上げておきたいと思えます。

それでは質問に入らせていただきますが、最初に、この報告書にあることでありますが、埋立承認申請に

についての行政報告でありながら、どうしてこの後に経済振興策とかいうのが出てくるのか、この辺のところをわかるように御説明をいただきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基地の問題でも4項目を政府に強く要求し、25日というのはまた政府の予算とか税についてのまとめの次の日でありますから、また県民は基地問題に多くの関心を寄せると同時に、振興それから予算、そういう経済的なことにも当然みんな関心を持っております。ですから、同じぐらいのウエートで私は両方を申し述べたということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 このきょうの臨時会は、公有水面の埋立承認申請の審査結果、どういう経過で知事がそういう結論に至ったかということを審議する場なんです。そこになぜ振興策とか予算とかそれも入るのか、そこを説明してほしいと言っているんです。要するに、一般論ではなくして、この承認申請の申請結果を報告すれば済む話ですね。判断いたしましたこれで済む話。ところが、「この際」というので続いているわけですね。これはなぜかと、どうしてそれが一緒になっているかということなんです。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今申し上げているとおりでして、基地問題についての4項目を申し上げ、そして予算についてもちようど説明する時期ですから、あわせて私の意見を申し上げたということでもあります。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 仲村未央議員の質問にもございましたけれども、恐らくこういう書き方は私から見れば、どうも承認の衝撃が強過ぎて衝撃緩和策というかそういう役割を果たしている、ということを狙っているというふうに思いますが、違いますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 玉城議員が御自分の説を主張されるのは無論御自由ですが、私の意見は先ほどから申し上げているとおりであります。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 改めてお聞きをしますが、そうしますとこの今度の公有水面の承認ということと、経済的な政府のこの対応というのは一切関係がないということよろしいのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 沖縄振興につきましては

御存じのように、沖縄振興法を中心にして計画をつくり、政府が予算措置をするという構造になっているのはよく御存じのとおりだと思います。ですから、それはそういう方向でまとめ、基地問題は基地問題で重要な問題でありますし、基地負担の軽減というのは私もこれまで基地負担の軽減と振興ということをあわせて一生懸命やってきました。

これは関連はあるかと言われると、振興策は振興策としてこれまでどおりこれはこれとして、基地と直接の関係があるかと言われると、振興策は振興策でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 今度のこの承認とこの振興策、特に北部のことにも後で触れておりますが、その関係は一切ないと断言するわけですね。できますか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 1 時44分休憩

午後 1 時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） よく出てくるリンク論ということをおっしゃっていると思いますが、リンク論はありません。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 この報告書の中の、「今回の埋立承認によって政府は辺野古」云々と書いて、久辺初め名護市の皆さんには苦勞をかけると、御理解と御協力と。「一方で、北部や」となっていますよね。これは誰が見ても上のほうの文章とこれはつないでいるわけですね。一方で、北部の振興なくして云々となっているわけでしょう。ここのところは全く別なんですか、これ。この書きぶりは誰が見ても基地で迷惑をかけるからそれに対して云々というふうに読めるんだけど、そうじゃないんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基本的には、北部振興や離島、それから過疎地振興というのは私も公約で述べていますし、21世紀ビジョンの基本計画にも書いてあるとおりですから、これは絶えず申し上げていることであり、それから予算的にも北部については約50億円の措置がされているということは議員もよく御存じのとおりですから、それはそれとしてそこに記述させていただいたということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 明確な答弁がありませんが、誰が

読んでもこれは今度のこの一連の承認とリンクしているというふうにしか読めないわけで、それについては非常にこれはこれまでの知事の立場からすれば明らかに結びついているというふうに読むしかありません。

公約との関連ですが、その前に、この中にある「一方で、国際情勢は」というのがあって、一定の役割を担うと、沖縄もですね。このことをあえてここに書き込んだ意味は何でしょうか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 1 時46分休憩

午後 1 時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基本的に私の基地に対する認識の一端をそこで背景説明的に申し上げたわけとして、東シナ海の緊張状態などを含めて私の考えを申し上げ、いろんな交流が必要だということを沖縄県もある種の貢献をするんだということで、国際交流を含めいろんな形のことをそこで触れさせていただいたとこういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 背景説明というのは、今度のこの承認と関係があると。その背景説明という意味ですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基地に関する一般的な話でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 それでは公約との関連についてですが、まず今度の埋立承認は知事の公約である「日米共同声明を見直し、県外移設の実現」というものとの関連はどういうふうに考えればいいでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 1 時48分休憩

午後 1 時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 埋立承認と公約との関連いかんという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

埋立申請につきましては、関係法令にのっとり承認することと判断いたしました。しかしながら、辺野古移設計画は9.5年またはそれ以上の期間を要するとされております。安倍総理は、この間の危険性除去が極

めて重要な課題であり、私からの要求である5年以内の運用停止の実現に全力で取り組むことを表明されました。県外の既に飛行場がある場所への移設が最も早いという私の考えは変わっておりません。普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現のため、引き続き県外移設を強く求めているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 そうすると公約は変わらないということですか。公約は変わらないと、変更なしということですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 引き続き県外移設を求めるということは何ら変わっておりません。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 当時の政治状況は、県内移設を認めるか県外かというのが争点だったんですね、これが焦点。知事は、日米のその取り決めについては見直して県外ということをやったわけですね、県外。それは間違いないですね。そういう認識は、いいですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 日米合意を見直して県外を求めるという点は間違いないですよ。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 わかりました。それでは、その政策を実現するためにどういうことをこれからしていきますか。この県外ということを求めるために。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時52分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 政府に対していずれにしましても、現在の米軍普天間飛行場の県外移設、5年

以内の運用停止これを求めていくというのは先ほどから申し上げているとおりでございまして、辺野古については恐らくかなり時間がかかるだろうということですから、県外移設への要求は強く申し上げてまいとこういうことに尽きます。

○玉城 義和君 休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 県外ということを私は申し上げてきたわけですし、それは5年以内の県外も県外であることに全く変わっておりません。ですから、議員のおっしゃっている意味が少しとりにくい部分があるんですが、県外かという県外を今5年以内で求めているわけです。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 当時の知事の公約は5年以内という話はないんですよ。県外なんですよ。県外というのは県内に戻さないということなんだ。つまり県内か県外かが争点だったわけですよ、知事の政策的には。だから、知事は県内をとらずに「日米共同声明を見直し」と書いてあるでしょう。見直すということは県内はだめだということなんだ。だから県外と言っているんです。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 玉城議員があなたの解釈でもってそんなこと言われても、私は一日も早い危険性の除去……（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君） 一日も早い危険性の除去のために県外、なぜなら辺野古はやっぱり時間がかかるということを申し上げてきたじゃないですか、この7年間。ですから、県外だと今も申し上げているわけです。

ですから、県外か県内かという二者択一的な話ではないし、私は辺野古はノーなんて話は一度も言ったことありませんよ。申し上げておきますが。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 日米共同声明を見直すということはどういう意味ですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 日米合意は時間のことを考えずに、政治的にとか経済的にとか4つの理由を挙げて辺野古しかないとか言っているわけですよね、御存じのように。ですから、これしかないということはありませんと言ってきたわけです。ですから、県外があり得るとかいうことを言っているわけですよ。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 だから、県内か県外かというのが争点で、日米共同声明を見直すということは辺野古はだめだと。だから県外ということを知事も言ったわけですよ。それが公約なんです。だから、それは5年とか3年とかとそういう話ではないということなんです。5年たったらまた戻しますというなら、それは県内ということなんです。結局は。違いますか。だから、そこのところはちょっとわかるように説明してください。

○知事（仲井眞弘多君） 辺野古は時間がかかるとは私は言いましたけれども、この議会で。辺野古はだめだなどという政治信託の話は私は一切やっていませんよ。よく覚えておられるでしょう。違う質問をしないでくださいよ。

○玉城 義和君 休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

玉城義和君。

○玉城 義和君 例えば知事が言う、5年間運用停止してどこかに持っていきますよね。そして一方では、辺野古をつくると。つくってできた後、それを持ってくるということを是とするならば、知事の言っている「日米共同声明を見直し、県外移設の実現」ということにはならないんじゃないでしょうかと申し上げているんですよ。わかりやすいでしょう。違いますか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後1時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 少し整理をさせていただきます。

県外移設、現在普天間飛行場の危険性除去のための方策というのは、政府は御承知のように辺野古への移設を推進しているわけでございます。それに対して行政手続上、県は埋め立てを承認をしたということが一つ。しかしながら、そのオプションというんですか方策として県外移設、この方策はやはり現時点で捨てるべきではございません。したがって、両方生きております。また、それならばいずれにせよ、この普天間飛行場の危険性の除去がだんだんと政府の案でも9.5年以上かかってしまうという中で、県は5年以内の閉鎖、これは普天間飛行場周辺の方々のことを考えるとこれをおろすわけにはいかないと、そういう論法でありまして、そういうことでございまして、さまざまなオプションの中で現在知事はこれまで辺野古を否定したことはございません。そういう意味では辺野古も生きており、また県外移設も生きておるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 そうであれば、じゃ5年間やって5年間で運用を停止してどこかに持っていったら、後は戻さないということでもいいですか。受け付けないということでもいいですか。

○知事公室長（又吉 進君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時0分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論これは一日も早い危険性の除去ということで県外へ出て行って、辺野古がいつの時点で完成するかは別にしまして、ある種の機能がかなり戻ってくるというのは当然予想されることです。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 それは公約の破棄ではないですか、公約の。公約の破棄だと言っている。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私の公約に書いてあることは、一日も早い危険性の除去ということですから、そのためにまず5年以内に移すということですから、公約の破綻にも何にもなっていないと思います

が。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 5年以内に停止をして辺野古ができた戻るということは、受け入れるということはやるんですか、やらないんですか。そこを教えてください。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基本的には移した機能のかなりの部分が戻ってくるだろうとは予想されますが、これはこれから先決めていく話ですね。どんな機能が戻るかは。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 そうすると、日米共同声明を見直して県外へと行った政策とは合わなくなるでしょう、これは。そんなことぐらい誰でもわかる話じゃないですか。

○知事（仲井眞弘多君） 今の質問ですか。

○玉城 義和君 質問ですよ、もちろん。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時4分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 私のほうで少し答弁させていただきますが、日米合意を見直してという知事の主張というか、意見というのは、多分それは両政府が責任を持って合意して、当然両政府においても普天間基地の危険性を除去するためにはこれが唯一の策であるという言い方でこの日米合意というのが主張されてきて推進されてきたんだと思います。それを見直すというのは知事がかねがね言っていますように、それに固執しそのみにこだわっているのは普天間基地の危険性の除去が全く前に進みませんと。それで危険性を除去するもっと早道は、しかも現実的な方法としては、その危険性を県外の受け入れ可能な施設にそれを早々に移転するというのが現実的ではないですかと言いつけてきたわけです。そのことをずっと絶えず言い続けてきました。しかし一方で、日米合意に基づいて辺野古のほうに代替施設をつくるというための申請手続きが着々と、特に埋立申請も含めてそれについての承認、不承認の判断をしなきゃならない時期がだんだん差し迫ってきたわけです。それできょうの臨時議会でも知事が説明していますように、知事として答弁させていただきましたような理由でそれを承認をしたと。しかし、その承認したことによって知事がかねがね言っ

ている普天間の目に見える一日も早い危険性の除去というその要求は全然変わっていませんということを言い続けているわけです。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 だから、言っていることはよくわかるんです。要するに、知事の公約は共同声明を見直して県外へということですよ。その時点では、県外へという言い方には県内に戻るとことは含まれてないんですよ。含まれているんですか、それとも。5年後は戻るとことは含まれているんですか。だから、政策を変えましたと言えいいんですよ。変わっているんですから、その認識の問題を聞いているんですよ。どうなんですか、わかるように言ってくださいよ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時7分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 一日も早い危険性の除去、これが主目的ですから、全く変わっておりません。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 県外移設という公約は今のような状況では、一方では辺野古をつくることにゴーを出したわけですね。一方では、5年間というのを言って県外へと言っているわけです。だから、ここには要するに最初に立候補した時期の政策と矛盾が出ているわけです。なぜかという、この今の辺野古にゴーを出したということで矛盾が生じているんです。だから、今のような話をしているわけですね。その矛盾に対して答え切れてないんですよ。

○知事（仲井眞弘多君） 今の質問ですか。

○玉城 義和君 質問です。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時9分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） きちっと私に議員の御質問がうまくかみ合っていないんですが、要は一日も早い危険性の除去で、県外へとここまではいいですよ。

○玉城 義和君 いいです、はい。

○知事（仲井眞弘多君） そして今度の防衛省による公有水面埋め立ての申請、これは先ほどから申し上げ

げていますように、公有水面埋立法上の処理でもってやりましたとこういうことですよね。承認をしましたと、こういうことです。ですから、どこで私の公約が破綻したり、違約しているのかというのがよくわからないのです。それで私は、一度として辺野古はだめですとか、ノーですということは私言っていないでしょう。ですから、私は時間がかかると言ってきたんです。だから、県外にということも言ってきましたよ。何ら矛盾はないじゃありませんか。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 それじゃ端的に前から聞いていますが、5年間運用停止してどこかに持って行って改めて受け入れることはないですね。この1点だけきちっとしてください。受け入れることはないですね、改めて。そうであれば政策はずっと守られていますよ。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは防衛省が公有水面埋立法上のまず承認をとりに来て、その承認を私のほうではしました。それでこれは事業者である防衛省が自分たちの計画に従ってつくっていくわけですよね。ですから、これを私があなたと約束するということ自身が、私はその主体者じゃありませんから、これは恐らく防衛省がいろんなことを考えてくるはずですよ。そういう答えしか私にはできませんが。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 わかりました。よくわかりました。つまり、もう自分の手を離れたと、自分の手を離れたと。だから、辺野古に基地がつくられるであろうと。そこにまた移そうが移すまいがもう私はそれは関知できませんと、こういうことですよね、結局。そうすると、もう完全に県外移設という公約は破綻したということですよ、これ。それ以外にないですね。

あと進みます。これ以上聞いてもわかっているのか、わかってないのか、わざとそういう答えしたのかよくわかりません。

辺野古は事実上困難であるというこれまでの議会答弁との整合性について伺いたいんですが、知事はこれまで辺野古は事実上困難であると。あるいは申請の可否について、普天間の移設について私が申し上げてきた流れに沿った脈絡の中のものになるとかというふうに述べていますね。このいわゆる実現可能性ですね、

それについては今どう考えていらっしゃるのでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩ください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これまで辺野古移設案については、全ての県議会議員、また県内41市町村の全首長及び多くの県民が反対している状況を踏まえ、事実上不可能である旨申し上げてきたところでございます。しかしながら、現在では5人の県選出国会議員や県政与党の自民党県連、また一部の市町村長から辺野古移設を含むあらゆる選択肢を排除しない旨の考え方が示されるなど状況は変化しているものと認識しております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 知事で答えてくださいね、非常に重要なポイントなので。じゃ、今日は辺野古は事実上無理であるということは政策変更したと、認識が変わったとこういうことですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 何度も申し上げていますように、辺野古は難しい、時間がかかるという点は今も変わらないと私は思っておりますよ。そして私はノーとは言ったことありませんので、ここ思い出して御質問いただければと思います。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 辺野古は事実上困難であるという認識は変わらないということですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 困難であることは変わらないと思いますが、ただし先ほどお答えいたしましたように、状況が周囲環境が変化しつつありますから、その変化の影響は受けつつあるだろうと考えます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 辺野古は事実上困難であるという

認識は変わらないと。そうするとそういう認識のもとで知事はこの埋立申請に認可をしたということです。認可はするけれどもできないだろうと、こういうふうに思っているんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） また、議員のこの御質問の趣旨が非常にわかりにくいから、できないだろうけれども認可はしたんだろうという趣旨はありません。私は法律に基づいて埋立法の目的、それから基準に従って承認をしたということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 だから、辺野古は事実上非常に困難であるという認識は変わらないと、おっしゃったんですね。それが一方にありながら、一方では埋め立てについては認可をしたということですよね。すると、その2つの関係で言えば認可は法律上のことがあるからやりませけれども、実際には難しいだろうとこういう御認識ですかと聞いているんですよ。わかりやすい話でしょう。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） どういう趣旨でおっしゃっているのか。承認ということと、難しいか難しくないかというのは何も直接関係ありませんよ。難しかろうというのは誰でも認めることです。それで承認というのは、法律に従って適合するから承認するというところでございますよ。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 承認はしましたと、でも難しいだろうと。こういう認識だということですね。

それで、その5年間の運用停止ということですが、運用停止というのはどういう概念ですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 運用停止は、まず県といたしましてその周辺住民のことを最も考慮いたしまして、現在周辺住民が受けている騒音被害、あるいは不安、恐怖心といったものが除去できる状態だと。抽象的ですけども、そのように考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 だから、その状態はどういう状態ですかと聞いているんですよ。運用停止という状態は軍事的な状況だとか、あるいは兵器だとか、ヘリだとか、そういう兵員だとかというのはどういう状態になっているのか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 答弁いたします。

普天間飛行場がなぜ県民に負担を与えているかとい

いますと、これはランドマークの占有もありますけれども、最も大きいのはやはり航空機の運用が非常に危険であり、事故も起きかねないということだと思います。したがって、航空機の運用をできれば全廃、あるいはゼロに近い程度に減らしていくといったイメージを持っております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 閉鎖とはどう違うんですか。

○知事公室長（又吉 進君） これはかちつとした定義があるわけではございませんけれども、閉鎖というのは全く空き地になってその施設が使われていない状態を指すのではないかと考えております。しかしながら、私どもが求めている運用停止は、とにかくまず飛行機の飛行をとめていただきたいとそういう思いでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 総理との間で、この5年間運用停止ということについてはどのような確約があるのか、どのようなお話をされたのか、それを少し細かく教えてください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 総理とは、まず私たちは5年以内の運用停止という申し入れをしたわけですが、総理は一日も早い危険性の除去というのはよくわかったと。知事とその認識は共有していると、そういうやりとり。まず背景になることをようやく政府のトップが理解していただいた、これが一つ。それから、早目に防衛省内に担当するチームを発足させて取り組ませる、そういうようなことがあります。私と総理との間ではそれを5年以内にぜひ実現していただきたい。彼はそれを重く受けとめてしっかりやっているとこういうようなやりとりでございました。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 お互いの認識を共有するということで初めてそういう経緯を理解していただいたと。私は歴代総理に対して非常に失礼ではないかと思うんですが、それぐらいのことはみんなやっていますよね、歴代総理は。沖縄のことを全く認識していない総理がいたとは私も思い……。多少薄さ、濃さはあるかもしれませんが、そういうことについて今改めてそんなことを言うこと自体が非常に私はびっくりするんですが、この5年以内の運用停止について明確に総理は発

言されたんですか。やりましょうということになったんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 全力で取り組むと、その5年以内を含めた我々のこの要求に対して全力で取り組んでその実現に全力で取り組むということを言われました。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 5年以内の運用停止について、作業チームをつくって取り組むとこういうことを言ったんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） この課題を達成、実現するために作業チームをつくって取り組む、これが一つですね。そしてもう一つは、実現に向け全力で取り組むとこういうことを言われたわけです。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 細かい話で恐縮なんですけれども、ほかの地位協定だとかあるいはほかのオスプレイだとかそういうことを含めて、この5年以内も含めて一つの作業チームでやるんですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まず、諸課題について、チームをつくってというそういう姿勢が示されております。ただ、現在確定しているのはオスプレイのチーム、これは言及されているところです、メディアにも出ております。また、総理の発言の趣旨は、必要に応じてそのチームでこの県の要望している、地位協定は外務省ですけれども、その地位協定以外の案件につきましては、政府として取り組むというような姿勢が示されております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 今の公室長の話だと、この5年以内での運用停止についての作業チームが特定されてきたわけではないと、こういうことですね。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これも含めて政府として全力で取り組むということでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 だから、作業チームができたのはどこどこかと聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） チームでこの案件全てについて取り組むという姿勢は示されております。ただ、今防衛大臣が明言しているというか公表しているのはオスプレイでございまして、その他のチームにつきましては当然ながら現在政府の中で首相の強いリーダーシップのもと検討されているとそういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 かつて1996年のSACOもそうでしたが、この橋本内閣とモンデール駐日大使という要するに日米の正式なトップレベルでの合意もあって、5年から7年で返還しようというのもあったわけですね。あれは平成8年ですか、普天間と嘉手納の騒音の規制措置もあるわけです。ところが、ことごとくこれはみんな成就しないんですよ。つまりアメリカ側の事情もこれあり、あるいは沖縄側の世論もあり、これぐらいのことで何かびっくりするような内容であったようなそういう捉え方は私はいかににも的を射てないというか、これまでの流れを見れば17年間やってきたわけですよ。いろんな経過があっていろんな取り決めをするけれども、守られないんですね。そういう経過から見れば、これぐらいのことでやったやっただという話には私はとてもならないと思うんですが、知事、その辺の認識どういうふうに思っていますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員と全く逆でございまして、今この時期に安倍さんの内閣で総理まで上がり、官房長官まで上がり、総理まで上がってこの案件、4案件をしっかりとやっていく。しかもそれはマスコミさん大勢の前でちゃんとそれを言明をし、これは世界中に流れています。これをしっかりとやるということは議員がおっしゃるように、軽く見てはいけないと思うんです。なかなか官邸とか総理のもとにこの基地問題が上がるというのは、我々要請は何回もやりましたよ。ちゃんとこれを受けとめてしっかりアメリカ政府とやるという言質なり発言は、めったにこれはいたっていないと思います。ですから、これはこれできちっと日本政府の姿勢をやっぱりこれは評価すべきではないかと思いますよ。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 橋本内閣のころにもいろんな試みがあって、今の政策協議会もそのときできたし、SACOの話も日米特別行動委員会もあっていろんなことやってきたわけですね。だから、そういう流れの中で

私は申し上げているので、非常にこういうことぐらいで一つの物事が動けば結構ですが、なかなか難しい、困難だというふうに思います。

それでこの5年以内の運用停止ということと、10年かかる辺野古の話ですが、これを前提にして考えてみると、例えば5年間で閉鎖をしますよね、閉鎖というか運用しなくなります。機能が要するにとまるということですよ。そうすると、辺野古の基地は10年かかるわけですね。そうすると、この5年間の間があるわけですね。この間はどうするんですか。

○知事（仲井眞弘多君） 休憩ください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさしくその5年間は県外でしっかりとそのマリンが要求する内容をやらせようということに相なります。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 そうすると、これは知事が3年以内の普天間の閉鎖ということを言ったときも私も同じ議論をしたような覚えがありますが、この今の沖縄における海兵隊の存在意義というのは、いろんな機能を組み合わせていかないと機能しないと。だから、セパレートしていくわけにいかないという議論が大前提としてあるわけでしょう、アメリカなんかにも。そうするとその前提に立つと、普天間の基地が5年間どこかへ行って、5年間はその基地がない状態が出るわけですね。5年間いなくてもいいものは、もういなくてもいいんじゃないですか。この5年間の機能はどうなっているんですか、これは。だから、そういうことが3年論だとか5年論の矛盾点なんです、限界なんです。だから、この5年間、間をあけてもいいと言うのであれば辺野古必要ないでしょう。（傍聴席にて拍手する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のは論理家の玉城議員にしては私は初めて伺いましたが、彼らはこの飛行場機能、そして普天間の機能というのを県外でそれを実現すると言っておるわけですから、それはそれでいいんで、セパレートしては絶対だめだとは誰も思っておりませんよ。あなたが思っておられるだけです。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 今のも知事のお説に賛同する立場でもいいんですが、県外で5年間もってそれで機能するのであればもう返さぬでいいんじゃないかということよ。違いますか。（傍聴席にて拍手する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは受け入れてくれるところと政府が考えるべきことです。ですから、これは当然のこととして返さぬでいいんじゃないかという説もおありでしょう。ですが、これは文字どおり受け入れてくれるどこかの県のどこかの基地、そしてそこを担当する防衛の人々が考えるべきことだと私は思いますよ。意見は言いますよ、私も。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 それでもいいですが、一つの理屈として論理として、5年間も空白が出ていて機能するわけでしょう。沖縄の普天間基地はないわけですから……

○知事（仲井眞弘多君） いや、向こうとやるんですよ。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 だから、向こうへ行くわけですよ。向こうへ行ってそれで機能するわけでしょう。であれば、もう一回戻す必要はもうないんじゃないかということですよ。5年間空白でいるのにそれをどうしてまた戻すんですか。つまり移住しているわけですよ、向こうに。移転しているわけ、移転しているわけですよ、これを。それをまた5年後にもう一回戻す必要はないんじゃないかと、向こうで機能すれば。それを言っている。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは玉城議員のお説、主張として受けとめておきますけれども、しかし飛行場機能がどこかへ移ったからといって関連がつけられない、これが全くつけないというわけではないでしょう。次善の策、三善の策、いやいろんな策があるはずですから、当然その中で運用するに決まっているじゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 非常に論理的におかしいわけで、5年もあけてそれで全体として海兵隊の機能ができるのであれば……、いや、普天間はないわけでしょう。

○知事（仲井眞弘多君） 普天間には。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 普天間にないでしょう。だから、

それはどこかへ行っちゃうわけでしょう。それで機能するんであれば、もはやもうこれで事済んでいて、あえてまた辺野古に持ってくる必要はないとこう申し上げているわけです。

それで、先ほどから申し上げている政府のこの5年間の運用停止とかあるいは地位協定の改定について、早速アメリカ政府は国務省の副報道官とか国防総省の報道部長が、これはだめだとか言っているんですね。そういう意味では、日本政府の作業チームというのはこれはアメリカも入ってつくるんですか。それとも日本の官僚だけでつくるんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） この件はまだスタートしたばかりですから、ただ総理が本当にイニシアチブを持ってリーダーシップを持ってしっかりやるとこうおっしゃっているんですから、アメリカでどなたがどんなふうなことをおっしゃったかは別にして、いずれ早いうちに総理とアメリカのしかるべき人々が決めて、これはおやりになることだと思いますよ。初めからこれはノーだという姿勢でやれば何事も動き出さないと思いますよ。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 そういう原理原則を言っているわけじゃなくて、そんなことぐらいわかりますよ、私だって。要するに、日米関係という力関係の中で申し上げているんで、その見通しを聞いているんですよ。それはそのとおりですよ。これまでもあるでしょう、日米関係の力関係というのは。そういう中で、しょっぱなからアメリカがそれはだめだとかいう話をしているんですよと、こう申し上げている。だから、言質性のことについて、どれだけの政府の言質性があるかということを知りたいために申し上げているんで……。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） これも繰り返しになりますが、総理みずからが内外の報道陣を前にして言っていることですから、これ以上のことはないじゃありませんか。それをしっかりやっていただこうじゃ……、何かメモに書いてもらってサインでもしたほうがいいという意味ですか。ただし、交渉相手としてのアメリカがハードネゴシエーターであることはよくわかりますよ。だからといってこれはだめだということには全くなりませんよ。むしろ進めていただきたいと思います。

すよ。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 たくさん質問を予定しておりますが、時間ですからあれですが、知事、知事がそういう決定をしてから私なんかのところに、一般のお母さんあたりから、こういうことでは本当に東京にいる娘が、沖縄は何だかんだと基地問題で言うけれども、結局はお金で片がつくんですねとかいう話を娘にされた。こんなこと言ってお母さんが悔しがっていましたよ。恐らく知事のこの記者会見も含めて、日本のたくさんの人たちがそういうとり方をしているんだと。極めて私は残念で悔しいことだと思うんですよ。

結局私は沖縄の長い歴史を考えても、やっぱり東京と、昔、知事はお上と事を構えるべきじゃないとかいう名ぜりふを言ったこともありますけれども、稲嶺県政のころに。やはり我々が守るべきは、沖縄県民の誇りと尊厳なんですよ。そこのところを守り切らないと、知事としての資質が問われますよ、これは。だから、ぜひここのところは私はどんなに苦しくても頑張らなきゃならんことだと思うんですよ。沖縄県民の尊厳と誇りを守るべき知事がそれを傷つけているんだ、今度のことで。だから、そこのところは私はこれは大変な問題だと思いますよ。知事も長い間苦労されてきていろんなことをやってこられていて、はっきり申し上げて本当に晩節を汚すことをしちやいかんと思いますね。そこのところは重々知事もおわかりのことだと思いますけれども、あえて苦言を申し上げて終わりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 知事、こんにちは。大変お疲れさまでございます。

この年末年始、知事におかれては、体調不良の中にもかわらず大変な働きをなさっていただいて本当に敬意を表したいと思います。特にこの年末年始につきましては、この辺野古移設について知事の埋立申請に対する意見表明をしなくちゃいけない。一方でまた、次年度の予算確保についても政府との高度な折衝をしなくちゃいけない。こういう大変なスケジュールの中で、しかも体調不良の中で県民のために奮闘碎身頑張っていただいたことについては、私、深く敬意を表するものでございます。そして仲井真県政の与党の一角として、基地問題を含めて沖縄振興の総合的な政策の推進に日夜奮闘されていることについても高く評価をいたしております。

そういうことを踏まえながら質問をしまいたいと思いますけれども、そういう中で、やはりこのテー

マになっている基地問題、普天間の辺野古移設の問題については、県内の世論調査においても7割以上の県民の皆さん方が県外を求め、辺野古には反対をしていると、そういう状況がございます。ですから、そういう中で去る12月27日に仲井眞知事がこの埋立申請について承認の回答をなさったということについては、私ども公明会派としても非常に残念な思いをいたしております。

といいますのも、我々公明党としまして、昨年9月から3カ月間をかけてこの基地問題についての調査研究をし、そして提言書という形でまとめて知事にその旨の提言をいたしました。その提言の中身というのは、従来どおり知事は辺野古は極めて難しい、事実上不可能である、その知事の姿勢を我々は後押ししますよと。ですから、県外移設を一貫して求めてくださいと。同時に、この埋立申請については不承認をお願いしますというふうにお願いを申し上げました。

そして、その3カ月間のいろんな党内PTの議論は、やはりこの沖縄に今日、基地が集中してきたその歴史的な経緯、これについても決して今言われているような地理的優位性とか抑止力であるとか、そういう理由でもって沖縄に集中してきたわけではありません。さらにまた、この基地を取り巻く、沖縄の基地を取り巻くいろんな誤解がある。中でも2つ取り上げましたけれども、この沖縄に置いたほうが軍事戦略上適当であるという誤解、さらにはまた、沖縄は基地でもって経済的に潤っているんじゃないかという誤解、これについてもきちっと整理をして反論をいたしました。さらには基地の過重負担、そして地位協定のこの不平等性、それについてもきちっと整理をいたしました。

そういうもろもろのことを踏まえながら、やはり沖縄県民が今望むところは、いろんな軍事的な、あるいはまた日米の事情というものはあるにせよ、戦後68年この方、0.6の74という数字が示すように基地を一方的に押しつけられてきたこの歴史を変えてほしいと、そういう思いからでありました。そして、それをやはり政治的な意図で、決して軍事戦略ではなくて政治的な意図で沖縄に集中させている、この日本全国の中で沖縄のあり方というものについて政府として改めてほしいと、こういう県民の思いというものを代弁する決意で提言をさせていただきました。ですから、そういう意味で県民はこれ以上の基地負担を受け入れるわけにはいかない。その中で新基地建設は断固ノーと言うべきであると、そういう提言を知事に出させていただきました。知事もそのことを受けとめて、多くの県民

が賛同できる内容であると。また、これを重く受けとめる。そして、この知事意見の回答に際しては、これをベースにして考えていきたい、こういう発言もしていただきました。ですからそういう意味では、我々としては非常に知事のそういう県外への意向、そして不承認という方向への期待、これを強く感じたわけであります。しかしながら、残念ながら承認ということになりましたけれども、それについて知事の思いをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の金城議員の、埋立承認までの考え方についての御質問にお答えをいたします。

埋立申請につきましては、関係法令にのっとり承認することと判断いたしました。しかしながら、辺野古移設計画は9.5年またはそれ以上の期間を要するとされております。安倍総理は、この間の危険性除去が極めて重要な課題であり、私からの要求である5年以内の運用停止の実現に全力で取り組むことを表明されました。県外の既に飛行場がある場所への移設が最も早いという私の考えは変わっておりません。普天間飛行場の5年以内運用停止の実現のため、引き続き県外移設を強く求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ありがとうございます。

知事、ぜひ生のお声を聞かせていただきたいと思います。んですけども、我々が提言書にまとめたポイントといたしますのは、やはり戦後この方70年近く過重な基地負担を強いられてきた県民の思い、そして、ぜひこれ以上の負担はもう勘弁願いたいと。県外にぜひ日米同盟という全体の、国民全体としての視点で考えてほしい。ですから、そういう意味でも新基地建設はどこかに移してほしい。辺野古はやめてもらいたいという、こういう素直な、率直な県民の思いが背景にあるわけです。ですから、我々はそういう提言書にまとめて知事をお願いを申し上げたわけですけども、この県民の思いに対する知事のメッセージをいただきたいんです。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時48分休憩

午後 2 時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今の金城議員のおっしゃることは非常によくわかります。なぜ沖縄だけなのかというふうな県民のこの思いの部分、このことにつきまして今回、沖縄政策協議会で4つの項目にわたって負担軽減について要望いたしました。そのこの意味合いは、例えば5年間の普天間の運用停止、それからまたオスプレイの県外移転にしても、これはやはりこの沖縄の負担を国民でひとしく引き受けてもらいたいというふうなことにほかならないわけでありまして、このことについては沖縄のこの負担というふうなものの軽減については、これは国民全体で引き受けるという趣旨の総理の言葉、12月25日のその総理のこの発言にあったというふうなことでございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 そのことを知事の発言としていただきたかったんですけども、じゃ、具体的に通告に従って質問をさせていただきます。

まず、基地と振興予算の関係についてはリンクはしていないという御答弁でありました。それで新年度予算が3460億円の回答がなされております。要望の予算額から52億円も上乗せをして、まさに知事がおっしゃる格別な配慮がなされたのではないかというふうに思います。そういうことで、予算については大変な配慮をしてもらったなということで私も受けとめておりますけれども、一方でやはり知事もおっしゃった総理との会見、あるいはまたその後のぶら下がりの記者の取材等々に対する知事のコメントというものがテレビを通して全国に流れて、残念ながら私も誤解をしました。そういう中で、ぜひその辺のところの整理を、予算とそして基地問題について、辺野古の問題についての整理を一言いただけませんか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時51分休憩

午後 2 時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 沖縄県で我々が日々行政をやっていく中ではいろんな課題があることはもう御存じのとおりであります。基地問題が大きくあります。そしてまた経済問題もいろいろございます。そういう中で毎年毎年、我々は基地についても一歩前進、改良、解決へ向かって日々頑張っているわけです。そ

して予算は予算で沖縄がいま一つ大発展する手前まで来ているのに、もう一つ力がまだまだ十分でない。そういうことでありますので、私たちはこの予算の確保ということにつきましても、それから鉄道みたいなもう少し大きなプロジェクトの展開にしても絶えず政府とはいろんな形で実は日々意見交換をしているところでございます。そういうことですから、いろいろなプロジェクト、それで経済振興について我々が夏というより春からいろいろと意見交換しながら政府に要請してきたことがかなりの程度、今度は認めていただいたということは、これは非常に画期的なことだと私は思っております。それをいろんな形で私は表現をし、あわせて——あわせてと言うのも何ですが——基地は基地として、基地負担の軽減についてもあの4項目なかなか難しいものが、今の自公政権のもとで取り上げて、しかも総理みずからがやると、こうおっしゃったというのはこれもまた画期的なものではないかと考えております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 マスコミの分析、報道の中には、そうした過大な予算措置、要望以上の予算措置というのは、承認に向けて知事を説得する環境づくりではなかったかという見方もありますけれども、それについてはいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知。

○副知事（川上好久君） お答えいたします。

今般、次年度予算につきましては、3408億の要望以上の金額がつけました。ただ、そのふえた要因の大部分は、消費税相当分が加算されたというふうな事情もでございます。もともと、金城議員も覚えておられると思いますけれども、2年前に私どもは新しい計画をつくるときに、それまで沖縄振興予算というのは2300億、かつて4600億あったものが2300億まで落ちた。これは落ち過ぎじゃないかと。この平均の3000億は、次のこの10年間必要だというふうなことを強くこれを申し上げてまいりました。時の民主党政権にそれを強く申し上げ、そしてまた次の沖縄振興というのはやっぱり離島振興だとか医療とか介護とか子育てとか、やるべきものが山積する中で一括交付金が必要だということも申し上げました。そのことを取り上げていただいて、そのときの民主党政権で2300億から3000億に引き上げたわけです。一括交付金もできた。しかし、このことは何かにリンクしているかというリンクしていないわけです。過去2カ年前の話です。それから以降、我々は毎年のようにその3000億を確保してほしい、この計画期間中3000億確保してほしい、そして那

覇空港の滑走路もこれは早期に着工してほしい、そのことを要望をし続けてまいりました。そして昨年はその3000億円を自公政権の中で確保していただき、そしてまた那覇空港の滑走路も着工を認められたと。ことは、その那覇空港の滑走路のこの需用費分は別枠でしてくれというふうなことを申し上げてきて、2年前から我々が要求をしてきたその計画期間中3000億、これをずっと要求をしてきたわけですけども、今般そのことが認められたと。我々、基地負担の軽減、これは県民がひとしく求めるものです。それからまた、沖縄振興も県民がひとしく求めるものです。これは何かを犠牲にして何かを求めるというふうなものは、これは全くございません。ともに県民が求めるものをそれぞれの部局が一生懸命、それはその汗を流して要求をして、今般またそういうふうな形でまた一歩、向こう7年間の3000億というふうなものが総理の言葉の中に出たと、そういうふうに理解をしております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひ、振興は振興、基地は基地という縦分けの中で対応していただきたいと思います。

知事は、ここに至るまでにこの辺野古埋立申請に対する回答の仕方として3つ挙げられました。承認の場合もある、不承認の場合もあるだろうと、中間のことも考えられるだろうという記者会見の発言がありました。今回の場合は、そういうことを踏まえてどういう考え方のもとに表明されたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 承認、不承認が基本で、条件つき承認みたいなものがあるかもしれぬとかいうような趣旨で、レトリック上の分類として申し上げた記憶はございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 もうちょっと細かく説明いただければありがたいんですけども、次へ進みます。

これまで知事の発言で、「辺野古移設は事実上不可能、県外を探したほうが早い」というこれまでの知事の主張と、今回の埋立承認との整合性がどういうものなのか。あるいはまた、この2つは両立できない、矛盾しているのではないかという指摘もありますけれどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これまで辺野古移設案につきましては、全ての県議会議員、県内41市町村の全首長及び多くの県民が反対している状況を踏まえ、事実上不可能である旨申し上げてきたところでございます。しかしながら、現在では5人の県選出国会議員や県政与党の自民党県連、また、一部の市町村長から辺野古移設を含むあらゆる選択肢を排除しない旨の考え方が示されるなど、状況は変化してきているものと認識しております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 知事は、県外移設を求める公約は撤回されてないという答弁でありました。撤回されていないという公約は、これからどのように取り組みをなさいますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後2時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まず5年以内の普天間基地の一日も早い危険性の除去と県外移設ということで、これを総理もしっかりと取り組んで、実現に取り組むとこういうことですから、これをしっかりと実現してもらいたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 そこで、従来、知事は辺野古移設は極めて難しい、事実上不可能であるという議会での答弁もなさいました。この中で知事が承認をされたけれども、辺野古への移設作業というものは完成まで進むとお考えになりますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時1分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 先ほど、知事公室長が答弁しましたように、状況は変わりつつはありますけれども、辺野古移設への難しさというのはもう長年の歴史がありますから、なかなか難しかろうというふうには考えております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 私、非常に厳しいんではないかという共通の思いをいたしております。その厳しい、実現困難ということの要因としては、知事はどのようにお考えになりますか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください

い。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これはちょっと一般論的にはなりますが、これは技術的にもなかなか難しい工事だろうと思いますし、環境面でも結構これは配慮しながらやっていく必要があるだろうと、こう思います。さらにまた、地元の首長さんが反対を表明されている、そしてまた、状況は変わってきましたけれども、この県議会の議員の皆さんが反対していた時期があるなどなど、あと首長さん、41市町村長さんがここは変化はしつつありますけれども、こういう社会的な、政治的な状況とあわせて技術的にも慎重に慎重に進めないと、なかなか前へ進むというのは相当の難しさがあるだろうというようなことでございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 私も知事と同じような認識を持っておりまして、だから困難であると。さらに加えるならば、やはり県民の多くの皆さん方が反対をしている。それに対して、工事が進捗するにつれて恐らくは座り込みとか、あるいはまたさまざまな形のそういう工事差し止めに対する行動も予想されます。ですから、極めてその実現性という意味では、知事がおっしゃったように事実上困難ではないかと思うほど厳しいと思います。もし、そういうふうになったときに、辺野古が動かないと、硬直してしまうと、そういうところで辺野古作業がストップする。その状況を想定したときに知事が政府に要請した4項目の要望事項、これは進みますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 4項目は4項目としてしっかりやっていただかないといけないと思います。そして、それは総理が内外の記者団を前にして表明されたことですから、これ以上の力強い証拠はないと思っています。そして、もし工事がストップという——これはちょっと先の話なので答弁は非常にしにくいんですが——これはすぐれて防衛省の仕事ですから、きちっと自覚と責任を持ってやるしか解決の道はないんじゃないかと私は思っております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 私がそういう質問をするのは、やはり96年の橋本・モンデール会談において、普天間の5年から7年以内の返還合意がなされました。あれか

らもう17年、やがて18年になろうとしております。その間、この事業は全く進んできておりません。一方で普天間は固定化状態にあります。それというのも、やはり原因はその普天間が沖縄県内に移設するという県内移設条件つき、これが一番大きなネックになっているんじゃないかと私は受けとめているんです。那覇軍港もそうです。復帰の時点で返還する合意ができたにもかかわらず、県内移設条件つきだから全く進まない。ですから、そういうふうには0.6の74という数字が示すように、これほどの過重な負担を押しつけられてきた歴史を踏まえるとき、先ほども申し上げましたように、県民感情としてはこれ以上県内の基地負担をふやしてくれるなということが率直な思い、そういう民意に沿うならば、新たな県内への基地建設というのは恐らく進まないだろうと思うんです。

一方で、総理が約束をしたからという4項目も、やはりその普天間が辺野古への移設作業というものが進まなければ、恐らくはこれもとまってしまうんじゃないかという私は懸念を持っているんです。過去がそうであっただけに。ですから、そういうところを知事がなお政治力を発揮して、約束しただろうと。辺野古は進捗状況関係なく4項目はしっかりやれと、その辺の交渉力、これについてはいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは私個人の交渉力ではなくて、与党の議員と先生方を含めた皆さんの力を結集しないとなかなか難しいものが、もともと沖縄県の交渉力としては難しいものがあると私は思っております。ですから、少なくとも与党の先生方には前向きに、この件はしっかりと前へ進めていただきたいと思います。そして、ただこういうものはやっぱりやりながらある程度進み始めたら我々自身も応援をしながらやっていかないと、相手がなかなかアメリカ相手では非常に難しい部分が絶えず、しょっちゅう出てくるんだろうと思います。ですが、前からこれは難しかろう、これまでそうであったからあんまり期待できないという悲観的な見通しを持つと、もともとこういう難しいものは1ミリも前へ私は進まなくなると思うんです。これを県内事情論、我々の気持ち論だけではなかなか現実のこの改善に至らないと、これも長い歴史的な結果だと私は思っております。ですから、今度の場合も、それは100点満点とれるか、50点なのか、80点なのかありますけれども、これをこれまでの結果だけを見ながらやっぱり悲観的な思いを初めから持つわけにはいかないし、ぜひこれは県議会の先生方のお力も得て前へ進めていただきたいと思います。

ちょっと長くなりますが、特に、これまで毎年総理がかわる、トップがかわるという状況では米軍基地問題というのは、ようやく総理に届いたあたりで総理が交代というのでは、なかなかこれは現実に難しかったと私は思います。今度はそれなりの実力を持った内閣がしばらく続きそうな予感もありますので、いい結果が出るのではないかと私は考えております。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

静粛に。

○金城 勉君 知事のおっしゃるように、やはり悲観的に見るだけではだめだと、前向きに考えていかなきゃいかぬということはおっしゃるとおりだと思います。ただ、過去の事例でそういうことがあるもんですから、やはりこれまでこの沖縄の基地負担の軽減、基地の整理縮小というものがパッケージになっていたために、1つが動かなければ後のことも全部動かないということになっていた、そういう仕組みがあったわけです。ですから那覇軍港も、普天間も動かなかったんです。ですから、これからそういうパッケージを外して、辺野古は辺野古、そして普天間も含めての4項目の要求は要求としてきちっと政府に実行を迫っていくという、こういうことが両方必要なんです。ですから、そういう意味ではやはり自民党、公明党も含めて県民と一緒にそのことの実現に向けてしっかりした取り組みをしていかないと、何だと、また期待を裏切って県民の思いを踏みにじったなということになりかねません。ですから、そういうことをぜひ肝にとめていただいて、これからのさまざまな国との交渉についても当たっていただきたいという思いをいたしております。

もう一つお伺いしたいのは、知事がこの報告書であえて触れられた国際情勢についてなんですけれども、この5ページで、「国際情勢は県民の意思に関わりなく緊張していると認識しており、沖縄も日本全体の中で一定の役割を担う必要がある」という認識を示しております。私は、このことについて非常に違和感があるんですね。こういう尖閣の問題を含めてこの国際情勢というものは緊迫・緊張しているということはわかるんですけれども、今焦点の当たっている辺野古移設の問題、この知事承認の問題、これをテーマにしているその報告の中で、あえてなぜこういう国際情勢に絡めて、沖縄も一定の役割を果たさなきゃいけないというそういうコメントを出すのが私には理解できません。これについて御説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 無論、辺野古もそれから普天間の5年以内の県外移設も米軍基地、基地に絡む話であり、防衛に絡む話であることはもうこれははっきりしておるわけです。そして、尖閣を含む東シナ海が波高しであることははっきりしているわけです。あえて申し上げたのは、そういう中で沖縄の不公平と見える過剰な基地負担というのは、全国でやっぱりこれはカバーしていただきたいという、これも実は総理との会見のあの中で、総理みずからがおっしゃって、これは解決していこうと、それぞれ負担してあげようと、そうじゃないと沖縄の基地問題は解決しないと、そういうふうに述べられておりますから、ゆっくりゆっくり全国でも持とうという流れができ始めていることもやっぱり確かです。先ほどのKC130もそうです。ですから議員の皆様方がやってこられたことが徐々にこういうことで形が出始めております。そういう中で、やはり国際緊張というのは我々沖縄の中の願いだけではなかなか我々の意図と違う形で動いてくる。そういう場合に日本国を含め——私は日米安保条約を認める立場ですが——こういうものもある程度は我々頭に置きながら、基地についてはやっぱり議論をしていくべきだろうと、こういう私の思いの一端をそこに書かせていただいた、こういうわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

○金城 勉君 そういう趣旨では知事、この報告書の中に、審査結果の報告の中にこれを入れないほうがよかったなと私は思っているんです。というのも、やはり辺野古を承認した。だから一定の役割を担わなきゃいけないという、この沖縄に軍事基地、米軍基地を置くことの正当性を主張しているかのように誤解されやすい、このことについては。そういう危険性がこれはあります。ですから、そういう意味でも私はここは違和感を持っているんです。

もう一つは、沖縄の県知事がこのことについてそういう視点から触れるべきではないというふうに私は思っているんです。なぜかといいますと、尖閣問題が今、日中の間で非常に緊張の種になっております。これは、もういろいろ経緯がありますけれども、特に決定的になったのは石原元東京都知事があの尖閣の購入問題をぶち挙げた、アメリカへ行ってヘリテージ財団の講演の中で、しかも向こうで言った。ヘリテージ財団というのは軍事産業と密接なつながりのある団体です。そういう中でああいう話題を振りまいた。そして、それを当時の野田総理が国有化しようということに発展させて、そして今日に至っているわけです。あ

えてつくられたトラブルなんです。何の狙いがあった
ああいう発言をアメリカでやったのかという背景も考
えなきゃいけない。そういうことを踏まえるときに、
沖縄県知事というのはむしろ役割として日中の橋渡し
役になって、その尖閣の問題も含めて鎮静化させよう
と、そういう日中の国交の融和を図っていこうと、そ
ういう役割が歴史的な背景を考えてみても沖縄県知事
には求められる。またこれまでもやってきたことです
から、そういう視点からの捉え方がいいんじゃないかと。
国の捉え方は捉え方でいいんです。しかし、沖縄
県知事の捉え方というのは、そういう日中の問題をむ
しろ緩和させる方向、友好的に緩和させる方向に役割
を果たすべきであって、こういう形で国際情勢の緊迫
を基地が担うという、一翼を担う、沖縄が一翼を担う
というそういう発言というのは私は非常に違和感がある、
そういう思いを持っているんです。ですから、む
しろこれからはこういうことは除いて、沖縄県知事の
立場としては、今の日中の国交のあり方について緊迫
しているけれども、その緩和について、友好回復につ
いて我が沖縄県が担っていくぞと、そういう意味でむ
しろ軍事的な問題じゃなくして、平和友好、文化的な
交流でもってこの問題解決に沖縄が、知事が役割を果
たしていこうと、そういう視点からの提言が、あるい
はむしろ記述があつてしかるべきだと思うんですけれ
どもいかがでしょうか。（傍聴席にて拍手する者多し）

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

静粛に願います。

○知事（仲井眞弘多君） 私の発言に、今の点が抜
けていたことはまことに申しわけありません。まさに
おっしゃるとおりです。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

静粛に願います。

○金城 勉君 以上で質問を終わりますけれども、
県民のそういう思いに寄り添いながら、これから
もまた県政を担っていかれるよう期待を申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後 3 時17分休憩

午後 3 時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き緊急質問を行います。

渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事に質問させていただきます。

11月議会ですね、知事、途中で病気欠席されまし
た。21名の方の一般質問を欠席されました。東京で入
院しました。議会には全く議題に上がっていなかった
ような幾つかの条件を出して政府と交渉しました。そ
して、辺野古移設のための埋立申請を承認したと。与
党議員には説明したようでしたが、議会には説明な
かったと。野党議員が説明しても会えなかったという
ことで私たちは地方自治法第101条第4項の規定に基
づいて、21名が議会の請求権を出して、きょうの議会
の開催になりました。このことについて、まず知事の見
解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時42分休憩

午後 3 時43分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） お答えいたします。

今回の承認の件は、埋立法に基づく法律行為として
承認をしたということでありまして、それは知事にそ
の責任と権限がございます。その範囲で判断をしたも
のだと思います。

ただ、一般的に申しますと、そういう判断をする際
に、事前もしくは事後に議会あるいは県民、関係者の
皆様に理解を深めていただくという意味で説明するこ
とはあろうかと思います。ということで、今回はこう
いう行為といえますか、こういう臨時議会の機に、積
極的に知事から県民の皆さん、もしくは県議会に説明
をしようということでの申し出になったということでご
ざいます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、議会の開催のことは総務部
長じゃないと答えられなかったのかなと極めて残念で
すけれども、説明責任を求めて野党が開催請求権を出
したという事実はぜひ押さえておいていただきたいと
思います。

知事は11月議会、私は12月5日に質問しました。野
党議員の説明に、辺野古移設は事実上不可能、県外を
求めていますと答弁しました。私には、公約は全力で
守りますと答弁しました。

しかしその一方で実際には、もう辺野古埋立申請に
11月からあるいは最低でも11月末から動いて作業して
いたんじゃないかというふうに私思っているんです。
その辺いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今回の埋立申請
につきましてもそうですけれども、公有水面埋立法等

関係法令にのっとって、まず承認、不承認という予断を持たずに慎重に審査を行ったところであります。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 私は、事務的なものは部長の皆さんに聞きますから、皆さんの答弁する時間ちゃんとありますから、政治的な問題、知事に聞いているんですから、知事ちゃんと答えていただきたいと。

私になぜ11月にそれをやったのかというと、実は12月24日に、この新年号の「美ら島沖縄」というのが配られました。これ確かめると、毎年12月の23日か24日ごろに配られるということで、非常にいいきだと行って秘書課の皆さんには褒めたんです。これを調べてびっくりしたんですよ。2012年の新年号、知事の年頭の挨拶では、「また、県政の重要課題である米軍基地問題につきましては、日米両政府に対し過重な基地負担の軽減や、普天間飛行場の県外移設などを引き続き求めてまいります。」と、2012年。2013年、もっと詳しく書いてありますけれども、オスプレイの配備など負担が強いられていると。今後とも「普天間飛行場の県外への移設や早期返還を、日米両政府に対し強く求めてまいります。」と書いてあります。ところがことしの1月号は、県外移設がすっぱり抜け落ちております。抜け落ちていて、「返還が予定されている大規模な駐留軍用地の跡地開発においては、沖縄に潜在する発展の可能性」ということで、基地負担の軽減と跡利用だけが書いてある。県外移設ないんです。じゃ何でこうなっているのかなと思って秘書課に問い合わせしました。これはいつ原稿を出しましたかと言ったら、毎年1月号に関しては11月の20日ごろに業者に原稿を送付して、それから12月の1日から18日には校正作業をやって、12月の19日にはもう校了になっていると言っているんですよ。だから、この1月号から県外移設が既に抜け落ちているというのは、我々が議論している最中にもう辺野古埋立申請容認のこういうのが配られて、そういう作業をやっているんですよ。だから、議会ではこういう議論をしながら、埋立申請で既に政治的には動いていたんじゃないですかということを知事に私は聞いております。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。（傍聴席にて発言する者あり）

静粛に願います。

○知事公室長（又吉 進君） 「美ら島沖縄」は我が知事公室の所管でございます。今おっしゃったよう

なスケジュール、議員がおっしゃったようなスケジュールで毎年編集をしている、これも確かでございます。

ただ、その内容、知事の通常、年頭に知事の抱負とあります、そういったものが出るんでありますけれども、それはその年その年に硬軟あるいは強弱を織り交ぜて考えることでございます。

したがいまして、今議員がおっしゃったように、この承認、行政手続を何か見据えてこの原稿が書かれたものではございません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 いずれにしても県外移設がすっぱり抜け落ちていると。これは非常に奇々怪々、そういうことで動いていたとしか（資料を掲示）これは一つの証明になると思います。

次に、辺野古埋立申請承認したことによって、先ほどありましたけれども、政府は辺野古の新基地建設に動き出していきますね、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋立申請の承認後の一般的な手続としては、調査、測量、設計などを改めて行って実施設計をつくった後、工事に着手するというのが一般的なパターンだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、この申請承認によって基地建設に動いていきますよね、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋め立ての承認をいたしましたので、今後そういった設計が終わった後は、埋め立ての工事が進んでいくものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事ぜひですね、私は部長には後で聞きますと言っていますから、知事答えてくださいよ。

それで公室長に聞きます。こういうふうに私、指名しますから。

公室長、沖縄の米軍基地の形成過程、これは戦争中に米軍が住民を捕虜収容所に囲って強制的に接収して、その後、銃剣とブルドーザーで強制接収してつくられたと、これは議会で答弁していますね。これは県民が誘致したり、合意してできた基地ではないということは、この前の基地問題のシンポジウムで公室長も講演なさっていましたね。その認識でいいですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 私は今議員が御指摘

のように、シンポジウムで知事公室長としての見解を述べたわけでございます。

私は、銃剣とブルドーザーという表現は使わなかったと思いますが、沖縄の米軍基地が県民の意思にかかわらずこの地に形成されたという趣旨のことは申し上げました。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 県民が誘致したり県民の合意のもとで設置されたものではないという基本認識でございますということ。これはこれまでも議会でも答弁しているんですよ。

それで公室長に聞きます。

今回の皆さん方の埋立承認で新基地建設が動いていきます。初めて沖縄県の歴史の中で、基地建設を容認する県政になってしまったということでもいいですか、公室長。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時 51 分休憩

午後 3 時 52 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これは、再三議会において代替施設は新基地ですかという御質問があったかと思います。そのときにこれは私でもございませんが、県は、これは普天間飛行場を代替するものであって、新基地ではないという答弁をしております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 いや、だから新基地ではないと言っても、じゃ辺野古に基地を県が合意してつくられるということではいいわけですね。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 細かいそういう議論というものはいろいろあるかと思いますが、いわゆる真っさらな新たな基地の需要のもとに基地を建設するといった形とは違うものであろうというのがこれまでの県の見解でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事にお聞きしますけれども、これはいろんな県民の方が沖縄県の歴史の中で、知事が初めて基地建設を容認したと、そういう初めての知事だということを多くの方が言っています。私もそう思いますけれども、これに対して知事、どうぞ弁明してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時 53 分休憩

午後 3 時 53 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地議員は、新基地、新基地とおっしゃいますが、今公室長から申し上げたとおりで代替施設ということでもありますし、容認した、容認したとおっしゃいますが、これは申請に対して埋立法上の承認をしたと、こういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事が埋立申請を承認して、埋め立ててそこにつくられるのは遊園地ではないんですよ、米軍基地なんですよ。そしてそこには、皆さん 2 つの滑走路ができますね、2 つの滑走路できます。それから軍艦、航空母艦が接岸できる軍港機能を持った護岸ができます。弾薬庫があります。それから兵舎も備え、北部訓練場とキャンプ・シュワブとも連動した全ての米軍基地の機能を持った最新鋭の基地がそこにあるんです。その認識はありますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） この埋め立てによって V 字型滑走路というのも建設する予定ということで申請書には記入されてあります。そしてまた、軍港というお話がございましたけれども、確かに係船機能つきの護岸というものは建設する予定が申請書に記入されております。ただ申請書には同時に、これが恒常的に兵員や物資の積みおろしを機能とするような、いわゆる軍港を建設することは考えていないというふうにも記述されております。その他いろいろな施設の建設が予定されているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事がなかなか答弁立たないんだけれども、知事は承認しながらそこに何ができるかというのを知らないでやったんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 担当部長として審査の総括をしておりますので、私のほうから知事には建設の内容とかそのようなものについては当然報告をしております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 皆さん方、軍港機能がないと言っていますが、以前と違ってアセスのときと今回の申請書には 200 メートルから 270 メートルの護岸が伸びましたね。そしてここに水陸両用揚陸艦の上陸路、これも建設されるということが、これは佐世保と同じものがつくられます。佐世保にはどういった軍艦が母艦としてやってあるかというのをきょう写真を

持ってきました。知事ごらんになってください。（資料を掲示） ボノム・リシャルという、これはオスプレイを積んでいます、ここにオスプレイ。オスプレイを積めるように甲板を焼けないように作りかえています。そしてこれは護岸が200から272メートルに伸ばされて、これが接岸できるんです。そして、ここでこれは6月23日にホワイト・ビーチに来て訓練している様子です。6月23日、ホワイト・ビーチ。これが辺野古の軍港に接岸できるような規模のものに改められたんです。こういうものをつくろうとしているんです。この認識持たないといけませんですよということを私は言いたいんですよ。その辺よくつかんでいますか。これは揚陸艦、船内から出てきて揚陸艦がホバークラフト、訓練しているんで物すごい潮しぶきやっていますよ。これはもう辺野古の町は潮しぶきで大変になります。こういうのがつくられようとしているんですよ。その認識ありますかということを知りたいんです。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 確かに、環境影響評価のときには大体おおむね200メートルぐらいということで、今回は270メートルぐらいというようなことで、護岸の設計がなされているようではございません。係船機能付きの護岸を整備しておりますので、議員がおっしゃるボノム・リシャルがもしかすると接岸できる可能性はありますが、先ほど申し上げましたように、軍港を建設することは考えていませんということで、恒常的な兵員の物資の積みおろしなどについては考えてない。そうではなくて故障したヘリなどが船舶、これはT-AVB4というものを使用した輸送を実施する必要があることから整備するというふうに申請書には書かれております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 今、このボノム・リシャルという強襲揚陸艦が接岸できるということを認めた、そういうのができるんですよ。これを皆さん方、承認したんですよ。これは大変なことですよ。そして米国防総省は、あのSACO合意のときに、辺野古につくられる基地について耐用年数200年の基地をつくって欲しいという要望、報告書を出しましたね。200年の基地ができる、200年という子供や孫、ひ孫たち、そのまた子供や孫たちの時代までこういう基地建設を進めると。これを今回、仲井眞知事が埋立承認したんですよ。200年の基地ができるんですよ。その自覚、知事持っていますか、どうですか。今度は知事教えてください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時59分休憩

午後4時0分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今回の申請書の中では、耐用年数200年というものについては記述がございません。そしてこれは日本の港湾の基準で岸壁等を建設しておりますので、約50年という耐用年数でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 国防総省はSACO合意のときに、1999年、運用年数は40年、耐用年数200年の施設として設計されるべきだと、明確にアメリカは求めているんですよ。だから、皆さん方はこういったこともごまかして承認したということは、子供たちや孫たち、ひ孫たち、またその子供たちや孫たちの未来まで奪ってしまうと、そういう重大なことだということを自覚すべきだと思います。

そしてこれは知事が、皆さんが策定した21世紀ビジョン、知事は相当これ言っていましたけれども、この79ページ「米軍基地の整理・縮小を着実に進め、将来的には基地のない平和で豊かな沖縄を目指す。」これに反するんですよ。これ20年でしょう、ビジョンは。これ200年ですよ。これ21世紀ビジョンどころじゃないですよ、21世紀ビジョンに反するんじゃないですか。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まず、200年という数字ですけれども、議員がおっしゃるように、SACOの当時に米国の意向としてそういうデータがあったということは私も聞いております。しかし、その200年が日米両政府の間で200年、耐用年数200年の基地をつくり、現実に設計するというような形にはなっておらず、現実の埋立申請につきましては、先ほど土建部長が説明をした形になっております。

また、21世紀ビジョンに書かせていただきました「基地のない平和な沖縄」というものは、これはもう自明の理でございまして、現在のあらゆる基地の運用そういったものを徐々に段階的に整理しつつ、基地のない平和な沖縄を目指すという形では全く変わっておりません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 とにかく国防総省は200年の基地、求めているわけですよ。だから、皆さん方は子供たちや孫たちの未来まで奪ってしまったということを指摘しておきます。

次に、知事公約について伺います。今度は知事答弁してくださいね。

知事のこの前の選挙の「なかいま弘多マニフェスト」、ここにあります、マニフェスト。（資料を掲示）「普天間基地返還への基本的スタンス 一日も早い普天間基地の危険性の除去を実現します」「日米共同声明の見直し、県外移設の実現」を強く求めています」と書かれています。辺野古という言葉は一切出てきません、辺野古移設は言っておりません。そして、これは「県民の心をひとつに！」という後援会が出したパンフレット（資料を掲示）「全国の0.6%の面積に74%の米軍基地はもう、ゴメンです！ 普天間基地は県外移設へ！」ということで大きく書いてあります。これは事実ですよ、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私の公約について、今、パンフレットをお読みになったんだと思いますが、おおむねそういうことを申し上げております。

○渡久地 修君 おおむねじゃなくて書かれているのを僕はそれを読んだだけです。

それで「日米共同声明の見直し」ということはどういうことですか。日米共同声明というのは辺野古に基地を建設するという、辺野古崎及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認したという共同声明、私はこれを見直して県外移設だと。辺野古ではなくて県外移設だと誰もがそう受け取ります。そのことじゃないですか、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時5分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今おっしゃっている日米共同声明とか共同発表というものは、唯一の解決策として普天間飛行場の代替施設の置き場所の解決策としては、辺野古だということを長年言ってきているわけですよ。だからそれを見直してもらいたい。そして県外だということを私はずっと日米両政府に対して申し上げてきましたよ。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 それでいいんですよ。だから、そ

れでこの日米共同声明の見直し、普天間基地は県外へという、県外という概念の中に辺野古は入りますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時6分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 辺野古は県外ですかという御質問でしたよね。辺野古は県内ですよ。

○渡久地 修君 県内……、済みません、聞き取れなかった。県内よね。

○知事（仲井眞弘多君） 県内にありますよ、辺野古は。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 そうですよ。だから、知事の公約から辺野古移設というのは出てこないんですよ。出てきようがない。そうですね、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 5年以内に県外へ持っていくと前から、先ほどから申し上げている。そういう意味で県外へ持っていくと申し上げているわけですよ。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、この5年以内に持っていくというのは、去年12月に言い出した話なんですよ。私は、前の選挙のマニフェストについて、公約について聞いているんです。今、県民が不可解に思って疑問に思っているのは、あの選挙のときの約束は何だったんですかということを知っているんです。去年の12月のときの5年の閉鎖とかいろんなことを今、僕は聞いていません。これは後で聞きます。あの選挙のときの日米共同声明の見直しと県外移設、これには辺野古は入りようがないですよということなんですよ。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 入りようがないですよではなくて、まず日米共同発表、共同声明の見直し、これはもうずっと言い続けてきたわけです。そして県外へ、これもずっと言い続けてきたわけです。

ただし、辺野古ではいけない、辺野古ノーだということも言っていないということも思い出してください。何度もお答えしております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、僕は知事が辺野古ノーだと言っていないというのは、僕、認めます。私たちは、辺野古反対言いなさいと言ったら知事は頑として言わなかった。だけど、辺野古は事実上不可能ですよ

ということで県が言い続けた。しかし、いいですか知事、辺野古でいいですよ、辺野古移設ですよということも一言もあなたはここで言うていませんよ。それ認めてください。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 辺野古、否定はしていません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事のきょうのやりとりを聞いて、今のやりとりでも、だったらこの公約が県民だましだったことになりますね。そうですね。これは「日米共同声明の見直し、県外移設の実現」を目指していきますと言っておきながら、辺野古は否定していませんとなると、これは選挙目当てのためにこれを打ち出したんですか。私は、辺野古ずっと持っていましたよということですか、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） ずっと私は県外、文字どおり捨てていませんし、辺野古否定もしていないと申し上げているじゃないですか。そのとおりをずっと続けているんですよ。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、これは詭弁、あるいはもったときつい言葉で言う二枚舌と言われますよ。

○知事（仲井真弘多君） 二枚じゃないですよ、一枚ですよ。

○渡久地 修君 辺野古は県外ではないんですよ、県内ですよ。県外移設を公約に掲げながら、私は辺野古移設は一度も否定していませんよとは、これ成り立ちますか。成り立ちませんよ。これはこんな詭弁は通用……。だったら、何でこの公約のときに県外移設求めます、ただし辺野古も否定しませんよとなぜ言わなかったんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 共産党の議員から、渡久地さんからそういうことを言われるというのは心外です。私の公約は、我々の選挙の中でやってきた話であって、何でこうですかとあなたから指摘されることはないじゃありませんか。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 いいですか、選挙のときはこれが争点だったんですよ。まあまあいいですよ、とにかく誰が見ても県外移設と言いながら、辺野古も否定していなかったとなると、この公約が（資料を掲示）今公約を裏切ったのかという声がある一方、そうじゃなくて、もう一つ最初からこの公約が県民だま

しだったのかということにならざるを得ないですね。私はそう指摘しておきます。

そして知事、ちょっと休憩……

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○渡久地 修君 知事は早いほうがいいと、県外が早いと。今度は辺野古が早ければ辺野古でもいいと言いましたね。これは最初から言っていると言っていました、違いますよ。2期目の最初は、さっき言った県外移設です。途中から県外に持っていったほうが早いという議論になってきたんです。早い、遅いの議論が2年目ぐらいから出てきたんですよ。それについて私は非常に危惧をして、去年の7月1日に聞きました。辺野古移設するよりも滑走路のある県外の飛行場移設が早いということで、事実上の不可能というものから遅い、早いに論点がすりかわってきている。これは政府が辺野古が早いと言っているから、こうなったら辺野古が早いと言ったらまた辺野古に戻ってくるよ、大変危険ですよということを僕、指摘したんですよ。遅い、早い論は、これはそういう政府のあれにはまってしまうよと。こう言っています。辺野古は事実上不可能だということをきちんと堅持するというのが大事。遅いか早いか論になってくると、例えば誰かが言っているように、一旦本土の飛行場に移してその間に辺野古につくってその後また辺野古に移設すると、こういうことになってしまったらとんでもないことになるんですよ。だからこういう選択肢は絶対とらないでくださいよということを質問したんですよ。知事はこれに対して、どう見ても今の自然環境のアセスなどを見ても事実上不可能、ないしは不可能に近い。そういう中で早いか遅いか論というのははっきり出るだろうと思っているわけです。ですから、これはもう既に埋め立ても要らない、滑走路ができてしまったところを選ぶというのは当然の話ではないですかという答弁をしているんですよ。だから、遅いか早いか。あのときも辺野古は事実上不可能だということを確認したんですよ。ところがまた辺野古に戻ってきてしまったということですね。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 辺野古に戻ったのではないんです。これは公有水面埋立法上、防衛省からの申請に対して法律上こういう承認ということになりましたということですよ。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、知事の公約で当選して、その公約にかかわるものを行政行為として法律が出てきたから法律に基づいて、公約に反していますけれども、私、認めましたよというのは、これは政治家としては言いわけが成り立ちません。その公約を実行するために行政行為として行うんであって、これは堂々とやっぱり不承認にすべき。それが公約を守る行政者の責任だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 渡久地議員の御意見としてはお聞きしておきたいと思いますが、我々も当然、公約の実現ということに邁進するというのは、県議会議員の先生方も私も一緒だと思っておりますよ。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 次に、名護市長の問題。

土木部長、名護市長の合意を得ることについて、合意を得られないで免許を与えたらこれはもう大問題になりますよということを前の僕の議会の質問に3回答弁しましたね。もう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 公有水面埋立法の解説のほうを少し読ませていただきますと、関係市町村の意見については免許権者を直ちに拘束するものではないが、関係市町村長ではなく地元市町村長と限定した以上、その合意なくして出願についてそのまま免許することには問題が生じるであろうことも事実であると、このように記述されております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、名護市長は選挙で選ばれた名護市の代表です。名護市から意見出されましたね。この名護市長の合意を得るために知事はどのような努力をなさいましたか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 公有水面埋立法上は、名護市長さんからは意見をいただくということで、合意をとるというふうな内容にはなっておりません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 いいですか、先ほど答弁したのは、合意を得ずしてやったら問題になると言ったんでしょう。だから、合意を得る努力をするのは、知事、

県の責任じゃないですか、名護市の合意を得るのは。知事、名護市長と会って、ぜひ協力してくださいと協力お願いしましたか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 協力してくださいということは言っておりません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 確認しますけれども、名護市長に対して協力してくださいとは言っていないし、合意を得るために知事が名護市長と会ったこともないということと理解していいですか。

○知事（仲井真弘多君） 合意を得るためにという、その前置詞が前文は言わなくて、お会いしておりません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 大変ですね。地元の市長の合意を得ずしてやるのは問題だと指摘をしておきながら、名護市から意見が出されているのに、この意見に対して合意を得る努力もしない、会ってもいない。もうこれはとんでもないことですね。そういう意味で名護市長の合意を得ていないで、合意どころじゃないですよ。名護市長は全く反対の埋立申請不承認にしてくださいという意見を出しているわけですから、それを無視して知事が承認したということは、名護市を、僕の言葉で言えば、切り捨てた、見捨てたということになります。そうじゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） それは意見はいただいております。切り捨てたわけではありません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 27日に知事が申請を承認して、名護市から抗議の意見書が出されていますね。これは公印も押されています。これ紹介してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 昨年の12月27日のこれは16時02分となっておりますけれども、名護市長から県知事宛ての、「普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立の沖縄県知事による承認について

（抗議）」という文書がファクシミリで届いております。原本については、まだいただいていないと考えております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 要するに、皆さん方これを受け付けてもいないわけですよね。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ファクシミリですので、ファクシミリとして受け取りました。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 年末に皆さん方が突然このようにやって、名護市にしてみれば晴天のへきれきですよ。それを送られてきたのに、きょうこれを確認したら、県の職員知らなかったですよ、秘書課も土建部も。僕が電話して、あるはずだと言って、誰もないと譲らなかった。後で探したら、来てますけれども受け付けもやっていませんと、そういう態度なんですよ皆さん方は。みずからの判断に反するような人たちに対しては、本当に無視をする。こういうやり方は絶対許されないと。

こういうやっぱり知事は、私は本当に辞任をして、県民に信を問うてもらいたいということで終わります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 緊急質問で、本当にゆっくり読む機会がなくて、非常にやりづらいんですが、まず6番目だということでほとんどがもう出てしまったんですね、質問したいと思っているのが。それで、私たちそうぞうという政党は、基本的に県内をこれまで認めてきたわけですね。認めてはきたんですけども、ただ年末のこの流れというのが、よく見えないところで決まったような気がしてならないんです。これはまず、25日に知事が総理官邸で向き合ったあのテーブルの会議、あれはそもそもどういう場だったんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時22分休憩

午後4時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 17日に行いました政策協議会、その中で要望した事項に対して政府の代表として総理がそれに答えるということで官邸の中で答えをいただいたと、こういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 その25日の日は、どちら側からセットをされたんでしょうか。要するに、沖縄側から

セットをしたのか、それとも官邸側からそのセットがあったのか、25日という日はどういう日だったんでしょうか。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時23分休憩

午後4時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 政策協議会というのは、よく年末には予算その他の詰めのためにお願い、最後の要請の場としてやっております。その答えというのを今回は総理からいただいたわけですが、これは両々相まって我々も答えが欲しい、こういうことを申し上げ、政府のほうでも答えを上げよう、こういうことで25日が決まったんだと思います。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ということは、これは政府からのセットとしてその場を、何というんですかね、セットされたというふうに解釈してよろしいでしょうかね。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 無論、我々が指定して25日にぜひもらいたいということはとてもできませんから、どちらかといえば政府のほうでちゃんと——総理も忙しい方ですが——やれる日、時間というのをおおよそ決めて、これでどうかというふうにあったのではないかと思います。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ちょっと視点を变えて質問をいたしますが、土木建築部長に質問をします。

この埋立申請というのは、そもそも論ですけども、さっきから話を聞いていると、県民の皆さんもなかなかわかりにならないんじゃないかなと思うんですが、淡々とか申請がされてきた、皆さんは質問もまた申請者側に出してきた。そしてそれにまた回答が来た、そういう煮詰まってきたものに対して、最終判断を知事が27日にやったと言われております。この手続の中で、この手続で先ほどから知事の話聞いていますと、私は県外は捨てていないと、捨ててはいないと。ところが、これは行政行為だから、当然申請に対して答えを出さなければいけないと。この答えが印鑑をつかないという選択肢はあるんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 印鑑を押さない、いわゆる決裁をしない、意思決定をしないという

選択はあるかというお話かと思います。一般的に申請が出されれば、それに対して承認または不承認という意思決定をするわけですが、意思決定をしない状態、すなわちずっと保留した状態であれば、行政手続法等に鑑み、これは不作為ととられる可能性があります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は賛成の立場でやるとか反対の立場でやるとかと言っているわけではなくて、県民の皆さんに、この一連のこの年末の動きがどういうことだったのかということは明らかにしなければいけないと思っているんですね。それで質問をしている。もちろん押す、押さないをそのまま保留にするとは言っていない。押さないということができるのか、できないのか、そこのところが一般で我々が、何というんでしょうか、自分の地元でいろいろと話を聞いていても、これは淡々と行政行為なんだから押さなければいけないんだと、そこに瑕疵がなければと言うんですけども、本当にそうなのかというのは誰もわからないんです。だからそれが聞きたいんですね。県民の皆さんはそれが知りたいんです。そうであれば、仲井眞さんが言っているような、知事が言っているような私は県外ですという話は通るのかもしれませんが、ところが、これが本当にできるのかできないのかということは、政治判断で押さない、これは不承認だという判断ができるのかどうか聞きたいんです。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず行政手続法において、埋立承認申請につきましては6カ月半から8カ月半という手続の期間を定めております。今回は補正の指示がありまして、一月半ほどその標準的な期間を超えた期間がございますので、それを加味いたしますと8カ月から10カ月、したがって3月22日に申請書が出されておりますので10カ月後、1月にはやはり承認か不承認かの判断をしなければ、その標準処理期間を超えるということですので、そういった不作為に該当するような事態は避けなければいけないものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、僕が聞いているのはそれじゃないですよ。皆さんもわかると思うんですけども、今僕が聞いているのは、淡々と行政手続でそこに不備がなかった場合には、それでも政治判断で押さないという選択肢があるのかと、それを聞いているんです。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今回の申請につきまして、一定のとり得るべき対策等がなされていることから、各承認基準やその他の基準へは適合しているというふうに判断しております。そしてそういうものについて、法律上一定の裁量権があるわけですが、その裁量の幅にはおのずから制限があるというふうに考えておりますので、今回の件につきまして適合している状況を考えますと、それを不承認とすることにつきましては、裁量の範囲を逸脱している可能性もあると思料されることから、そういったことは困難ではないかと考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 僕は頭が悪いので、こんな難しい話をされてもちょっとわからないんだけど、結局そこに行政の申請の中で適正に申請がされているものが、押さなくてもいいと、押さなくてもいいということができるのかできないのかを聞いているんです。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 各種基準に適合していると判断した以上、承認というふうに決裁をするべきものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 そうであれば、27日まで実は待たなくても、もう皆さんの判断は出ていたということでしょう。知事、そうじゃないでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 昨年の12月23日に知事、副知事に東京のほうでそのときの審査状況を報告しております。一部、この環境に関して1日、2日ほどかかる作業が若干残っておりました。事務的な審査を終了したのは25日の午前中でございます。そして翌26日に沖縄に戻ってきて、午前中に知事のほうから承認する旨の方向性をいただきましたので、決裁手続を行って27日に承認をしたということになっております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 午前からずっとこのやりとりを見ていて、非常におかしいと思うところが何点ありました。例えば、この埋め立ての申請をして、さっきから6カ月だとか8カ月だとかという期間があるよう

でございますけれども、これは去年末までがその期限だったんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほど標準処理期間ということで10カ月と申し上げております。したがって、3月22日に提出されておりますので、1月中旬から下旬ごろが期限ということになります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それでは、これはやっぱり名護の市長選挙とリンクをして年内で処理をしないと、年末年始のスケジュールを考えると、なかなか名護の市長選挙後は結果を、要するに印鑑をつく、つかないという判断をしにくいというようなものが働いて年末にやったということですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 私どもは事務的な審査を淡々に行っておりまして、審査が終了しましたので終了した旨、我々の結果とともに知事に報告しておりますので、名護市長選とは全く無関係だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは、私は普通の感覚で持っていると思っていますね。特別な目で見ていたわけではないと、自分でそう思っているんですけれども、この中で25日に政策協議会の返事を聞きましたと。27日に印鑑を押しましたと。もう誰が見ても条件にしか見えないんですよ。要望を政策協議会から出した、要請を出した。それに対して総理が答えた。ありがたい、だから印鑑を押しますよというふうに見えてしょうがないんですね。おまけに4項目ありますね。1つは普天間飛行場の5年以内の運用停止、早期返還、2項目めにキャンプ・キンザーの7年以内の全面返還、3つ目に日米地位協定の条項、4つ目にオスプレイの12機程度の県外への移設、拠点配備だということを言っているんですけれども、私は、こういうことでもそうなんだけれども、このキャンプ・キンザーを初めこれまで振興策に非常に邪魔になった中部の基地がたくさんあるんですよ。例えば私の地元のキャンプ瑞慶覧でもそうだ。キャンプ・キンザーもそうだ。そういうものをもう少し整備ができないかというところに踏み込んでいただかないと、我々10年後の沖縄づくりというのは、そう簡単ではないと僕は思っているんです。だから何でここだけが入っているんだろうとか、そういうところも不思議だ。これはさまざまに政策協議会で政府に出したものに対して、この1つだけがこういう形で返還問題は返ってきたということなんで

しょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） なぜこの4項目に絞って要望したかという御趣旨の御質問だと思います。

この中にキンザーというのが入っていて、いわゆる統合計画の中ではその他の施設も統合計画の中に入っているわけでございます。しかしながら、これはやはりまず普天間飛行場、これは危険であってこれは喫緊の課題であるということ。さらに統合計画の中でもキンザーは大変大きな面積、広大な面積を持ちつつ、さらに3段階で返す、最終が2026年その後というふうになっていると思いますが、やはりこういうことに関しては強く申し上げて、前倒しその可能性があるんじゃないかと、そういった検討をるいたしまして、この4項目に絞ったということでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は、もうこの基地の返還問題に対してここで言及をするつもりはありません。今、公室長の言い方をすれば、宜野湾だってもっと苦しい思いをしていますよ。あのキャンプ瑞慶覧だって、何で2段階返還なんですかと。私はそういうところを考えても納得いかないというのは当然のことじゃないですか。そこまでのことは言いません。

もう一つ、あの席上で3000億台の予算をこれから8年間確保しますという話になった。私は、県外のあちこちに行っていますけれども、この間大阪でもその議員とゆっくり話をやってきました。彼らがどう見ているのか沖縄。彼らやほかの県が、都道府県が見ているのは、沖縄県はお金と基地問題を差しかえたと言われているんですよ。基地を受け入れるかわりにお金をもらっているでしょうと思っているんですよ。あの12月の25日が、3000億円台の予算の話が出てきたものだから、またこんな話になったんだなと。なぜあの場で予算の話までなのか。この基地問題の4項目だったらまだわかる。ところが、そこに予算が出てくるといえるのは、私はこの沖縄を、基地を、基地の土地を、どうもお金で売ったような誤解をこれは全国的にさせたんじゃないかという思いがある。どうなんでしょうか、これは。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上 好久君） 12月はほぼ毎回政策協議会が開かれております。それは予算、それから税制の決定の時期というふうなこともあって、たまたまそういうことになるわけです。今、予算とのリンク論が随分言われていますけれども、こういうことは全くない

と私は思っております。その証拠に、我々は2年前に沖縄振興法をつくったときに一括交付金という制度もつくりました。基地跡地法もつくりました。そして2300億しかないその予算を3000億まで引き上げたわけですね。その時点で、一体、じゃ、我々は何か基地負担とか何かで取引できるものがあつたかという、ないですよ。この基地負担の軽減も、それから沖縄振興もこれは県民がひとしく求めていくものであって、我々は毎年毎年それを要求し続けてきております。2年前にその沖縄振興計画をつくるときに、この10年間で4600から2300まで落ちた、この平均の3000億をこの10年間必要だということを民主党政権にもずっと言い続けておりました。今般それをずっと言い続ける中で、今回のこの予算編成の中でそういう話が出たというふうに私は理解をしております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 副知事、皆さんが幾らそう言ったって、さっきからの話はリンクしているだろう、いやリンクしていない、リンクしている、リンクしていない……、こんな話ばかりだ。これは平行線だよ。ところが、あのプレスリリースをするときのあの現状を見てくださいよ。誰の目にもリンクしているようにしか映らないんだ。そのタイミングの問題ですよ。そのリリースの仕方が僕は間違っただけじゃないかと。もう一回、ここのところは真剣に考えなければ、この状況は僕はどうもあとの全国46都道府県に間違っただけを発信したんじゃないかと思っているんですよ。

平成10年の当初予算ベースで言えば、3100億からどんどんどんどん落ちてきて、最低で平成22年2298億が最低ですね。そこから若干持ち直してきて、24年に2937億、これは民主党政権ですよ。それから25年で3001億、ことし平成26年で3460億。本当に、例えば知事が評価でどういう思いであの言葉を言ったのか、いい正月になりましたと、いい正月を迎えることになりましたという言葉がどういう言葉が僕はよくわからないけれども、もしこの振興予算をもってそれを言うのであれば、私はこんなものでもしやるのであればいいんですかと。私は4000億程度は当たり前前に請求すべきだろうと、やるのであれば。だけど、それはリンクしていないと皆さんが言うから、何で当初からそれだけのものをやらないのかというのがまず1つ。関係ないんでしょう、関係ないんでしょうこれは、リンクしていないんだから。もっと思い切ったことをやってくれよと。ましてや3400億皆さんは請求していて、3460億ついたわけでしょう。今までに請求額よりも決定額が多いというのは余り見たことないんですけれども、こ

れは普通なんですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今回の予算は、ことしの4月からの消費税施行を見込んで、その消費税分が上乗せをされております。そういうふうなことで概算要求額よりも上回る金額になっているというふうなことでございます。

そしてまた、リンク論を言われますけれども、先ほども申し上げましたように、計画をつくる段階で私もこの過去10年間、この平成10年から平成23年までのこの平均、その3000億は必要だということを強く申し上げて、それを民主党政権の中で2300億から3000億に引き上げてもらいました。昨年も自公政権になったときにそのことを申し上げ、そして向こうはやはり7年間もやっぱりそれが必要だというふうに強く申し上げてきたと、そういうふうな経緯でございます。

それから400億、3400億の部分につきましては、これは滑走路増設という、これはイレギュラーのやっぱり経費でありますので、その部分は別枠でしてくれということはこれは従来から申し上げてきたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この概算要求の金額で、たしか平成10年に稲嶺県政ができるんですね。それから、普天間基地問題があつたときも脚光を浴びました。沖合に15年の使用期限をもって軍民共用でやるんだというような話がありました。それで概算要求は3400まで上がる。ところがまた落ちるんですね、落ちるんです。こんな状況を皆さんは危惧して8年とやったのかもしれませんが、これは8年後間違いなくまた落ちますよ。そういうことを今度の予算も含めて全部整理できているんですか。8年後の沖縄というのを整理できているんですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 8年後の沖縄というふうなものを整理をするというふうなお話ですけれども、議員も一緒に2年前に沖縄振興策について、沖縄21世紀ビジョンについて非常に熱い議論を我々は繰り広げたと思います。強くしなやかな経済と、それから沖縄らしい優しい社会、離島振興とか医療・介護とか子育てとかそういうものが十分できるような社会づくりをしよう。そのための政策ツールとして我々は一括交付金というふうなものと、それから財源としてやはり2300億から3000億、この規模は必要だと、そのことをみんなでやはり確認をしながら、時の民主党政権のほうに要求をしたというふうに覚えております。その

ことが今回のそういうふうな動きにつながっていると、そういうふうな理解をしております。それを続けることができれば、我々がその計画で描いているような沖縄、次のステージの沖縄ができるというふうに理解をしております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事、なぜそういうことを聞いてきたかという、12月27日の沖縄タイムス、菅さんの新聞にこう書かれています。「普天間飛行場の危険除去、負担軽減、沖縄振興をパッケージとして行いたい」と述べています。これはリンクではないですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員のおっしゃっている記事を私読んでおりませんけれども、ただ沖縄にしても、本土にしてもそれぞれ政治家は政治家の考えでいろいろなことをやっておられると思いますから、菅さんがどういう考えを持っておられるか私はよくわかりません。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 とにかく、皆さんとこれだけコミュニケーションを持ってきた官房長官ですから、向こう側を沖縄県はそう見ているということですね。そういうふうな思いでやっているということは、向こうはパッケージでやっているということです。皆さんはパッケージじゃないと言う。どういう平行線でやっているのかわかりませんが、もう一つお伺いしますね。

日米地位協定問題、これも検討していただくということになったようでありますけれども、なぜこの日米地位協定問題がその環境問題に特化したのか。僕はこれがよくわからないんですけれども、御説明いただけませんか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 日米地位協定の問題点は、これまで何度も議会で答弁をいたしました。まず、県が考える日米地位協定の問題点というのは11項目ございます。したがって、この11項目を変えていただきたいというのが基本でございます。しかし、それ以前にその地位協定そのものが50年全く文章がさわられていないと、それを追加したり補足することもないというこの改定に関する、つまり運用の改善で足りるという考え方でございます。今回、政府から示

された日米共同発表はその辺に一步踏み込んだというふうに理解をしておりますし、また、総理もこれは50年で初めてのことだと言っているわけでございます。したがって、この個々の条文、個々の11項目の懸案についてはもちろん今後も求め続けていきますが、一つ全くゆるがせにできないと、追加も補足もできないという形、その観点からすれば一步前進であろうというのが県の受けとめでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私も地位協定は基本的に、抜本的に改定をしていただきたいというのが思いです。ところが、これはなかなか風穴をあけるのは難しいと思っています、現実的に。ところが、なぜ環境なんだろうか、何で犯人の身柄をこちら側にとるということができなかったのか。これからでいいんじゃないかと。環境が大事じゃないとは言わない。ところが沖縄県民が、この日米地位協定に対して非常に失望感を持っているのはそういうところですよ。ひき逃げをされて沖縄県民が亡くなって、その沖縄県民の悔しい思いがどういう思いであるのか。犯人の身柄さえ県警でとれないというような、それは裁判のやり方の違いもあるかもしれない。だけど、これを乗り越えて、もしここで我々がそれを手にすることができるんだったら、地位協定については非常に大きな私は効果があると思うんだけれども、どう思っているんですか。知事どうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かに我々も11項目一括して抜本的に変えてもらいたいというのはもう長年ずっと言い続けて、運用の改善でしかなかったわけで、なかなかこれは難しいと思います、もう議員も御承知のように。ですから、まず1つはいろんな――攻め方と言うと何ですが――アプローチの仕方として、今の裁判権の関係から入っていくというのは極めてハードルが高いのではないかという気がいたします。ですから、環境関係というのはアメリカでも非常にセンシティブですし、このあたりから入っていくというのが入りやすいんじゃないかという戦術上の話も、我々側の話もあります。

それと、二、三年前の2プラス2でも環境について少し研究しようという話があったとも記憶いたしておりますし、このあたりから入っていこうという、ステップ論として取り急ぎここから入ったわけでもあります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は、さっきの予算の出す時期、

タイミング、プレスリリースの仕方、そういうところも少し問題だっただろうなと。この地位協定についても、この犯人の引き渡しというのは本当に大きなことだと。確かに今知事が言うような、ハードルは高いかもしれない。裁判のやり方に日米の違いがあるから、それは仕方がないかも。捜査の仕方にも日米の違いがあるからどうしようもないのかもしれませんが、でもここにいる以上、日本の法律でやっていたかないといけないというのは我々の思いですよ。その思いをアメリカ側にどうやって伝えるかということは、そこまでのことを沖縄は持っているのかと。この1つでもいいから変えてくれないかというようなところから、私はど真ん中に風穴をあけるべきだったのではないだろうかと考えています。

もう一つ、私は宜野湾市の選出ですし、普天間でずっとこの55年生きてきた立場ですから、皆さんにお伺いをします。

知事は、5年以内というようなことが先ほどから議論の中心になっておりますけれども、宜野湾はもう一日も早く、5年と言わずに3年でもいい、2年でもいい、もう本当にそういう思いで宜野湾の普天間の移設、閉鎖状態というのは考えてほしいということになっている。ところが、今皆さんが計画をしている、防衛省が計画をしているような普天間の移設先というのは9年半後ですよ、9年半後。だから普天間は5年で閉鎖、5年以内に閉鎖状態だと言っている。ところが、このさっきから聞いている4年半というのは、本当に宜野湾の人が希望を持っているかと言うと、私は希望を持っているようには思えないんです。これは要求はしたけれどもできませんでして終わるんじゃないかと。また我々は政府にだまされるような形になるのかなと。これについて、本当に実現性、可能性があるのかどうかを、知事どうですか、本当に。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） これは議員おっしゃるように、そういうシニカルなとか悲観的なといいですか、見方は私は否定しません。確かにそう生易しい話でもありません。そして移設する先の地域、日本の本土にしてもこれから1年、2年つけて説得をし了解をとってやっていかないとすぐに壊れてしまうものだと思います。ですが、これをこれまでだめだったからといって放棄するわけには私はいかないと思うんです。やっぱりこれは現実に日本全体で沖縄の基地問題解決のためには我々も一肌、一汗かこうというような機運がゆっくりですが出始めている。これは総理も知事会などでお話もされますし、私も知事会でも話もし

ておりますが、ゆっくり変わりつつあるということも確かだと思います。ですから、そこを手がかりにして、やはりこれはこれでやっぱりやっていくべきですし、むしろ政府を応援して、しっかりと取り組んでもらいたいと思いますし、これは内外の記者団を前にそうおっしゃっていますから、そう簡単にだまされるとかほごにされるとか、もう少しやっぱりみずからの政府は信用すべきじゃないかという気も私はしているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事、お気持ちはわかりますし、信じたいという気持ちもわかる。私は、実は大阪の八尾市に4回も5回も行きましたよ。市長にも頭下げて、何とかもう1週間でもいい、10日でもいい、オスプレイを引き取ってくれんかと、訓練をそこでやってくれんかと、あの状況を見たら非常に厳しい。ところが、それは大阪から言ってきたことだから、我々が八尾にお願いしたわけではない。大阪市長や大阪の知事がそう言うから、我々は行って頭も下げて、3回も4回も向こうの県議会とも交渉してきた。ところが、ほかの都道府県もそうですけれども、なかなかこの訓練の移転というのは簡単なことではない。ましてや普天間の機能が4年半ほかの県に移るという、例えば政府が勝手に土地を持っていればいいですよ。日本政府というのは必ずどこかの都道府県にあるんだ。どこかの都道府県の知事が受け入れない限り、これは無理なんだ。だから、これを自分でほかの県を歩いてみて、とてもそこにそのハードルが高いなというのを感じるから、この5年以内というのが宜野湾の市民の皆さんからすると、非常にブラフのようにしか聞こえない。だからそこら辺の決意、これからどういうプロセスでこれやっていくのかが、やってくださいねと言えば5年以内にこれが実現するというような感じなんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 無論やってくださいね、はいわかりましたでやれるものではありません。現実には1つの県ないしは1つの首長さん、いろんな首長さんに国みずからがお願いをし、そして理解を得てやれるものだと思います。ただ、これをこれまでの結果だけでギブアップしてもいけない私は思います。そして、やっぱり我々がほかの地域へ行って、ぜひ沖縄のこれをお願いしたいという、これは言葉としてお互いやりとりはできますけれども、最終的にはやっぱり政府が前へ出ていかないと、これはなかなか進まない私は思っております。これが今リーダーシップの

ある政権ができて、ようやく1年交代でない政権ができて、やりましようと言っているんですから、これはぜひとも信用してしっかりやっていくことを我々はむしろプッシュするべきじゃないかとさえ思っております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 最後に、最後ではないけれども、第1の普天間飛行場の5年以内の運用停止から4項目めのオスプレイの12機程度の県外への拠点配備というのが4つありますけれども、これは知事、もう一つ最後に確認をしたいんですけれども、これはこういう方向でアメリカと交渉しましょうねという閣議で決定されたことなんですか。担保があるんですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時56分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは閣議決定ではないというふうに聞いております。ただし、総理が私の前で公開した中で、やりますとこうおっしゃっているんですから、これは閣議以上の重みすらあるのではないかと私は考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 一国の総理が、平成8年4月12日にモンデールさんとの会談の中で、普天間を5ないし7年の間に移設をするんだということを決めました。一国の総理がです。ところが、それが今日まで十七、八年もうこのままになっている。私は、あのときのそれを決めたときに、平成11年の2月ごろでしたか、後援会のメンバーと一緒に7名で橋本さんのところにお礼に行きました。10分お会いする予定が、45分お会いをしました。並々ならぬあの思いでそれを決定をしたと。朝日新聞でしたか、どこかの新聞社の記者の方が書いた「同盟漂流」という本がありますけれども、あの本の中でもあの決定過程を見ていった。苦しかったんだろうなというような思いであの本を読ませていただいた。それも一国の総理なんですね。だから、私はこのことが幾ら仲井眞さんが、知事がこういうことを言ったところで、本当にこれができるのかなというのが疑わしい。もう何回も何回もそういうことを宜野湾は目の前で見てきたものですから、なかなか信用できる——信用するところから始まるんじゃないかと言われればそれはそのとおりですよ。ところがまた、再三再四それに裏切られていったら、宜野湾の市民はそ

うはならない。

私は、そういうことを考えながら、今度のものも9年後、9年半後にしかできないようなものを、またここで5年と言っているけれどもこれはどうするんだろうなど。知事には本当に耳の痛い話かもしれないけれども、5年以内に普天間を閉鎖状態にするとやった人がいた。3年以内に閉鎖状態にするとやった、知事も。それは平成19年の2月議会、私の質問に3年以内で言いましたよ。ところが、このプロセスを教えてくださいと言って、知事は私に何と言ったかといったら、3年でできないことは何年かかってもできないと、それは議事録に正式に載っていますから。ということは、3年どころではない、7年たっているんですよ。だから、私は政治家の言葉というのはやっぱりもう少し重みがあっていいんじゃないかな、そういうところが軽くなっていくんじゃないかということを危惧していますけれども、最後に聞きます。

知事はこの間、那覇市議会が抗議決議をしました、知事に対して。それはどう思われていますか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後5時0分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これはやっぱり選挙で選ばれた那覇の市議会議員の人々が多数決でしたか、お決めたことですから、それはやっぱり政治家としての見識と見通しをしっかり持ったものではないかと思いますが、内容をまだ私読んでおりませんが、恐らく私の考えとは大分違うのではないかという予感を持っております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ほかの市議会にも飛び火をするのかもしれませんが。まだまだ市議会でそういう決議がされるのかもしれませんが。ただ、先ほど言った普天間の5年での閉鎖状態、私たちは、宜野湾市は本当にこれに期待をしなければいけない立場ですから、ぜひ頑張ってくださいねと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、質問をさせていただきます。

4点、通告をしております。

まず1点目にですけれども、埋立承認記者会見について幾つかお聞きしたいと思います。

まず、知事の記者会見が県庁ではなく、知事公舎で行われたと。これはどういう理由からだったのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 12月27日のことでございます。

この日は、その前日からさまざまな報道によっていわゆる活動家というんですか、そういう方々が県に集結をされているという情報が、するという予告もございました。そういうことで不測の事態が起こるのではないかという判断はこれは適切だと思っております。結果として、知事が記者会見をやっている間、県庁のロビーはある種占拠状態という形になって、この御主張は御主張としても恐らく正常に記者会見等を開ける状態ではなかったのではないかと考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん それはどうしてそういうふうになったんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） こういう形で一般の方というんですか、職員でない方が集まってくるという事態というのはそうあることではございません。したがって、かなり異常な事態でございます。そうなった要因、原因というのはさまざまおありになるでしょうし、ここで分析するのはなかなか難しいと思いますが、1つは、メディアの報道、さらに極めて知事に批判的な報道、この知事を阻止せよといったスローガンがあったと思いますが、そういった方がお集まりになったんであらうと考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これはちょっともう少しその理由については、もっと真摯に私は受けとめるべきだと思いますね。どのような皆さんが不測の事態を予想したかわかりませんが、それだけのことをしたんだということをやはり考えないといけないのではないかと思います。

次に移ります。

記者会見の原稿を読ませていただきましたんですけれども、どう考えてみても先ほどからよくリンク論が言われているんですが、項目ごとにカウントすると十何分の1ぐらいしか、公有水面埋め立てについて書いてあるのはその1項目だけなんですよね。そして後は、例えば安倍内閣の思いが強いであるとか、4項目についての姿勢を強く示したとか、5年以内の普天間飛行場の運用停止であるとか、そういうことをつらつら書いてあるものですから、やはり記者会見で述べる

と入り口だけしか問題のテーマはなくて、後はある種のある意味で言うとリンク論、または後の問題との引きかえ論にさえ誤解を招くような私は内容、分量ではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時6分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど土建部長から答弁がありましたように、その前日に知事が意思決定をいたしまして、その後当日発表という形になったわけでございます。したがって、やや今議員が御指摘のように、この記者会見のもう原稿そのものが非常に意を尽くした十分なものであったかということに関しましては、反省もございます。しかしながら、この説明はまず公有水面承認申請につきましては、これは法の「基準に適合していると判断し、承認することといたしました。」ということを確認に言った上で、これはリンク論とは別に記者の皆様から当然出てくるであろう疑問等についても答えております。

また、この原稿がやや説明不足であった、あるいは構成上誤解を招きかねなかったということはございまして、それを反省の上、昨日提出させていただいた本日の議会の報告という形になったわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これはこれぐらいにしておきますけれども、やはり1月3日の琉球新報にもありましたけれども、総理官邸の筋による分析によると、知事は非常に予算確保に強いこだわりを持っておられたと。ですから、基地の負担軽減は強く言わなかった。これは政府との衝突を避けたかったのではないだろうかという分析さえ出ていて、こういうような文言がたくさんあるんですね。これまでの経過の記事の中には、先ほどの菅官房長官の談話もそうですけれども、そういうことをやるとどうしても、これは本土にいる多くの子供たちからの電話でも、やっぱり沖縄はお金で解決できる場所なんだねと。自分たち恥づかしいよと、こういうふうに映っているんですね。このことは非常に問題だと、それを全国に発信をしてしまったと。ですから、私は沖縄県民または沖縄出身者の方々が非常に誇りを失ったのではないかとさえ思っています。

次に、まず記者会見の冒頭に書いてある文言なんですけれども、「去る3月22日に沖縄防衛局から提出のあった公有水面埋立承認申請については、所要の審査

を行った結果、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合していると判断し、承認することといたしました。」と。これはもう少し詳しく言うとうどういうことですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） もう少し詳しく言いますと、本日の報告の中になるわけですが、**「事業者は工事中の騒音などの環境保全措置、ジュゴンなど海生生物に対する環境保全措置、また、供用後の航空機騒音対策などを実施する計画であり、現段階で取り得ると考えられる対策が講じられているものと判断致しました。」**とこういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 皆さんからいただいております追加と思われる環境保全措置、工事にかかわる環境保全措置が23件、そして供用に関する環境保全措置14件、工事にかかわる環境保全措置18件というふうに書いてあるんですが、何ともこの語尾を見てびっくりです。例えば、全てにおいてこうですよ。可能な限り、でき得る限り、可能な限り実施します、専門家の助言を得ながら行うこととします、これでこれだけ延々と積み重ねてきた環境アセス、環境評価書についてこれだけでとどめを刺してしまうというか、とめちゃう。しかもこれが非常に曖昧。こういうようなことでそれで適合していると判断するのかということがそもそも問題ではないかと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今議員が御指摘のあったものは、評価書をさらに補正した後の評価書の中で追加された、私どもが思った環境保全措置についての列挙をさせていただきました。その中で、具体的ないろいろな生物類などを列挙した上で一定の環境保全措置がとられているということでございますし、また今回承認をいたしましたときにも留意事項として環境監視委員会（仮称）というような専門家から成る委員会を設置して、助言、意見等を踏まえながら適切な環境保全措置を確実なものとするというふうなことで、これは適法だというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今答弁にあったのでお聞きしますが、留意事項を皆さんは本気でこれで環境保全が担保できるというふうにお考えなんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 留意事項につき

ましては、特にこの環境監視委員会にかかわる部分などにつきましては、これは確実に環境保全措置を実施させるためにこれまでの長い私どもの埋立法の運用においてもこういったことをしているところでございまして、環境と申しますのはかなり専門性の高い部分でございまして、環境の専門家から意見等をいただいきちんと実施をしてもらうというために留意事項を付したものでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 済みません。私が聞いているのは、この留意事項をもって皆さんが生活環境、自然環境が担保できると考えているんですかと聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 少なくとも埋立法に基づく環境保全措置というものについては、十分配慮しているというふう考えたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この1のところで一言申し上げたいのは、これはもう本当に環境アセスの悪い見本として残るんじゃないかとさえ思うんですね。それくらい私は皆さんが積み上げてきて知事も意見をたくさん出しましたよね。多くの方々からも意見が出ました。そういうことがきちんと解決もされず、そして担保も得られず、最後のところでこんなあたふたとした物のやり方で、私は今土建部長に聞くよりもむしろ環境生活部のほうに聞きたいぐらいですよ。これまでの答弁の中では何ら担保されていない。それなのにとどめを刺してぱしっとうこういうような承認をしたということは、これは環境問題から言っても非常に私は汚点を残したんじゃないかというふうに思います。これは指摘して終わります。

次に、埋立承認と選挙公約について伺います。

けさから知事の公約ということがありますが、知事、これはコピーでございますけれども、知事の4年前の公約です。（資料を掲示）この冒頭に「県民のみなさまへ」という最初のページに普天間問題のことが書いてあります。どう書いてあるか。「何と言っても普天間問題の解決こそが私にとって大きな課題の一つであると痛感しております。私は、今後政府に対し日米共同声明を見直し、県外移設の早期実現を強く求めていきます。」とこういうふうにおっしゃったんですね。その4年前は何かというと、県内移設だったわけです。そのことを考えると、とても大きな転換になったわけです。その県外移設ということで、両候

補ともに県外移設を言ったわけです。ですから、有権者にとってはお二人とも県外だと言っているでしょうということがあって、争点としては非常ににくい。だけれども、判断材料としては大きいポイントを占めていたと私は思うんですね。

知事はその点について、県外移設公約を掲げたことによる選挙結果についてはどうお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時15分休憩

午後 5 時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論沖縄県においては、基地問題についての姿勢というのは大変選挙上は重要です。ただし、基地問題だけで当選するとか当選しないということはありません。私はそれ以外にいろんなことを公約の中で申し上げております。その総合した結果が私の今だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では戻りますけれども、知事、公約というのは知事にとってどういう存在ですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論公約というのは、有権者との約束でありまして、その実現に向かって邁進するというものでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん そのことについて公約ですけれども、今回公有水面埋立承認ということを知事が決定をいたしました。知事は県外移設を翻したというふうに私は思うんですが、知事はいかがですか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時17分休憩

午後 5 時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 公約を撤回したとは考えておりません。ですから、埋め立てについては、埋立法上の承認をしたと、こういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 朝からこの議論が続いているんですけれども、知事は県外だと言っているところに承認をしたんだと。県外もまだ生きているんだとおっしゃっているわけですね、朝から。だけれども、これは知事の理屈なんですね、私から見ると。国は県外を

選択肢に全く考えてないんですよ。これは自民党さんも同じなんですよ。県外・国外ということ、県外・国外と言ってきたことの中に県内を入れただけなんだというのを論じているわけなんです。けれど、国は県内移設しか選択肢はないと揺さぶっているわけですよ。県内を認めなかったら固定化だと言っているわけですよ。そうじゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時18分休憩

午後 5 時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） その国はおっしゃる国というのは、誰の、どこを指しておられるのかちょっとよくわかりにくいんですが、もしいわゆる何か抽象的な国だとして、県外というのは認めてないと、私、ゆめ思っておりませんよ。これは議論もし、いろんな意見交換もしてきております。

それからもう一つ、最後にちょこっとおっしゃいました固定化だという話は、これは別に公式の発言でも何でもないでしょう。自由民主党という一つの政党の中でのやりとりが漏れてきたということなんじゃありませんか。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん いいえ、先ほど知事公室長の答弁にも与党の皆さんにそういうような変化があるということは取り上げて皆さんの判断基準に入っているわけですよ、だから言っているんですよ。いわゆる自民党政権において沖縄における普天間基地と移転先は日米で取り決めた辺野古しかないんだと。だから知事、ずっと今まで県外の既存の場所にたくさんあるんじゃないかと。そういうことを知事はずっとおっしゃってきたんじゃないですか、どうですか。

○知事（仲井眞弘多君） 質問ですか。

○比嘉 京子さん いや、この場所でじゃなくて、知事は事あるごとに東京に行っているいろんな方に言ってこられたですね。

○知事（仲井眞弘多君） 県外と、ですよ。

○比嘉 京子さん はい。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと失礼します。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時20分休憩

午後 5 時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 一日も早い普天間の危険

性除去のために県外、県外というのは、しかもそれが早いということで私は申し上げてきましたし、アメリカでもその話をしてきたわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 知事はこれまでの議会の答弁で、日米両政府において辺野古移設か普天間飛行場の固定化かということの考えに対して硬直した考えであると非難してきたんですよ。やってこられましたよね。そのことを踏まえて、知事はこういう答弁をしておられますよ。県外の既存のところ、国に行くたびに大臣、皆さんに、何回も何回も県外を検討してくれと訴えてきたんだと。だけど取り合ってもらえなかったですよ、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 無論訴えてきました。取り合ってもらえないという表現はちょっと誤解を生むと思いますので、議論としては何度も申し上げ、ようやく総理が取り上げていただいたわけです。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これは外から見ると、公有水面埋め立てを承認してもらいたい、必死なんですよ。だから、今までの態度をやわらかくしながら、甘いことも言いながら、そしてさまざまな手だてをうんと使ってきたんですよ。そう思いませんか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 我々は、基地問題以外にもたくさんを政府との間で話をし、予算をとり、税をつくってもらったり、法律をつくってもらったりしているわけですし、これが全てですよ。議員がおっしゃるように、この辺野古への承認を得るためとか、今おっしゃった甘い言葉でというのは全く違うと私は思っておりますよ。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 知事、ではですね、辺野古に移設を容認して道を開くということは、これまで知事がおっしゃっていた負担の軽減につながるのでしょうか。

○知事（仲井真弘多君） ちょっとこれも休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時23分休憩

午後5時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） いろいろな形で負担の軽減というのは、我々は要求をしてきております。ですから、オスプレイもそうですし、キャンプ・キンザー

もそうですし、5年以内の県外移設もそうですし、地位協定もそうです。いろんな形で全て動かしているのは負担の軽減のためにやっているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん なかなかその結果が得られない、それが現状だと思うんですよ。

先ほどから繰り返されているのは、いわゆる県外移設だという知事公約に、今回県内移設をゴーサインに相手はとっています、国は。そういう発声をしています。これでやっと肩の荷がおりた、これでやっと辺野古が動くと言って喜んでおられます。そういうことをやっていながら、まだ県外移設も目指すんだということはこれはもう詭弁にしかならない。もっと言うと、これはマスコミではもっと厳しい言葉でたたいていますよ。それと同時に、県民に対してはなかなかわかりづらい。これは知事、もっとわかりやすく、県内、県外を誘致するんだということです、結果的には。サインをするということはそういうことじゃないですか。それをどうしてこういうふうに関外も捨てないんだなどと言って一緒にたにするんですか。辺野古移設を認めたんだということなんですよ、そうじゃありませんか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 法律に基づく承認の行為をしたということでありまして、どうしてこういう答えが御理解いただけないかが不思議でしょうがありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、終わります。

公有水面埋立法との適合状況について、ちょっとお聞きします。

12月の代表質問において知事が答弁をされた内容を言いますと、埋立承認申請について、今後、公有水面埋立法関係法令にのっとって承認基準への適合状況、利害関係者、それから名護市長及び関係行政機関などの意見も総合的に勘案し、承認するか否かを判断していくつもりですとお答えになっておられました。

では、まず第1に、名護市長の意見というものについてどのような勘案をされたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 名護市長の意見につきましては、この意見について免許権者を直ちに拘束するものではないというふうに考えておりますが、地元市町村長でありますので、その合意なくしての出願については問題が生じるだろうというふうなこ

とはよく承知しております。そういったことを勘案いたしましても、各種の承認基準やその他の基準に適合しているというようなことから、承認せざるを得ないというふうに考えたところでございます。

それから、この場をかりて一つ、おわびと訂正をさせていただきますと思います。

先ほどの渡久地議員の質問のときに、名護市長からの文書で「普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立の沖縄県知事による承認について（抗議）」という文書につきまして、私どもファクシミリをいただいているというふうに申し上げました。実は、1月6日に広報課のほうに届いておりましたので、大変申しわけありません。沖縄県として収受しております。訂正をしておわびをさせていただきます。申しわけございません。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、公有水面埋立法の関連法についてですけれども、午前中にも仲村議員がやっておりましたけれども、この今回の11月、12月の議会答弁において、この公有水面埋立法の4条の第1項に対する6つの基準、これに対して、1、第1号、第2号について、今2号について三角があると。その三角をマルにするかバツにするかという判断をどのような点でされたのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 仲村議員のときに、私どもが12月23日に知事へ現在の審査状況を報告した書類の中で、埋立法第4条第1項第2号について、マル（三角）というふうに表現をしています。それについて、マルといいますのは、不適合な部分がこれまでなかったものでマルとしております、ただし、一部外来種対策などについて審査が残っておりましたので、そのことについては三角というふうにしております。ただ、間もなく審査が終わるということで、結局12月25日に審査を終了し、知事には全て適合しているということを報告して審査を終了いたしております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 1については適合するというふうに考えておいでなんでしょうか、1号について。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） はい、1号についても適合していると考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん こういう考え方があります。

前防衛大臣の森本さん、森本前大臣ですね。いわゆる沖縄県の海兵隊については、軍事的には沖縄に置く必要は特にないんだと。しかしながら政治的に必要なんだという発言を残されていますよね。そうすると、沖縄に置く必要のない海兵隊のために辺野古をつくるのかということ沖縄県がもっと真剣に考える必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時30分休憩

午後5時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員御指摘の森本前大臣の御発言につきましては承知しております。

ただ、沖縄に海兵隊がいる理由、これだけの兵力がある理由というのは、これはもう再三にわたって沖縄県は政府に問い合わせているわけでございます。その説明は必ずしも十分ではないということでございますけれども、これは日米安全保障条約に基づいて日米間で取り決められた形で沖縄に海兵隊が存在していると、そういうふうに理解しております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん もう少しわかりやすく言ってほしいんですけれども、県としては沖縄に軍事的に海兵隊の存在は必要なんだと理解しているということですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 軍事的に必要かどうかということについては、沖縄県はこれまで判断したことはございません。しかしながら、日米安全保障条約を沖縄県は認める立場でございます。ただ、その過重な基地負担を減らしてほしいということを申し上げているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 前大臣がそういう発言をしたら、沖縄県としては負担軽減のために捉えてそれを使っていくという、私はそういう考え方が必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 森本氏の発言は発言として、これは一つの考え方であろうということは理解しております。ただ、その発言がじゃ今後政府を動かすだけの力になっていくか、それだけ合理的なものかということについては十分検討をする必要があらうかと思っております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、これまで私たち12月等の皆さんの議会の答弁ですね、答弁等を勘案しますと、本当に今回の承認ということはあり得ない。特に外来種一点をとりましてもあり得ない。そして、ジュゴンについても知見も得られてない、研究もされていない。さまざまなことがどう考えても客観的に考えても科学的に考えても外来種をストップかけることというのは誰が考えても不可能ですよ。そういうことを皆さんは、今現在とり得る、そういう対処によってオーケーなんだということを出すということ自体が、我々に答弁してきたことと承認ということのギャップがあり過ぎます。それについてはどういうふうに皆さん埋める予定ですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、外来種につきまして、その対策についてはかなり長いものですから、少し要約して申し上げますと、一定の調査や分析を行ってその土砂搬入時期の直前にそういった調査を行うことによって、その搬入される土砂にそういった外来種があるかないかということを確認した上で対応するという。そしてそれらについてはまた環境監視委員会等の助言などを得てやるというようなこととなっております。

また、ジュゴンにつきましてはおっしゃるとおり、まだよく知見が得られてないという部分がありますが、船舶の航行など一定程度離して行ったりとか、あるいは監視システムを構築する等によって一定のそういった環境保全措置がとられていると。またさらには、こういったジュゴンに関しましても環境監視委員会の先生方の御意見を聞くというようなことで適合しているものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 知事、砂を運んできますよね。運んできますと、例えば海の砂が海の中にあるのと、陸の岩砂を入れるということ、いろんな違い、その環境に応じられない違いがありますよね。あれだけの土砂をどうやってアリンこの卵1個を見つけるのかというと誰が考えても外来種をストップかけるのは難しいと考えますよね。どうですか知事、あれだけの土砂の中から卵一つ見つけなきゃいけないんですよ、それが可能でしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 御指摘のとおり、こういった環境に関する調査・分析というのは本当に専門性の高い分野だと考えておりまして、そういう専門の業者にきちんと調査を行ってもらい、そして

専門家の指導助言を得て確認するというふうになっておりますので、現時点でとり得る対策はとっているものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、沖縄県がランクⅠに指定した、そして後世に残すべき環境だといったところの外来種等の汚染について、そういう専門家の意見のもとにやっていく。それではとめられない可能性も十分残されている。それでもオーケーなんだということのみずからが決めた環境を守るべき地域を、みずからが壊していこうという、そういう埋立承認だということを指摘しておきたいと思います。

それから、これまで皆さんがさまざまな、これはもう何といいますか環境生活部のほうでもこれについて自然環境とか、それから生活環境について「懸念が払拭できない。」と言ってこられた11月議会において、数週間もならないうちに大丈夫なんだという結論を出したわけなんですよ。それはどのような経過からそういうことができたんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 昨年の11月29日に環境生活部の意見として48項目、そしてその前文のところに議員が御指摘の「懸念が払拭できない。」という全体の公表のようなものがございます。その後、そういったものに対して、沖縄防衛局から見解をそれぞれ48項目について求めています。その回答や埋立申請書などを総合的に審査した結果、基準には適合しているものと判断したということでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん いや、もう幾ら議論をしてもきっと土建部長のこういう答弁でいくんだろうなというふうに思いますが、結論としてどれだけ皆さんが意を尽くして答弁をされても、県民から見ると、今、辺野古をこういうような否定をしておきながらそれを認めていくというこの自己矛盾ですね、これは否定できないと思います。

それと同時に、もう一つはですね、知事、知事は、歴代、歴史上始まって以来、沖縄県にみずから基地を誘致をするという汚点を残す知事になるということはまことに残念だと思うんですね。それについてどういう認識をお持ちですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時38分休憩

午後5時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） もとものの原点は、普天間における危険性の除去、一日も早い除去ということが原点であることは議員もおわかりのとおりであります。

さらに、誘致という言葉をおっしゃいましたが、何も誘致をした覚えはございません。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん サインをするということは、ゴーサインを出すということです。承認をするということは政府に基地をつくっていいですよという許可を出すようなものです。それを誘致と言ったからと、ウエルカムと言っているんですよ。サインをするということは来ていいですよということなんですよ、そういう認識ないですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時 39 分休憩

午後 5 時 39 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この承認につきましては、誘致という形ではもちろんございません。これは再三繰り返しておりますけれども、やはり普天間飛行場の危険性の除去、宜野湾市のあの市民の方々の痛みをとにかく一日も早く取り除かなきゃいけないという、まず第一の行政課題について行政判断として知事はそのプロセスについて、これまで熟考し現在に至っているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 危険なものは名護に行っても危険なんですよ。どうして、どうして、県内でたらい回しをするのかというその発想そのものがおかしいと思うんですよ。危険なものはどこに持っていても危険なんですよ。それでいて、負担軽減というならばほかで解除しないといけません。そのことを模索するのが仕事ではないですか。どうして県内でたらい回しをすることを選ぶんですか、みずから、みずから。これは 6 項目に合致していてもノーと言うことができるような埋立法なんですよ。それを満たされていないかもしれないところを、曲げて曲げて、押し込めて、それでいて承認をするという。私は沖縄県の汚点と言えばこれほど大きな汚点はないと思うぐらいです。本当にひどい今回の知事の判断。なぜかという議会答弁と余りにも乖離している、県民感情とも乖離している、そして公約も破棄をしている。

そしてこの年末年始に会う人々の、本当に一般の政治を語らない人々、そういう人々がこの問題で持ち切

りです。メールでもそうです。年賀状でもそうです。もう本当に沖縄県はどうなるんだろうと、大変だけど頑張っしてほしいと、そういう声ばかりです。知事、知事が考えている以上にこれは大変な問題だと私は思うんですよ。そうじゃないんだ、ないんだとおっしゃるけれども。

私は、こういうような、きょう朝からで最後の議論になりましたけれども、やっぱり基地の機能強化を選択する、そして危険なものをたらい回しにする、そして御自分の公約を破棄する。こういうような県民にとっては不信きわまりない、そういう知事の今回の承認について、私たちは断固として反対を唱えていこうと思います。

知事にはぜひこういうことに対して信を問うためにも辞任をすることを求めます。

終わります。

○渡久地 修君 休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時 43 分休憩

午後 5 時 44 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ファクシミリにつきましては、秘書課のほうに届いていたものを見せてもらいました。

○渡久地 修君 きょう見たんだよ、きょう。きょう見たんでしょう。きょう見たんだよね、もういいよ。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって緊急質問は終わりました。

休憩いたします。

午後 5 時 45 分休憩

午後 5 時 46 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第 5 議員提出議案第 1 号 米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根 悟君。

〔議員提出議案第 1 号 巻末に掲載〕

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 ただいま議題となりました議員提出議案第 1 号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。

議員提出議案第2号「米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書」は、緊急を要する事件と認め、この際日程に追加して審議することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し審議することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 議員提出議案第2号 米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

座喜味一幸君。

〔議員提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 ただいま議題となっております議員提出議案第2号「米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書」について、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案の理由は、米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去について関係要路に要請するためであります。

意見書を朗読いたします。

〔米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書朗読〕

慎重に御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、明10日午後3時より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 前 島 明 男

会議録署名議員 赤 嶺 昇

平成26年 1 月10日

平成 26 年
第 1 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

（第 2 号）

平成26年
第 1 回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第 2 号）

平成26年 1 月10日（金曜日）午後 5 時 2 分開議

議 事 日 程 第2号

平成26年 1 月10日（金曜日）

午後 4 時45分開議

- 第1 議員提出議案第1号 米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書（米軍基地関係特別委員長報告）
- 第2 議員提出議案第2号 米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書（米軍基地関係特別委員長報告）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書
- 日程第2 米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書
- 日程追加 仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議

出 席 議 員（46名）

議 長	喜 納 昌 春 君	23 番	大 城 一 馬 君
副議長	浦 崎 唯 昭 君	24 番	嶺 井 光 君
1 番	上 原 章 君	25 番	前 島 明 男 君
2 番	砂 川 利 勝 君	26 番	照 屋 守 之 君
3 番	具志堅 透 君	27 番	新 垣 良 俊 君
4 番	又 吉 清 義 君	28 番	仲 田 弘 毅 君
6 番	儀 間 光 秀 君	29 番	新 垣 安 弘 君
7 番	新 田 宜 明 君	30 番	當 間 盛 夫 君
8 番	仲 村 未 央 さん	31 番	照 屋 大 河 君
9 番	玉 城 満 君	32 番	狩 俣 信 子 さん
10 番	西 銘 純 恵 さん	33 番	赤 嶺 昇 君
11 番	比 嘉 京 子 さん	34 番	新 垣 清 涼 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	島 袋 大 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	中 川 京 貴 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	桑 江 朝千夫 君	41 番	新 垣 哲 司 君
16 番	座喜味 一 幸 君	42 番	具 志 孝 助 君
17 番	呉 屋 宏 君	43 番	新 里 米 吉 君
18 番	仲宗根 悟 君	44 番	高 嶺 善 伸 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	45 番	奥 平 一 夫 君
20 番	山 内 末 子 さん	46 番	玉 城 義 和 君
21 番	瑞慶覧 功 君	47 番	玉 城 ノブ子 さん
22 番	渡久地 修 君	48 番	嘉 陽 宗 儀 君

欠 員（2名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉陽安昭君	主査	嘉陽孝君
次長	知念正治君	政務調査課長	大村浩三君
議事課長	平田善則君	副参事	宮城弘君
副参事兼 課長補佐	勝連盛博君	主幹	宮城優君
主幹	佐久田隆君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

この際、**日程第1 議員提出議案第1号 米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書**及び**日程第2 議員提出議案第2号 米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書**を一括議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長新垣清涼君。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 新垣清涼君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（新垣清涼君） ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、議員提出議案第1号については、提出者を代表して仲宗根悟委員外4名の、議員提出議案第2号については、提出者を代表して座喜味一幸議員外1名のそれぞれ出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における質疑の概要等について申し上げます。

まず、議員提出議案第1号「米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書」案に関し、県外、国外移設が入っていない理由は何か、また、宜野湾市民は一日も早い危険性の除去を求めているが、本案にはそれが含まれているかとの質疑がありました。

これに対し、我々としてはこれまでどおり県外、国外への移設を求めているが、政府が辺野古へ基地をつくらうとする動きに対して、その断念を求めることが今の情勢に対して最も適切であると考え、要点を絞ったものであるとの答弁がありました。

次に、本案には環境保全上の懸念が払拭されていないとあるが、環境保全上問題があるから断念しろとい

うことなのか、それとも米軍基地であるから断念しろということなのか、また、同様の埋立事例である那覇空港第2滑走路についてはどう考えるかとの質疑がありました。

これに対し、県議会ではこれまで申請書の内容が公有水面埋立法第4条第1項の各号に適合しているか否かの審査を行ってきた。中でも第2号については、外来種や自然保護の問題、騒音の問題等があり、到底承服できる申請内容ではないと考えていた。それをこの文面に表現したものである。また、那覇空港第2滑走路については、辺野古と埋立面積も似ているが、辺野古については、沖縄県自体が自然環境の保全がより重要であるとするAランクに指定しているとの答弁がありました。

次に、議員提出議案第2号「米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書」案に関し、沖縄県議会は4年前に、普天間飛行場の早期閉鎖・返還、辺野古基地反対、県内移設反対、国外・県外移設を求めるという内容の意見書を全会一致で採択し、政府への要請行動も行った。本案は、あの意見書内容を踏まえているのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでのさまざまな経緯を尊重しているが、平成8年の普天間飛行場返還合意から17年が経過した中で、政府の方針として、日米合意内容が推進できなければなかなか解決は難しいという局面にあるため、我々としては、何としても普天間飛行場の危険性を除去したい、返還を実現させたいということを優先させたものであるとの答弁がありました。

次に、提案者側は、普天間飛行場の県外移設には賛成なのか、反対なのかとの質疑がありました。

これに対し、我々としては、普天間飛行場の返還と移設先の問題をセットに議論すると、問題解決が非常に不透明になるとの認識に立ち返っている。そのため、普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去の一点に絞って求めていくものであるとの答弁がありました。

次に、今回の臨時議会は、昨年末の知事の埋立申請

承認に関連して緊急に開催され、与野党が対立している状況になっている。しかしながら、文面の大半が知事のこれまでの発言や行動を列挙しており、最後の2行だけ普天間飛行場を返還してほしいと書いても、県民に誤解を与えるのではないかとの質疑がありました。

これに対し、返還合意が遅々として進まない現状の中で、何としても問題解決しなければならない。そのため、政府も再度さまざまな取り組みをしているので、改めて普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求めるものであるとの答弁がありました。

次に、返還という言葉が使われているが、移設とは異なる意味で使っているのかとの質疑がありました。

これに対し、返還という目的を達成するためには、さまざまな手法があろうと思う。移設も含めて、とにかく返還してほしいという思いで使っているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、議員提出議案第1号は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議員提出議案第2号は、可否同数となり、委員長裁決により否決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議員提出議案第1号及び第2号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 議員提出議案第1号「米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書」に賛成をし、議員提出議案第2号に反対する討論を行います。

仲井真知事は、辺野古移設・新基地建設反対という沖縄県民の総意を踏みにじり、「県外移設」というみずからの公約に背き、安倍政権が申請した辺野古に新基地を建設する埋め立てを承認したことは、沖縄県民に対する歴史的裏切りと言わなければなりません。沖

縄県民の総意を強権的な手法で分断し、県知事に新基地建設のための公有水面埋立申請の許可を迫り、力づくで公約を撤回させ、新基地建設を押しつけた安倍政権を断じて許すわけにはいきません。

仲井真知事と安倍首相の会談で確認された負担軽減策は、辺野古への新基地建設という耐えがたい負担強化を前提にしたものであります。しかも、普天間の問題でもオスプレイや日米地位協定、環境問題でも実現性が何ら保証されていない口約束にしかすぎません。このようなごまかしの方策で新基地建設を押しつけることは、到底許されるものではありません。

安倍政権は、振興策として毎年3000億円を保証すると言っています。しかし、復帰時に政府が県民に約束したことは、多年にわたる忍耐と苦難の歴史の中で生き抜いてこられた沖縄県民の心情に深く思いをいたし「償いの心」でもってと定めたのが沖縄振興予算の精神であります。政府が沖縄振興のために尽くすのは当然であり、それを基地と引きかえにするのはとんでもないと言わなければなりません。しかも、仲井真知事は有史以来といいますが、振興予算は大田県政の4700億円をピークに下がり続けております。こうしたまやかしにだまされるわけにはいきません。

辺野古埋立申請で県環境生活部は、18項目48件の意見を県土木建築部に提出をいたしました。埋め立てによって環境保全措置や外来種の生態系への影響、ジュゴンや航空機騒音による被害等、いずれも具体的な対策は示されず環境への重大な影響は避けられないとなっています。辺野古・大浦湾の海は世界遺産登録の候補地であり、沿岸域は県の環境保全に関する指針でランクⅠに評価されている地域です。公有水面埋立法では、環境保全や災害防止について十分な配慮がなされていない場合、知事は免許を与えてはならないとなっています。

普天間基地は、戦後、米軍が住民の住んでいる地域を銃剣とブルドーザーで強制的に接収して建設されました。航空機の爆音や墜落事故の恐怖、女性や子供に対する人権じゅうりんや宮森小学校に戦闘機が墜落し児童、住民を含む18人が死亡した事件など、多くの県民が生涯忘れられない悲劇を経験してきました。私たちの戦後68年間は事件・事故の連続であり、基地あるゆえに耐えがたい苦難を押しつけられてきました。今も基地の島沖縄の現実が変わっておりません。

沖縄の海兵隊は、日本と沖縄の平和と安全のために存在するものではありません。イラク戦争やアフガン戦争に出撃し、ファルージャで住民を虐殺し、世界中から非難の声を受けた殴り込み部隊であります。この

ような部隊は、沖縄にも日本にも必要ありません。世界一危険な普天間基地は、閉鎖・撤去以外にありません。

自然豊かな辺野古の自然を破壊しつくられる新たな基地は、2本の滑走路と軍艦が接岸可能な護岸や弾薬庫など普天間基地にはない新たな機能を持った耐用年数200年の最新鋭の基地です。米海軍佐世保基地所属のオスプレイが艦載可能な強襲揚陸艦ボノム・リシャールも接岸可能な基地になることも明らかになっているではありませんか。これ以上基地あるがゆえの苦しみを私たちの子供たち、孫たちに引き継がせるわけにはいきません。

名護市長も意見の中で、「私たち県民は、68年にも及ぶ米軍基地及び軍人・軍属による事件・事故等の危険・不安にさらされ、人権をも脅かされる生活を強いられてきました。これらの不合理・不条理さは既に我慢の限界を超え」ています。「今を生きる大人が悔いのない選択をすること、未来へ正しい選択を示すことで、未来を担う子どもたちへの道しるべとなるものと確信」し、「名護市民の誇りをかけて、「普天間飛行場の辺野古移設」に断固反対する、これが名護市民の強い決意であります。」と述べています。

しかし、仲井眞知事は、この地元名護市民、市長の意見、県民総意をも踏みにじり辺野古埋め立てを前提として、この辺野古埋め立てを承認したことは断じて許されません。

議員提出議案第2号は、オール沖縄の意思である「建白書」で示された「普天間基地の閉鎖・撤去」と「県内移設断念」の県民総意に背くものであります。

よって、議員提出議案第1号「米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書」に賛成をし、2号議案に反対をいたします。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 議員提出議案第2号「米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書」に賛成する立場から討論を行います。

普天間飛行場移設問題については、平成8年4月に当時の橋本総理とモンデール駐日大使が普天間飛行場の全面返還に合意し、同12月のSACO最終報告で5年から7年以内に条件つきで返還すると発表してから17年、平成18年5月の在日米軍再編で名護市辺野古の代替施設を2014年度までに完成させ、嘉手納飛行場以南の同施設の全面返還とキャンプ瑞慶覧の一部を返還することに合意されてから8年が経過している。

仲井眞知事は、これまで平成23年5月に辺野古移設

に向けた日米共同声明を受け、県や地元の了解を得ずに移設案が決定したことはまことに遺憾、受け入れは極めて厳しい。また、6月定例会において、県内移設は不可能に近い、拒否の選択肢もある。同年9月定例会においては、日米共同声明見直し、県外移設を求めている。また、平成24年9月に当時の外相や防衛相との会談では、県外で移設先を探したほうが早い。そして去る11月定例会においては、日米両政府に普天間県外移設、早期返還の実現を強く求めている。県外で探さないと現実的ではないなどと日米両政府に早期の問題解決を促してきたところであります。

今、仲井眞知事は、沖縄県の基地負担軽減のため4項目の要請を行い、総理も全力で取り組むことを約束しました。一方で、知事は、県民の思いやみずからの公約の観点から、県外移設を求め続けることを表明しております。今まさに安倍総理が約束した、普天間基地を5年以内に県外に移設し、閉鎖状況を実現していく、普天間基地の早期返還を初めとするこの項目については、我々は確実な実行と履行が求められるところであります。

したがって、普天間の危険性の除去、早期返還の課題は喫緊の課題であり、状況のいかんを問わず、普天間飛行場が一日も早く返還され、危険性の除去が実現されることは重要であり、県民の思いであります。県民の願いは、基地の負担軽減であり危険性の除去であることに鑑み、普天間飛行場が一日も早く返還され、危険性が除去され、平和で豊かな県土づくりを進めていく、そういう県民の思いを政府はしっかりと正面から受けとめなければならないというふうに思っております。この沖縄の厳しい状況、県民の思いを確実に実行し、基地負担の軽減を図るべきであります。

したがって、普天間飛行場の一日も早い返還、危険性の除去、これが県民の願いであります。

どうぞ皆様方、議員提出議案第2号の趣旨に御賛同いただきますよう、賛成の立場から討論を行いました。

ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 山内 末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 県民ネットを代表いたしまして、議員提出議案第1号「米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書」に賛成の立場から討論をいたします。

2014年、沖縄の元旦はすばらしい初日の出で幕あけをいたしました。その朝日とは裏腹に県民の心はずたずたに傷つけられ、その思いをどこにぶつけたらいい

のかかわらないくらい暗く、悲しみと憤りに満ちた幕あけとなりました。

それは言うまでもなく、辺野古移設容認へと公約を翻した5人の自民党国会議員、自民党県連に続き、12月27日の仲井眞知事の埋立承認という、沖縄県にとりまして歴史に残るあしき決断によるものです。

戦後の政治的な選択の余地もなく、銃剣とブルドーザーにより強制的に接収されつくられた沖縄県の基地、その返還を68年間求め続けてきた中で、初めてみずから手で新基地の提供へと着手をいたしました。知事に対する絶望感と、政府に対し長年にわたる基地の押しつけ、主権国家にあるまじき沖縄県の民意を無視した県民不在の政策にその憤りは、怒りはとどまるところを知りません。

世界一危険な普天間飛行場の危険性の除去は、沖縄県の積年の願いであることは言うまでもありません。その移設先をオール沖縄で県外へと求めた政治家が、政府・自民党の恫喝、圧力に負け、辺野古へと舞い戻っても県民の7割近くは辺野古移設は受け入れていません。辺野古の豊かなあの海で命を育み、生活の糧、心のよりどころとしてきた地元住民の海を守るその闘いは県民全体の闘いとなり、その思いはさらに強くなっているのです。県民の民意をないがしろにした辺野古移設は断じて許されるものではありません。

17年にもわたる沖縄県の闘いは今や集大成を迎え、その訴えは米国政府、世論も注目をし、知事の不承認の判断がその事態で大きく普天間を動かし、辺野古断念の道筋も見えてきた中での方針転換は決して理解できるものではありません。

昨日の知事の埋立承認説明は、改めてその判断の稚拙さと公約に反していることを露呈したものです。知事は、普天間の5年以内の運用停止後に、基地が完成後、辺野古に回帰することになることを認めています。県外移設の公約と支離滅裂なその姿勢に県民だけでなく県内外、心ある多くの人々から批判が高まっています。知事の埋立承認の記者会見の様子が全国に発信され、沖縄県の基地反対は結局、金で片がつくという誤ったメッセージを沖縄県知事みずからが発する結果となったことはまことにざんきにたえないところがあります。

去る1月7日には、世界の識者と文化人29人により、沖縄の海兵隊基地建設に対する力強い非難声明が出されました。沖縄の軍事植民地状態を深化、拡大する取り決めだとして明確に反対し、普天間飛行場の無条件返還を訴えています。世界をまたぎ、この辺野古の海の埋め立てと普天間飛行場の異常性を指摘し、沖

縄で行われています長年にわたる人権侵害を不条理性を指摘しております。

沖縄県民が長年にわたり平和を希求し尊厳と人権と環境保護の非暴力の闘いが今こうして認められ、世界的にその輪が広がっています。このことを自信につなげ、さらに県民のアイデンティティーに基づきその力を再結集していくべきであり、分断され後世へと禍根を残す辺野古の海を埋め立て、新基地建設を行ってはいけません。

普天間と辺野古は直線距離でわずか36キロ。この狭い沖縄県、どこであろうが危険な状況は続きます。それが負担軽減と断じて言うことはできません。たらい回しされるだけの負担軽減策に喜ぶ浅はかさを県民は嘆いています。沖縄の主体性を発揮し、歴史と自然と文化をよりどころにし、人々の自信につながる沖縄を築き上げるのか、または政府にすり寄り県民の誇りと尊厳を投げ捨てるのか、まさに今私たちは歴史の分岐点に立っています。

辺野古移設を断念することで、県民の魂のこもった政治を後世に引き渡すためにも、議員提出議案第1号「米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書」に賛成し討論といたします。

議員諸氏の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

〔新田宜明君登壇〕

○新田 宜明君 それでは議員提出議案第1号に賛成をし、議案第2号に反対する立場から討論をいたしたいと存じます。

まず議案第1号の意見書は、平成22年2月24日、本県議会で全会一致で採択されました「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」の内容、趣旨と合致するものであります。同時に、昨年1月28日に安倍総理に直訴した建白書の趣旨にも合致した内容であります。その建白書では、「オスプレイの配備を直ちに撤回すること。」、同時に「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。」でありました。

知事が辺野古埋立承認をした後の直近の世論調査でも、辺野古移設反対は72.4%であります。よって、議員提出議案第1号の「米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書」は、県民の民意を正しく反映した内容であります。

一方において、議員提出議案第2号の「米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書」は、辺野古埋立承認をした知事をかばうために、

知事が県外移設の公約を堅持しているかのように装った内容になっています。

この意見書では、知事は総理に対し、「4項目の要請を行い、総理も全力で取り組む約束をした。」と述べておりますけれども、何を根拠に約束したと確信できるのでしょうか。

一方で、名護市辺野古に新基地建設を認めながら県外移設を堅持し、基地負担の軽減に取り組むなどするのは全く詭弁にすぎず、巧みに言葉を操る策術的な内容であります。

去る1月7日、「世界の識者と文化人による、沖縄の海兵隊基地建設にむけての合意への非難声明」が出ております。この声明は、言語学者のノーム・チョムスキー氏、それからアカデミー賞受賞映画監督のオリバー・ストーン氏、それからマイケル・ムーア氏、それからノーベル平和賞受賞者のマイレッド・マグワイア氏、さらに歴史学者のジョン・W・ダワー氏、元陸軍大佐で外交官のアン・ライト氏、それから国連のパレスチナ問題特別報告者リチャード・フォーク氏等が連名で声明文を発表をしております。その内容については、先ほど山内末子議員が述べましたので割愛をさせていただきます。

このように世界の著名な識者は、辺野古埋立承認と新基地建設に反対する声明を出しております。

私たちの提案した「米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書」は、世界の人々から共感と賛同を得る内容であります。まさにウチナーンチュとしての党派を超えたアイデンティティーに基づくものであります。

ところで、「米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書」は、新基地を名護市に押しつけ、その痛みを我が身のこととして感じない想像力の働かない意見書であります。戦後68年余りも米軍基地によって苦しめられてきた県民にとっては、到底通用するはずがありません。

知事の辺野古埋立承認によって県民同士が激しく衝突し合うことは容易に想定できます。多くの県民は、金で沖縄を売った、本土の人たちには金で沖縄はどうにでもできるというダーティーなイメージを与えたことは間違いありません。ケビン・メア氏が言った、ゆすり、たかりの名人の言葉が的を射ていたとますます確信させるのではないかと危惧をしております。私は絶対にこのような偏見と差別を認めるわけにはいきません。

よって、このような観点から、議員提出議案第1号「米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を

求める意見書」に賛成をし、議員提出議案第2号の「米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書」に反対をして、私の討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 議員提出議案第1号「米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書」に賛成の立場から、社大党を代表し討論をいたします。

市街地のだ真ん中にあり、クリアゾーンもない普天間飛行場の危険性は、一日も早い閉鎖・撤去をすべきであることは論をまちません。一方、国土面積0.6%しかない本県に米軍の占有施設74%が集中させられていることは異常であり、日米両政府の二重基準による押しつけであります。

私たち沖縄県民は、未来に向かって人間としての安全保障を求めて、基地のない沖縄を目指すビジョンを掲げています。そのためには、危険性の除去、騒音のない、人間としての生活を求めて普天間飛行場の一刻も早い閉鎖・撤去、そして辺野古に新基地をつくらせないという決意を込めた意見書をここに提出します。

県民の願いは、子や孫の時代にまでこのような環境を残してはならないという不退転の決意が県内に満ちあふれています。沖縄の青い海と空に戦闘機は要りません。海、空、陸の自然環境を守り、次の時代に手渡すことが大人の役割であり、基地を手渡すことではありません。

沖縄県議会から基地問題の質疑、意見書、決議等が一日でも早く一掃され、他県同様に県民福祉の向上に向けた議論ができるよう願うものです。

よって、議案第1号に賛成し、議案第2号に反対の立場の討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより議員提出議案第1号「米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書」及び議員提出議案第2号「米軍普天間飛行場の一日も早い返還と危険性の除去を求める意見書」の採決に入ります。

○當間 盛夫君 議長、休憩お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時36分休憩

午後 5 時36分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

議題のうち、まず議員提出議案第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時37分休憩

午後 5 時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

次に、議員提出議案第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立少数であります。

よって、議員提出議案第 2 号は、否決されました。

○奥平 一夫君 議長、45番。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 緊急動議の提案をいたします。

「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」の緊急動議を提案いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新垣 清涼君 議長、34番。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ただいまの奥平一夫議員の動議に賛成いたします。

○議長（喜納昌春君） ただいま奥平一夫君から、仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 5 時39分休憩

午後 7 時 1 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、休憩前に成立いたしました動議について、緊急を要する事件と認め、日程に追加して審議することについてお諮りいたします。

議員提出議案第 3 号「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」を緊急を要する事件として認め、日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第 3 号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し審議することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 議員提出議案第 3 号 仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲村未央さん。

〔議員提出議案第 3 号 巻末に掲載〕

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん ただいま議員提出議案第 3 号として提案いたしました「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」について提案申し上げます。

提案理由は、仲井眞県知事に対し、公約違反に抗議し、辞任を求め、県民に信を問うことについて求めるためであります。

読み上げて提案をいたします。

〔仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議朗読〕

以上です。

○議長（喜納昌春君） 提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 7 時 5 分休憩

午後 8 時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○島袋 大君 議長、大変申しわけないんですが、暫時休憩願いたいんですけども、よろしく願いしたいと思います。

○照屋 守之君 済みません。

今、私どもはこういうふうな動議が出されて、今臨時会でこういうふうなものが出されるということは、

全然予想だにしていなかったものですから、その今の対応について私どもは質疑はやりませんが、討論を今準備しているところです。それで、今、取り急ぎ準備をしているところですけれども、その準備のためにもう少しだけ時間をいただきたいと思っていますけれども、ぜひほかの議員の御理解もいただいて、これは緊急事態ですから。あと30分以内、30分ぐらい……

○議長（喜納昌春君） 30分ほどでよろしいですか。

○照屋 守之君 30分ぐらいで頑張りますから、ぜひお願いします。

○議長（喜納昌春君） はい、わかりました。

○照屋 守之君 心の準備も体の準備もできてなくて、ぜひ御理解願いたい。

皆様方には御迷惑をかけますけれども……。

○議長（喜納昌春君） 9時をめにしますので。

暫時休憩いたします。

午後8時27分休憩

午後9時6分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

議員提出議案第3号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんばんは。

ただいま議題となりました議員提出議案第3号「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」について、反対の立場から討論を行います。

私たち公明党・県民会議無所属は、普天間飛行場の

移設先についてはあくまでも県外を求め、辺野古への移設は反対であり、政府から求められた埋立申請に対しては未承認とするよう仲井眞知事に提言をしてきました。

沖縄は、さきの大戦で本土防衛の盾となり、国内で唯一の地上戦で壊滅的な損害をこうむりました。戦後は、米軍に質入れされ、過重な基地負担を強要されました。政府は今また全国が拒否する新基地建設を沖縄に押しつけようとしております。多くの沖縄県民がこれ以上の基地負担の押しつけは断じて受け入れられないと、辺野古への新基地建設に反対しております。

私たち公明党・県民会議無所属は、この県民の思いに寄り添い、県民とともに辺野古への移設に断固反対するものであります。その立場から考えたとき、去る12月27日、仲井眞知事が辺野古への埋立申請に対して承認したことは、到底容認するものではありません。したがって、仲井眞知事が下した辺野古への埋立承認に対して強く抗議するものであります。また、政府が県外移設を検討することなく、辺野古が唯一の移設先とする方針にも断固抗議をするものであります。

政府にあっては、普天間飛行場の県外・国外移設を追求し、沖縄の過重な基地負担を速やかに軽減し、米軍基地の整理縮小を強く求めるものであります。

一方、県政の課題は基地問題だけではありません。2012年からスタートした新たな沖縄振興計画は、今、軌道に乗り、沖縄の振興・発展への兆しが明らかになりつつあります。仲井眞知事は県政運営を担って7年余り、県民の福祉や生活向上に取り組み、県経済の発展、雇用拡大、教育、福祉政策、離島振興等々に邁進してきたことは、多くの県民が高く評価をしています。

公明党会派としてもIT産業や観光産業の発展、国際物流拠点の集積、大学院大学の支援、子供医療費無料化の拡充、待機児童の解消に向けた取り組み等々、仲井眞知事の多くの実績や手腕を高く評価しております。

また、沖縄都市モノレールの延長や那覇空港第2滑走路の実現、鉄軌道の導入等、今後、沖縄県発展のため重要な政策課題が控えており、新しい振興計画が3年目を迎え、県民が望む沖縄21世紀ビジョンの確実な実施は、県政与党の一翼を担う公明党・県民会議無所属として大きな責任があります。

仲井眞知事においても、沖縄県発展のため今後とも頑張っていたいただかなければなりません。沖縄振興計画が軌道に乗りつつある重要なこの時期、もしも仲井眞知事を失うことになれば、沖縄県にとって大きな損失

であります。その意味で仲井眞知事には、普天間飛行場の危険性の除去、基地負担の軽減にこれまで以上の取り組みを要求すると同時に、県勢の発展、県民生活向上に向け、さらなる頑張りを期待するものであります。

よって、議員提出議案第3号「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」には、反対をするものです。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 皆さん、こんばんは。

遅くまで大変お疲れさまでございます。

私は、今般提案されました「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」に賛成の立場から、県民ネットを代表して討論をいたします。

知事は、選挙で県民に公約した普天間基地の県外移設をかなぐり捨て、辺野古埋立申請を承認した。これは県民への背信行為であり、県議会が全会一致で決議をした普天間基地は国外・県外を無視した決定であり、到底許されるものではありません。

2012年9月9日の普天間基地の県内移設反対、国外・県外移設やオスプレイ配備の撤回を盛り込んだ県民大会、そして昨年1月には全41市町村長、議会議長の署名、県議会会派長の署名とともに、その県民総意の要求を盛り込んだ建白書を安倍首相に直接手交した。文字どおり、オール沖縄で新たな基地の建設は認めないとする県民世論は大きく盛り上がった。そのような県民世論に対し、政府はなおも移設先は辺野古が唯一の解決策であり、さもなくば危険な普天間の固定化だと、恫喝を加えてきた。

返還合意から17年間、市民や周辺地域住民の命を日常的に危険にさらし続け、日米合意に執着した思考停止の政府の不作为によって普天間は固定化されてきた。さらに、あろうことかたびたび墜落炎上しているオスプレイの配備を強行し、基地負担を増幅している。危険な普天間基地は直ちに閉鎖・撤去すべきである。

退任を前にした森本前防衛大臣は、普天間基地の移設問題で、軍事的には沖縄でなくてもいい。しかし政治的には沖縄だと、あからさまに日本本土に受け入れる場所はなく、沖縄が唯一だと明言をしている。安全保障を認めるなら、国民がその負担をひとしく負うべきとして一貫して発言してきた仲井眞知事の負担軽減は一蹴されております。移設先は辺野古、さもなくば普天間は固定化だという自民党中央の恫喝に屈服した

県選出国會議員5名の県外移設公約撤回と、それに続く自民沖縄県連の公約撤回と相次ぐ。そして最後の仕上げは政府と知事の埋立承認の茶番劇であります。

知事は病気を理由に議会を欠席をし、政府首脳と密会を重ね、議会で議論すらされてない5年以内の運用停止を含む承認の4条件の口約束と振興策を手土産に、県民が要求してきた県内への新基地建設反対、普天間の県外移設を葬り去りました。議会軽視も甚だしいものがあります。

選挙の際に県民と約束した県外移設の公約を辺野古埋立承認をすることで違反をしたことになる。埋立承認をしておきながら、県外移設は引き続き求めていくという、そして公約違反ではないなどと支離滅裂で開き直りと強弁は大変許しがたい。さらに、沖縄はまたも基地をカードに振興費の上積みを図ったという批判が県内外から出ております。沖縄の誇りと尊厳に傷をつけたことは、もはや沖縄を代表する知事としてふさわしくない。

知事は辺野古への移設は不可能に近い、反対運動などでかなりの期間がかかる、だから県外だとたびたび発言をしております。反対運動による建設期間の長期化を予測しながら埋め立てを承認をした。想定がされるのは、燃え上がる建設反対の運動等でまたもや県民同士の鮮烈な争いによって県民同士が傷つくことであります。傷つけ合うことがたやすく予想できることであるにもかかわらず、知事はそのことを黙認することになります。

県民の安心・安全、融和を図っていくのが知事の使命であることは論をまたない。知事はそのことを放棄し、知事としての職責を放棄したことになる。

よって、「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」に賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」に反対する立場から討論を行います。

端的に言いまして、仲井眞弘多知事の7年間の実績は、県民から高く支持を得ております。また、政治手腕、行政手腕に対して、野党もひとしく評価しているものと確信を持っております。

今回の知事への「公約違反に抗議し、辞任を求める決議」は、まさに名護市長選挙、そして11月の知事選挙の政局に絡めた、残念ながら県政史上、汚点を残す残念なことだというふうに思っております。

県民の声なき声の多くは、知事の判断を歓迎し、支持をしているものと確信をいたしております。

知事がこれまで、基地負担の軽減、沖縄振興について厳しくも政府と交渉を行い、結果を出してきたことは、まさに県民がひとしく認識、評価するところであります。今まさに、沖縄県は21世紀ビジョンを県民みずからつくり、将来のあるべき姿を21世紀ビジョンとして描いてきました。その実現の担保として、沖縄振興予算3000億円以上を向こう7年間も担保した。この出来事は、大変大きな実績であるというふうに……
(傍聴席にて発言する者あり)

○議長（喜納昌春君） 傍聴人は静粛に願います。

○座喜味 一幸君 評価するところであります。まさに観光客の拡大、そして国際ハブ貨物空港の取り扱い、貨物量、まさに第3位という大きな大きな経済の起爆剤として整備、振興しております。言うまでもなくITの集積、バイオテクノロジーの集積、そして最も特筆すべきは、北部・過疎、そして離島振興であります。これまで政治の陰で残念ながら表に出なかった離島・過疎・北部の振興、交通費の低減、そして農産物の不利性の解消等々は、本当にこれまでの離島・過疎地域のユニバーサルサービス、初めて政治的な解決、政治の光がまさに当たった実績であります。

私たちは、この21世紀ビジョン、明確に結果を出すべきときであります。最も21世紀ビジョンのこの目標の指標の中でわかりやすいことを言うならば、沖縄県民全国最下位、207万の所得がこの21世紀ビジョンの目標値として270万として掲げられている。まさにこれは絵物語ではない。それは、207万が270万となることは、全国の県民所得の中でも中位に位置づけられてくることは間違いのないのでありまして、この沖縄振興の予算とこの21世紀ビジョンの確実な進捗は、間違いなく沖縄の経済の自立化につながる。私たちはこういうこれまでにない新たな経済の自立に踏み出したところであります。まさしく野党も県議会の中で、仲井眞知事の政治手腕、行政手腕をひとしく評価していたということはまさに事実だったと思います。

辺野古は厳しい、県外が合理的である。この知事の基本的な政治スタンスは何ら変わっておりません。辺野古埋立承認申請は法律に基づく行政手続であることは言うまでもありませんが、知事は……（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 警告しますよ。静粛に願います。

○座喜味 一幸君 知事は、普天間飛行場の5年以内の閉鎖状況の実現、そしてオスプレイの県外分散配

置など4項目にわたって安倍総理に約束をしました。安倍総理のこの政治リーダーシップに間違いのない期待を持ちたいというふうに思っております。このことは、まさにこれまでになかった大きな事案であり、ようやく危険きわまりない普天間飛行場が動き出したというふうに私は考えるべきだと考えております。

知事の公約違反は、したがって公約違反には当たらないし、現実的な危険性の除去を進めることであります。この4項目が確実に実行されることが重要でありますし、この実行がなければ公約違反と言われてもやむを得ないかもしれません。しかし、この約束が実現したとき、知事に抗議し辞任を求めた責任は誰がとるのか、私は余りにもきわまりないことだというふうに考えます。

政治には責任が伴います。一步でも二歩でも課題を解決することです。これが十分とは言えないまでも、普天間飛行場が5年以内に動く、空中給油機が岩国に移転する、オスプレイが県外へ分散移転を図る。まさに宜野湾の市民の生命と財産を守るという喫緊の課題からするならば、最も有効的な政治的判断だというふうに考えます。県民に御理解がいただけると確信します。

仲井眞知事の辞任を求める提案書は、基地の軽減についてどのような手法を持ち合わせているのか。これまでにない県民から信任の厚い仲井眞知事に対する抗議、辞任を求める決議に多分にある意味での冷ややかな目を向けることだと思います。

以上、述べましたことから、仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に対し抗議し、辞任を求める緊急動議は、理由や根拠がないものであり不要であると考え、原案に対する私の反対討論といたします。

御賛同よろしく願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

傍聴人に申し上げます。

せっかくの傍聴ですが、再三言っておりますが、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛要請に応えない場合は、地方自治法第130条第1項の規定で退場を命じますので、せっかくの傍聴ですからルールを守っていただきたいと思います。

今、与野党、粛々と討論をやっておりますので、よろしく願います。

次やる場合は、退場を命じます。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんばんは。

議員提出議案第3号「仲井眞弘多沖縄県知事の公約

違反に抗議し、辞任を求める決議」に対し賛成の立場から、社民・護憲会派を代表して討論を行います。

県知事の使命は、県民の命と尊厳を守ることであり、だからこそ、普天間問題のきっかけとなった1995年の少女暴行事件、事件を受けた県民大会で大田昌秀元知事は、米海兵隊員の凶悪な犯罪の被害者となった少女に対し、その尊厳を守れなかったことを心の底からおわびしたいと謝罪を行ったのです。

一方、昨年12月27日、仲井眞知事は、選挙公約として県外移設を掲げたにもかかわらず、辺野古の豊かな海を埋め立てる申請を承認し、しかも沖縄が金で基地を受け入れたとの印象を全国の人々に与え、県民の誇りと尊厳を知事みずから傷つけたのであります。

選挙公約とは何か。すなわち有権者が投票行動を通じて政治家と交わした契約であります。有権者にとっての最大の投票基準であると同時に、政治家にとっては、自身の任期中、政治生命を賭して守るべき重たい約束であります。

仲井眞知事は2010年の知事選挙の際、マスコミ主催の公開討論会の場で、今私の頭の中には、県内移設の選択肢はない、確固たる信念で県外移設を訴える、あるいは県外へと言っているのだから県内移設は入らないことになる、私の頭には県内の話はないというのが今の答えだとはっきりと述べています。公開討論会を報じた新聞を読み、テレビやラジオを視聴した有権者は、辺野古移設反対を明言をせずとも仲井眞さんに県内移設の選択肢はないと認識したに違いありません。それとも、あの知事選挙では今日の変説を前提に、今を強調し、その時点での考えを述べただけとでも言うのでしょうか。そうであれば、当選のため意図的に有権者を欺いた暴言、驚くべき立派なだましのテクニックの持ち主だと断言せざるを得ません。

仲井眞知事が県内への新たな米軍基地建設事業にゴーサインを出した初めての沖縄県知事であることは疑いようのない事実です。歴史的汚点を残した罪の大きさははかり知れません。何より許されないのは、知事が宜野湾市民と名護市民の命の重たさをてんびんにかけたことです。町のど真ん中にあるが、人家の少ない海に面していようが、危険にさらされるのは同じ沖縄県民のとうとい命です。

140万県民を代表して謝意を示し、政府の応援団を名乗り、振興策と引きかえに郷土を売り渡した史上最悪の県知事にこれ以上沖縄県のかじ取りは任せられない。

仲井眞知事の民意無視、独断専行の公約違反に満身の怒りを込めて抗議するとともに、知事職の辞任を求

め、私の討論を終わります。

以上、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 こんにちは。

私は、ただいま提案された「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」案について、反対する立場から討論を行います。

戦後68年の長期にわたって過重な基地負担を背負ってきた私たち沖縄県民にとって、米軍基地問題の解決は最も重要な課題であります。とりわけ、住宅地の真ん中に位置する普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。

仲井眞知事は行政運営の責任者として、みずから12月27日県民に向けて報告記者会見を行い、今臨時議会において議会に説明を行いました。知事は、公有水面埋立法等にとつた手続及び審査を行った結果、事業者は工事中の騒音などの環境保全措置、ジュゴンなどの海生生物に対する環境保全措置、また供用後の航空機騒音対策などを実施する計画であり、現段階でとり得ると考えられる対策が講じられているものと判断をいたしました。したがって、法に定められた承認基準等に適合していると判断せざるを得ず、名護市長や利害関係者から反対の意見が提出されていることを勘案したとしても総合的に本申請を承認せざるを得ないものと判断し、留意事項を付した上で承認したところであります。

いわゆる知事は、政府からの埋立承認申請に対し、行政行為として法律にのっとり審査をし承認せざるを得なかった。知事が言う、引き続き県外を求めていく、県外が早いですよという主張、この主張に関し私どもは矛盾を感じておりません。県外も含め普天間閉鎖が早まる、あらゆる可能性を模索すべきであると政府に求めていくということは公約に反しているとは考えません。

仲井眞知事は、知事就任以来7年間にわたり多くの県民の思いを背負い、実務者として粘り強く日米両政府との交渉を行ってきました。訪米し、米政府や連邦議会議員に直接訴えること3回、東京における公式、非公式の総理との交渉は数え切れないほどであります。このことが今般、普天間飛行場の5年以内の運用停止、日米地位協定の見直し等、かつては一顧だにされなかった事案について日米両政府を動かしつつあります。知事がこれまで基地負担の軽減、普天間飛行場

の危険性除去を最優先に考え行動し、政府と厳しい交渉を行ってきたことは、県民が理解していると思います。

これまでの……（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 退場を命じます。

地方自治法第130条第1項の規定により、再三注意をしましたが、退場を命じます。

どうぞ。退場を命じます。

議会を冒涇しないでください。退場です。

どうぞ、続けてください。

○桑江 朝千夫君 これまでの知事の実績を考え、これからも仲井眞知事の交渉力あるその力を信じ、任期を全うすべきであると考えます。

以上、述べましたことから、仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に対し抗議し、辞職を求める緊急動議は、理由や根拠がないものであり、不要と考えます。

原案に対する私の反対討論を終わります。

○議長（喜納昌春） 西銘純恵さん。

静粛に願います。公平にやりますので、静粛に願います、静粛に。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんばんは。

私は、日本共産党県議団を代表して、議員提出議案第3号「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」に賛成の討論を行います。

仲井眞知事が昨年12月27日、辺野古新基地建設のための埋立申請を承認したことは、県政史上、例のない米軍基地の建設を認める行為です。

戦後70年近く、米軍基地に苦しめられてきた県民の誇りと尊厳を著しく傷つけるものです。県外移設を公約にし、公有水面埋立法に適合できないことが県議会審議でも明らかになり、県民誰もが不承認を信じて疑う余地のない中で埋立承認に転じました。安倍政権の辺野古基地とリンクされた増額の振興策予算、実現性の担保も保証もない基地負担軽減策を、知事は、140万県民を代表して感謝する、いい正月になると発言しました。沖縄は金で心売ることという批判にさらされた県民は、いい正月を迎えられたはずはありません。県民の嘆き、憤り、悔しさはおさまりません。知事の公約破りは、歴史に残る県民への背信行為であり、到底許せません。

2010年の知事選挙で、仲井眞知事は普天間基地の県外移設を公約に掲げました。今回、辺野古は県外なのか県内なのかと問われ、知事は、辺野古は県内と明確に回答しました。県内である辺野古基地の埋め立てにゴーサインを出して、県外公約は守るという自己矛盾

に陥ってもなお開き直っているのは県民だましであり、欺瞞です。知事は普天間の5年以内の運用停止を約束したと言っていますが、安倍総理は言及せず、米政府は拒否をされていて、運用を停止する担保も保証ありません。

知事が辺野古の埋め立てを承認したことによって、新基地建設が動き出します。辺野古新基地は2本の滑走路があり、強襲揚陸艇、航空母艦、軍艦の接岸できる軍港を備え、弾薬庫を持ち、兵舎を備え、オスプレイ100機配備計画の200年の耐用年数を持つ半永久的な海兵隊の攻撃基地となります。米軍は、今でも他国で民間人を無人機などで無差別爆撃をしています。ベトナム戦争、アフガン、イラク戦争の出撃基地として罪もない女性や子供、民間人を殺りくしてきた米軍基地を強化、固定化するのが辺野古新基地建設です。

沖縄の米軍基地の形成過程は、戦争中に米軍が住民を捕虜収容所に囲っているときに、住民の土地を奪って強制接収して基地を建設しました。占領軍は戦時中であっても占領住民の財産を没収してはならない。略奪は厳禁すると定めたハーグ陸戦法規に反して基地を建設し、戦後は、銃剣とブルドーザーで住民を追い出して基地が建設されたことをこれまでも県は議会で述べています。68年間も居座り続けている、世界一危険な普天間基地は即時閉鎖・撤去すべきです。

普天間基地を返すからかわりに辺野古に新基地をつくってよこせという米国は居直り強盗そのものであります。辺野古新基地は、普天間にはない機能を強化した最新鋭の米軍基地です。米国言いなりに辺野古基地を押しつけるために県民を恫喝している安倍政権に、沖縄県民は決して屈服しません。基地あるがゆえの米兵犯罪、爆音被害、墜落の被害、県民の苦難、諸悪の根源である米軍基地の建設を容認することは、県民の誇りと尊厳にかけてきっぱりとノーであります。

県民が誘致したり合意してできた基地はかつてありません。普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念の県民総意は決して揺るぎません。自民党全ての国会議員、県連、仲井眞知事が公約を裏切ろうと、辺野古基地を許さないというのが県民の総意です。沖縄県民や日本国民だけでなく、海外の29人の識者が普天間基地の即時返還、辺野古移設中止の声明を出すなど、国際社会でも辺野古基地に反対する支援はますます広がっていくことでしょう。

私たち県議会は、2010年2月24日「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・撤去と県内移設に反対し、国外、県外移設を求める意見書」を全会一致で可決しました。議会基本条例第18条は、知事などは「その事務の執行に

当たっては、当該執行に係る議会の議決等の趣旨を尊重するものとする。」と規定しています。知事の承認は、議会基本条例にも反するものであります。

昨年1月、県内41市町村長、議長、県議会は、オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念の建白書を安倍総理に提出しました。知事の埋立承認は、建白書の県民総意に背くものです。沖縄県の21世紀ビジョンでは「将来的に基地のない沖縄を目指す」と明記しています。この計画は20年先を見据えたものだが、200年の耐用年数の基地建設を認めた辺野古新基地建設は、明らかに21世紀ビジョンに反しています。振興策とリンクしていないと言いつても、審査結果報告書によれば辺野古新基地と引きかえであることは明白です。

沖縄振興の立法趣旨は、復帰のときの日本国民と政府は多年にわたる忍耐と苦難の歴史の中で生き抜いてこられた沖縄県民の心情に深く思いをいたし償いの心を持って行うものです。基地と引きかえの振興だと、札束で新基地を押しつける安倍政権は許せません。県民は決して、安倍政権の恫喝、圧力に屈服しません。

公有水面埋立法は地元市長との合意を図る努力が求められています。知事は名護市長に一度も会っていないと答えていますが、合意を得る努力も一切行っていないのは、埋立法の適格性を欠き、正当性のない瑕疵ある手続であり、承認を撤回すべきです。

知事に対する承認に抗議をした名護市長の公文書が受理されずに宙に浮いていた問題は看過できません。地元の名護市民を切り捨てて米軍基地建設を強行することは、法も民主主義も破るもので、承認撤回以外ありません。

環境アセスの評価書で環境保全は不可能とみずからの知事意見を出したことに背き、かつ公有水面埋立法4条の自然環境の保護、災害防止の配慮ができないのに承認をしたのは違法であり、埋立承認は撤回をすべきです。

知事が不承認にすれば、米国議会や米国世論が普天間基地の閉鎖・撤去に流れを加速していく道を大きく切り開いていきます。絶滅危惧種のジュゴンを危機に陥れ、生物多様性の豊かな沖縄県の生態系を破壊するアルゼンチンアリの混入するおそれのあるサンゴの海、辺野古の埋め立て、新基地建設は将来に禍根を残すことになり、絶対に認められません。

世界では、平和友好条約によって紛争を解決する流れが大勢になっています。中国などアジアの国との緊張、もめごとは軍事力ではなく、話し合いで解決する道に踏み出すべきです。日米安保条約を平和条約に切

りかえて、日本国憲法9条を生かした基地のない平和な沖縄を実現していこうではありませんか。

県外公約を守ると県民をだましながら、政府・自民党のおどし、恫喝、圧力に屈服して県民を裏切った知事に、140万県民の知事たる資格はありません。即刻、知事の職を辞任することを求めて、賛成の討論といたします。

○議長（喜納昌春） 又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」への反対の立場から討論をいたします。

昨年4月には、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画が発表され、嘉手納飛行場より南の6施設並びに区域について、返還区域、時期、手順等が示され、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものと多くの県民から期待が寄せられております。

またキャンプ・キンザーについては、安倍総理から返還までの期間を最大限短縮することを目指すことが示されております。

日米地位協定については、これまでは運用の改善による対応であったが、昨年12月25日に日米両政府は、在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組みに関する共同発表を行い、同枠組みの作成に向けた2国間の協議を開始され、一定の前進があったと考えております。

オスプレイについては、まず12機程度の訓練の分散からスタートし、拠点の分散、そして普天間飛行場の運用停止に伴い、全機を県外に出すことも視野に入れ、知事から安倍総理へ要望したところであります。普天間飛行場の危険性除去が極めて重要な課題であるという認識は政府と共有しており、安倍総理からは、防衛省にチームをつくり取り組む旨の発言があり、去る1月6日に沖縄基地負担軽減推進のための特別検討作業チームが設置されております。

オスプレイの県外訓練については、昨年10月16日、滋賀県で日米共同訓練が実施されており、本年2月下旬から3月中旬に新潟県及び群馬県における日米共同訓練への参加について検討されております。この特別作業チームにおいて、沖縄における米軍施設・区域の早期返還及び訓練移転を含む負担軽減策について具体的な取り組みが進められるものと考えております。

普天間飛行場のKC130については、岩国市が受け入れを表明しており、ことしの6月から9月の間に岩国飛行場に移駐される見通しとなっており、これが実

現すれば、普天間飛行場の危険性の除去、基地負担の軽減に大いにつながるものと考えております。

昨年12月には、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限一部解除については日米間で合意され、一部操業が可能となるものと考えております。

航空機騒音対策においては、認可外保育施設についても認可保育所と同様に、児童の健やかな成長のために適切な保育環境を確保する必要があることから、防音対策事業の補助対象施設とするよう国に要請し、平成25年度補正予算に計上されており、関係市町村と連携し取り組みが実施されております。

知事は機会あるごとに、米軍基地問題について日米両政府に要請するなど米軍基地問題の解決促進に取り組んでおり、一步一步確実に前進させております。その実績は、今や多くの県民から高い評価を受け始めました。

最後に、普天間基地問題は、早期閉鎖・返還、県外、国外と訴えられておりますが、何の解決策も見出せないまま17年間が過ぎ去りました。固定化が危惧され始めましたことは皆様方も十分御承知だと思います。それが昨年の12月27日、宜野湾市民9万5000市民の生命を守るため、一日も早い危険性の除去の解決策に向け、大きな前進を見出した仲井眞弘多知事の決断に9万5000宜野湾市民は深く感謝をしております。この場をおかりいたしまして、宜野湾市民の本当の気持ちを述べさせていただきます。と同時に、当事者としては唯一受け入れ表明をしている辺野古の皆様方にも感謝を申し上げ、議員提出議案第3号に反対討論いたします。

○議長（喜納昌春） 島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」に反対する討論を行います。

政治には結果を出す責任があると思っております。無責任なことはできません。復帰して42年を迎えました。先ほど提出者代表の仲村未央議員から提案理由がありましたけれども、同じ復帰生まれとしましてこのような形で討論するとは思いませんでした。

提案の中で、振興策や沖縄の自立についての内容がありましたので、その観点から討論をしたいと思っております。

仲井眞知事は、就任後これまで県民の福祉生活向上のため身を粉にして努力してまいりました。選挙で掲げた公約につきましては真摯に取り組み、その全てに着手し、それまでどの知事も達成できなかったレベル

の成果を上げております。

一昨年の沖縄振興特別措置法的大幅改定、拡充の実現であります。特に、新たに創設された一括交付金制度は画期的なものであり、県や市町村の自主的な施策展開能力は大幅に高まりました。また、それまでの補助事業では対応が難しかった福祉、教育、文化、離島振興などの多くの分野におき、きめ細かい効果的な施策展開が可能となり、多くの県民に高く評価をされております。また、抜本的な基地跡地利用促進法の改正も実現をいたしました。これにより既に跡地利用の取り組みはスタートしております。この法律の中には、大幅改善された給付金制度も盛り込まれ、今後の基地跡地利用に強力な道筋をつけ、多くの方々から高い評価を受けております。さらに、沖縄21世紀ビジョン及び基本計画、実施計画を策定し、直ちに着手をしております。これまで困難とされてきた離島の交通コストの低減や、学生の離島会館など、離島・北部過疎地域の振興、待機児童解消への具体的、効果的な取り組みを開始しております。また、失業率の改善に向けた産業振興や雇用の拡大、健康・長寿世界一復活の取り組み、人口増加に向けた取り組み、子育て支援、医療、介護、福祉の拡充、離島・北部過疎地域の振興などを邁進していくことが期待されます。

このような中、長年の課題である失業率の改善につきましては、昨年18年ぶりとなる4%台を3度も記録をしております。就業者数は過去最高の66万人を突破しました。観光客数が史上最高の650万人を超え、国際物流貨物ハブ260社を超える情報関連の誘致におきまして、数万人の雇用を生み出すなど、復帰後最大の経済的活気にあふれた自立型経済の構築に向けた取り組みは完璧な軌道に乗りつつあります。

さらに、基盤整備の面からは1月に着工予定的那覇空港の滑走路増設に向けた取り組みとともに、駐留軍用地跡地利用の活用や鉄軌道の導入等による県土構造の再編が図られるなど、自立型経済の構築に向けた取り組みが加速することが期待されます。

仲井眞知事は、これまでのどの知事もなし得なかった県民生活全般にしみ渡るような施策を展開し、目をみはるべき成果を着実に上げてまいっております。そして、このことは沖縄を新しいステージに引き上げるものと確信をしております。

提出された議案には、知事の辞任を求める理由として、米軍基地と振興等の取引などが全国に発信されたとありますけれども、仲井眞知事は公約に掲げた沖縄振興等、先ほども述べましたとおり推進してきておりますので、この成果を基地との取引とするものではあ

りません。

沖縄振興は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄の自立的発展や、豊かな住民生活の実現に寄与することを目的に総合的かつ計画的に図れることとされているのであり、基地問題とはリンクはしていないのであります。

知事の功績は、歴代知事と比較しても突出していると考えております。変動する国際情勢の中、常に県民視点で現実的、実務的に負担軽減に取り組んできた仲井眞知事は、その残された任期を政府と約束した項目の実現に努めると表明しており、その辞職は沖縄の県益を大きく損ねる事態を招きかねません。

以上、仲井眞知事の功績は評価されることはあっても、沖縄の自立を遠ざける方向へ後戻りし始めたなどという指摘に対しましては、当たらないと私は思っております。

また、今回辞任を求める議員の皆さん方は、仲井眞知事が行ってきた県勢発展のための振興策は真っ向から反対するという事なんですね。これはしっかりと県民の皆さん方は御理解をして、今回の決議はしっかりと一県民として判断を、我々県民がどうすべきかを考えていただきたいというふうに思うわけであります。

以上述べましたことから、仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に対し抗議し辞任を求める緊急動議は、理由や根拠がないものであり不要であると考え、原案に対する私の反対討論を終わります。

○議長（喜納昌春） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま提出をされております決議案に対して、反対の立場から討論を行います。

沖縄県政、基地問題を初め経済振興、教育、福祉、観光振興など全般にわたって県政の先頭に立ってリーダーシップを発揮し、大きな成果をつくり上げてきた仲井眞弘多県知事に対して辞任を求める決議が提出されましたこと、私には到底理解できません。

決議文の中で、12月27日に埋立申請に対して承認したことを冒頭に挙げ批判しておりますけれども、埋立承認については、埋立法の行政手続の一環であり、慎重に審査した結果、法令上の瑕疵は認められず承認したものであり、このことは、県行政は法律に従って仕事が行われており、もし仮に法令の手続により瑕疵がないにもかかわらず不承認になれば、県知事は国や県民から法律違反との裁判が起こされることとなります。県知事は、県行政のリーダーとして違法行為はできないわけでございます。それをあえて法律違反をし

ろと言うのは、議員として到底言えることではございません。そのことに私は大きな疑問を抱いております。県議会議員であれば、法律という決め事、そしてまた公約という約束事、どちらが優先するかとか、あるいはまたどちらが重いとか、それは客観的に判断すべきことでございます。

県知事は、法律の手続に沿った意思決定は行ったものの、みずからの公約や県民の大多数の思い、そのような観点から県外移設を求め続けてこの問題を解決していく決意を示しているわけでございます。このことは、県議会の決議を通してこの問題を解決しようとする決意と共通の思いでございます。県議会とともにこの問題解決を図ろうとする県知事の行動は評価すべきであり、県議会の決議を踏みにじるなどとの批判という形では到底受け入れることはできません。

また、仲井眞県知事は、この基地問題を解決していくために日本政府の決意を促し、先に進めるために5年以内の運用停止や、キャンプ・キンザー7年以内の返還や、これまで日米地位協定の制定以来、数十年にわたってまだ一度も日本政府が取り組んでこなかった日米地位協定の環境条項の改正に伴う取り組み等を政府に要求し、安倍総理を初め政府がその実現に力強く表明したことは県民の代表として高く評価すべきでございます。

県知事は、毎年12月の定例会終了後に来年度の県民のための予算の交渉のために約1週間、東京に滞在をして政府に対して強力に予算交渉を行っているわけでございます。私ども県議会議員もそのことを認めてきたところでございます。そのような交渉に合わせて今回は、基地問題に対する要請も行ったものであります。このことを批判する議員の立場は、私は到底理解できるものではございません。

知事の言動を批判するばかりで、問題解決に何の具体策も示さない議員の立場は、逆に県民に対して責任を果たしていない、そのようなことが言えるのではないのでしょうか。この具体策というのは、具体的にいつ、どのように、どこに、どのような形で解決をしていくのかというその提案でございます。県知事の公約について批判はしても、批判する議員の公約の進捗状況やあるいはその実現性については何ら具体的には示さない、このようなことでいいのでしょうか。

仲井眞県政は、米軍基地問題と振興はリンクをさせないとのことでそれぞれの課題に取り組んできました。これまで政府も沖縄の特殊事情に鑑みて、沖縄を支援する法律をつくり、それに従って沖縄振興の予算を計上して、積極的に沖縄を支援する体制をとってき

て大きな成果があったことは周知の事実でございます。この基地問題と振興策をあたかも同列に扱い屈辱的だと決めつける提案者こそ、沖縄の現状や歴代の沖縄県知事を初め県政、そして県議会の立場を否定するものであると言わざるを得ません。また、これほどまでに政府につき従い、民意に背を向けた県知事はいないと断罪する提案者、その提案者にその表現をそのまま返したいと私は考えております。

仲井眞県知事は、自民党・公明党連立政権、そして民主党政権、さらにはまた自民党・公明党連立政権と国の政権が変化していく中においても、140万県民や県政の立場で政府と対峙をして県民のために頑張ってきたのが事実でございます。

特に、現振興法による沖縄振興計画については、沖縄県みずからの考え、県民の考えも結集し沖縄21世紀ビジョン、20年後の沖縄県のあるべき姿を示して、それを民主党政権に認めさせて平成33年度までの振興計画の決定や、さらに平成23年度国の予算が2300億円から平成24年度は2937億円、そして平成25年度3001億円、平成26年度については3400億円を実現し、歴代の県知事がなし得なかった驚異的な伸びを実現すると同時に、平成33年度まで3000億円台を政府に認めさせる離れわざを実現したのでございます。これは、47都道府県の県知事の中で仲井眞県知事にしかできないことでございます。このことは、文字どおり140万県民の立場で県勢発展の観点から政府と各省庁と闘って勝ち取ってきた成果でございます。

国は、1000兆円にもわたる債務残高を抱えて、東日本大震災などの大災害における対応、国の財政もかなり厳しくなっている現状で、仲井眞県知事の県民の生活や県勢を発展をさせていくその熱意と執念によって歴史的な沖縄振興のための予算を国に認めさせたものであり、そのことは全て県民のためでございます。

知事の実績については、雇用の創出、拡大、先ほども完全失業率が8年ぶりに4%台を記録したということがございますけれども、有効求人倍率は0.58倍と復帰後最高の実績がございます。産業振興につきましても、沖縄振興一括交付金を活用した取り組み、観光客誘客の取り組み強化、IT津梁パークを初めとする情報通信産業の集積、那覇空港第2滑走路の整備促進、那覇空港国際線ターミナルの整備、沖縄科学技術大学院大学の開学、福祉分野につきましても待機児童解消への取り組み、がん対策条例の制定、文化・スポーツ、空手道会館建設に向けたその取り組み、J2規格サッカー場公式戦のできる施設の整備や、あるいはまた先ほどもありましたように離島振興や人材育成、そ

してまた世界のウチナーンチュ大会の開催や太平洋・島サミットの開催などなど実に数多くの実績がございます。その県知事の行動と実績を、民意に背を向けた県知事はいないと談ずる提案者こそ県民に背を向けた行為でございます。

提案者は、基地問題解決に向けて取り組んでいる県知事を、県民の中に対立を持ち込むもので言語道断と厳しい批判をしておりますけれども、仲井眞弘多県知事の判断を多くの市町村長を初め市町村議会議員や多くの県民が理解をいたしております。そのことを隠して、それこそ一方的な決めつけで仲井眞知事を批判することは、私は到底納得がいかないわけでございます。

繰り返しますけれども、今回の県知事の判断は、多くの県民そして経済団体、市町村長、市町村議会議員の皆様が理解をいたしております。これは事実であり、この現実を直視しなければなりません。仲井眞弘多県知事は、沖縄県が自立していくために沖縄21世紀ビジョンをつくり、それをもとに国に対して財政支援を取りつけて沖縄県の自立に向けて一步一步、歩みを始めているのが事実でございます。

先ほども申し上げましたように失業率の解消や、あるいはまた県民所得の向上、基地の整理縮小、まさに沖縄県の自立は仲井眞弘多県知事が目指す沖縄県のあるべき姿でございます。その事実を無視して、あるいは隠して県民の代表の資格はないと談ずる県議会議員が、まさに提案者こそがその資格がないと私は考えるわけでございます。

知事は、普天間飛行場の移設問題に真摯に取り組み、そして引き続き公約に従って県外移設を求めていることを力強く表明し、安倍総理を初め日本政府も仲井眞知事の熱意のおかげで全国に負担を求めることや米国政府と真剣に取り組んでいるわけでございます。したがって、辞任する理由もなく、むしろこの厳しきときだからこそ仲井眞弘多県知事を先頭に基地問題や沖縄振興問題に取り組むべきでございます。

仲井眞県知事は、今や沖縄県のみならずの卓越したリーダーであるばかりでなく、全国都道府県知事に比べてもよりすぐれたリーダーであることは間違いないところでございます。多くの県民が、このように多くの実績を持ち先見性を持った仲井眞弘多県知事に期待を寄せており、一部の皆様から批判はあるにしても、全県下にわたって多くの県民が期待を寄せていることも事実でございます。今、このような大事な時期に信を問えとは、提案者は沖縄県政を混乱させなさいと言わんばかりでございます。このような厳しきときだから

こそ、オール沖縄で仲井眞弘多県知事を支えて、課題解決に取り組むのが県議会のあるべき姿であると私は考えます。任期を全うし、責任を果たすことが県知事の役目であり、仲井眞県知事を先頭に、そのような県民の期待に応えていきたいと考えるものでございます。

以上、そのようなことを申し上げまして今決議案に反対の立場から討論を行いました。御賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号「仲井眞弘多沖縄県知事の公約違反に抗議し、辞任を求める決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。（拍手する者多し）

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

—————◆・・・◆—————
○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第1回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

午後10時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 前 島 明 男

会議録署名議員 赤 嶺 昇